

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド 及び立入検査ガイドの制定案並びに立入検査実施要領の改正案 に対する意見公募の結果並びに制定等

令和5年3月29日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド及び立入検査ガイドの制定案並びに立入検査実施要領の改正案(以下「審査ガイド案等」という。)に関する意見(以下「提出意見¹」という。)に対する考え方について了承を得ることについて諮り、それらを踏まえた審査ガイド案等の制定及び改正の決定について諮るものである。

2. 経緯

令和4年度第48回原子力規制委員会(令和4年11月2日)において、審査ガイド案等について、意見公募の実施が了承され、行政手続法(平成5年法律第88号)に準じた方法による任意の意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

3. 意見公募の実施結果等

(1) 期 間：令和4年11月3日から同年12月2日まで(30日間)

(2) 方 法：電子政府の総合窓口(e-Gov)、郵送及びFAX

(3) 提出意見数²：

- －使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等への適合性確認に係る審査ガイド³の制定案：15件⁴
- －放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの制定案：28件⁴
- －放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る立入検査実施要領の一部改正案：8件⁴

¹ 行政手続法第42条では、命令等制定機関が、意見公募手続を実施して命令等を定める場合に、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見を「提出意見」と規定している。

² 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものはなかった。

³ 意見公募後、「放射性同位元素等の規制に関する法律第6条の基準への適合性確認に関する審査ガイド」に変更している。

⁴ 提出意見には他の案又は複数の案に対する意見が含まれる場合がある。

4. 提出意見に対する考え方等

提出意見に対する考え方について、別紙1-1から別紙3までのとおり了承いただきたい。

なお、別紙1-1から別紙3までには、提出意見を整理又は要約したものを掲載している⁵。

提出意見は全て、原子力規制庁において保存し、法令に従い開示する。

5. 審査ガイド案等の制定及び改正

提出意見を踏まえ修正等を行った審査ガイド案等の制定及び改正について、別紙4から別紙6のとおり決定いただきたい。なお、「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等への適合性確認に係る審査ガイド」については、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づくガイドであることを明確にするため、その名称を「放射性同位元素等の規制に関する法律第6条の基準への適合性確認に関する審査ガイド」に修正することとしたい。

施行日は委員会決定の日とし、速やかにホームページに掲載したい。

⁵ 行政手続法では、提出意見に代えて、提出意見を整理又は要約したものを公示することができるとしている。また同法の運用において、「提出意見」に該当しないものについては、命令等制定機関に当該意見を考慮する義務や当該意見等について公示する義務は課さないとしている。

<資料一覧>

- 別紙 1-1 放射性同位元素等の規制に関する法律第 6 条の基準への適合性確認に関する審査ガイドの制定案に対する御意見への考え方（案）
- 別紙 1-2 放射性同位元素等の規制に関する法律第 6 条の基準への適合性確認に関する審査ガイドの制定案に対する直接の御意見ではないが関連する意見への考え方（案）
- 別紙 2-1 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの制定案に対する御意見への考え方（案）
- 別紙 2-2 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの制定案に対する直接の御意見ではないが関連する意見への考え方（案）
- 別紙 3 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領の改正案に対する御意見への考え方（案）
- 別紙 4 放射性同位元素等の規制に関する法律第 6 条の基準への適合性確認に関する審査ガイドの制定について（案）
- 別紙 5 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの制定について（案）
- 別紙 6 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領の一部改正について（案）
- 参考 令和 4 年 1 1 月 2 日令和 4 年度第 4 8 回原子力規制委員会資料 3（放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド及び立入検査ガイドの制定案並びに立入検査実施要領の改正案に対する意見公募の実施）からの抜粋

**放射性同位元素等の規制に関する法律第 6 条の基準への適合性確認
に関する審査ガイドに対する御意見への考え方**

令和 年 月 日

整理 番号	意見の概要	考え方
1	<p>・全般（11/2 原子力規制委員会資料3 p287） 第1回の意見聴取における「例示の記載方法の工夫」「従来の審査実務との相違」について、本案には反映されていないように思えるが、どのように考えているのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「例示の記載方法の工夫」については、意見聴取の際、「例示以外のものが認められなくなるかのような誤った印象を与えないよう、例示の記載方法を工夫して欲しい」との意見があったことを意味していると思われませんが、同意見を踏まえた上で、放射性同位元素等の規制に関する法律第6条の基準への適合性確認に関する審査ガイド（以下「審査ガイド」という。）の制定案（以下「審査ガイド案」という。）は作成しています。 ➤ また、御意見の「従来の審査実務との相違」については、意見聴取の際、「ガイド案に記載している事項について、従来の審査実務と比べて変わっていないのか、それとも厳しくなっているのかがわかるようにして欲しい」との意見があったことを意味していると思われませんが、審査ガイド案の内容は基本的に従来の審査実務と相違するものではありません。 ➤ 以上より、御意見については、検討した上で適切に対応しているため、原案のとおりとします。
2	<p><該当箇所> 1 ページ 「また、本ガイドは、技術的知見、審査実績の蓄積等に応じて、定期的に検討し、適宜見直すこととする。」 <内容> このようなガイドは得てして硬直しやすい。またパブコメ募集期間が短時間であるため、見落としもありうる。できるだけ頻度高く見直ししてほしい。「定期的に」ではなく、「事業者の意見を聴取し、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査ガイドは、放射線施設等に関する技術上の基準等への適合性を審査する際に用いるものです。このため、審査ガイドの見直しの要否については、技術的知見や審査実績の蓄積等を踏まえて、判断することになります。 ➤ また、一般に放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）が改正された場合には、関係する下位法令や審査ガイド等の改正について検討することになりますので、その旨を審査ガイドに改め

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>随時見直すこととする。」としてほしい。また、「技術的知見、審査実績の蓄積」だけでなく、「法改正や社会的な状況を鑑み」を追加し、可能な限り、柔軟な対応を望む。</p>	<p>て明示する必要はないものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、審査ガイドを改正する際には、必要に応じて、関係団体からの意見聴取や意見公募を行います。
3	<p>・2 ページ 注記</p> <p>注記3の「放射性同位元素」で「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素」を含む条文を列記しているが、含む場合と含まない場合の違いはどのような整理に基づくものなのか、その考え方を示すべきではないか。事実関係だけを述べるのではなく、考え方を示さなければこのガイドラインは有用なものにならないと考えているのですが、いかがでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素」を含めて考慮すべきか否かについては、許可申請されている放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素が生成されるのか否かにより、判断されますが、御意見の「含む場合と含まない場合の違い」については、許可申請者の放射線発生装置の取扱いの状況等は様々であるため、これを示すことは困難です。 ➤ 御意見を踏まえ、上記の趣旨が明確になるよう、審査ガイド案の第1章第3節1. の記載内容を、以下のとおり修正します。 <p>(修正後の内容)</p> <p>本ガイドでは、「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素」を「含む」場合及び「含まない」場合の両者とも「放射性同位元素」と記述し、特段の区別を示さないが、<u>審査に当たって、審査官は、個別の許可申請の内容を踏まえて、適宜に読み替えるものとする。</u></p>

整理 番号	意見の概要	考え方
4	<p>・ 3 ページ</p> <p>「特段の区別を示さないが、その文意によって適宜に読み替えるものとする。」とあるが、この区別は【解説3】を読んでも考え方が示されていないため、本文又は【解説3】に記載すべきではないでしょうか。法令で示しているものを補足・解説するのがガイドラインの役割の一つであれば、このような記載こそ必要ではないでしょうか。</p>	<p>➤ 「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む」場合に該当するの否かについての判断の基準は、整理番号 3 の御意見に対する「考え方」に記載したとおりです。</p> <p>➤ また、審査ガイド案の解説3は、「法の規制を受ける放射線を放出する同位元素」について解説するものであるため、御意見を踏まえ、審査ガイド案の第1章第3節1.における「【解説3】」の記載位置を、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>1. 放射性同位元素</p> <p>「放射性同位元素」とは、法第2条第2項に規定するものをいう【解説3】。</p>
5	<p>・ 3 ページ</p> <p>「核種」の定義で、告示別表1又は別表2とある。別表1の「核種」が本来的なところであるが、別表2の「核種」が別表1の核種を包含しているのではないか。</p>	<p>➤ 御意見の「本来的」及び「包含」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「核種」については、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号。以下「数量告示」という。）別表第1及び別表第2の「第一欄」中に「核種」の欄がそれぞれ設けられており、審査ガイドでは、これらに掲げるものを「核種」と定義するものです。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
6	<p>・ 3 ページ</p> <p>許可申請において、申請者が「国」でない場合でも、根拠法令（例えば国立法人法）によって「国」とみなされている場合も、「承認」</p>	<p>➤ 御意見の部分が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第37条（他の法令の準用）及びその委任を受けた国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）第25条第</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>となるのでその旨記載すべきではないでしょうか。法律の条文をただ記載するのではなく、解説や説明、補足等がなければ、ガイドラインとして意味をなさないのではないのでしょうか。</p>	<p>1項第16号の規定により、国立大学法人等を国とみなして法第50条の規定を準用する場合を否定するものではないことは明らかですが、その趣旨がより明確になるよう、審査ガイド案の第1章第3節5.の記載内容を、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>ただし、申請者が国である場合には、法第50条の規定により、「許可」とあるのは「承認」と、「許可申請」とあるのは「承認申請」とする。また、国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）第25条第1項第16号の規定により、申請者が国立大学法人等である場合も、同様に「許可」とあるのは「承認」と、「許可申請」とあるのは「承認申請」とする。</p>
7	<p><該当箇所></p> <p>p6 2. 確認の視点</p> <p>なお、確認に当たっては、国や地方公共団体が公開しているハザードマップ（最新版）も併せて参照し、当該ハザードマップの記載内容に係る許可申請者における検討及び対策の実施状況等について併せて説明を求める【解説8】。</p> <p>p88 【解説5】</p> <p>放射線施設の放射性同位元素等を外部に漏えい、散逸等をさせ得る影響をもたらす地崩れ及び浸水の発生が相当程度見込まれる場所ではないものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ハザードマップについては、解説8に示すとおり、本法に係る許可申請時において、許可申請者にハザードマップ（最新版）を添付することについて協力を求め、許可申請者における自然災害発生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものであり、御意見の「ハザードマップの審査適合性基準」のような規制要求を新たに設けるのではなく、許可申請書に係る審査は、あくまでも法令の基準に基づき行うこととなります。 ➤ また、ハザードマップの内容が、御意見の「地崩れや浸水等」に係る法第6条各号に定める使用の許可の基準（以下「許可の基準」という。）に影響し得るか否かについては、許可申請者の工場又は事業所の状況は様々であり、当該申請がな

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>p89 【解説 8】 許可申請者にハザードマップ（最新版）を添付することについて協力を求め、許可申請者における自然災害発生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものとする。</p> <p><意見／理由> ハザードマップの審査適合性基準（地崩れや浸水等）を明確にしてほしい。</p> <p>（例）東日本大震災による津波被害の実績の有無や、南海トラフ地震等各種の被害予測の結果によって足切り（例えば震度5以上、津波高さ5m以上と評価されている場所は許可しない等）されることは無いか。</p> <p>（貯蔵施設、廃棄施設等も同様）</p>	<p>される前に、あらかじめ、原子力規制委員会が許可処分を行い得るものか否かを示すことは困難です。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
8	<p>1. P. 8 I. 1(1) P36 I. 1(1), P50 I. 1(1), P91 解 11, P96 解 24 常時立ち入る場所の線量 1-1. 意見 1. 現在、この線量が線量限度として運用され、規制官にも週 1mSv を要求する人がいます。 しかし、この規定は施設の遮蔽要件を規定したもので、従事者の線量限度 50mSv を超えないように遮蔽をするためです。 改めて線量限度の規定ではないことを確認いただきガイド等に反映していただきたい。</p>	<p>➤ 数量告示第 10 条第 1 項で規定する線量限度（遮蔽物に係る線量限度）が、御意見の「遮蔽要件を規定したもの」であることについては、審査ガイド案の第 2 章第 3 節 I. 1. (1)、第 3 章第 3 節 I. 1. (1)、第 4 章第 3 節 I. 1. (1) 及び解説 11 に明記しています。</p> <p>➤ また、御意見の「解説 24 では 1 週間に 1 mSv を超えると違法のように書いています」とする審査ガイド案の解説 24 のどの記載箇所について言及されているのかが必ずしも明らかではありませんが、解説 24 は、「使用施設内の人が常時立ち入る場所」の考え方を解説するものであり、その線量</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
9	<p>1. P. 8 I. 1(1) P36 I. 1(1), P50 I. 1(1), P91 解 11, P96 解 24 常時立ち入る場所の線量 1-2. 管理区域に常時(年間 50 週) 入る人がいても、50mSv を超えないよ うに遮蔽を管理しなさいの意味です。 解説 24 では 1 週間に 1 mSv を超えると違法のように書いています。 従事者の線量限度とするのであれば、1 週間 1 mSv を年間 50mSv と 同じ条項で規定すべきです。 今の解釈では、1 週おきに業務する従事者は年間 25mSv で規制され ることになります。 常時立ち入る場所の線量は線量限度ではなく、遮蔽の要件(施設要 件)であることを改めて再確認いただき、ガイドに反映いただきたい。</p>	<p>限度等を解説するものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。</p>
10	<p>9 ページ (3) 複合評価時の線量限度等 それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が 1 となる ようなその線量又は空気中の濃度をもって</p> <p>意見 「線量限度に対する割合の和が 1 となる」又は「濃度限度に対する 割合の和が 1 となる」ようなという意味でしょうか？(以下同様の 記述がいくつかあります) 「線量限度、又は濃度限度に対する割合の和が 1 となるようなその 線量又は空気中の濃度をもって」と句読点を入れるほうが分かりや すいのではないのでしょうか。</p>	<p>➤ 御意見の部分については、数量告示第 25 条の規定の文言 をそのまま引用しています。 ➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
11	<p>〈該当箇所〉 9 ページ 「実効線量が3月間につき 250 マイクロシーベルト以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることを求めている・・・」</p> <p>〈内容〉 事業境界の線量評価においては、遮蔽体を考慮せず、線源からの距離で評価することもあるため、遮蔽体が必ずしも必要としないこともあり得る。 ”実効線量が3月間につき 250 マイクロシーベルト以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることを求めている”は”遮蔽物等により、実効線量が3月間につき 250 マイクロシーベルト以下とすることを求めている”としたほうが良い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分は、「I. 法令の要求事項」という項目名が示すとおり、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第14条の7第1項第3号ロ及び数量告示第10条第2項に規定する法令の要求事項の概要を示すものです。 ➤ また、審査ガイド案第2章第3節II. の「4. 遮蔽物による遮蔽能力の設定」のうち、「なお、…（略）…許可申請者が遮蔽物を設ける必要がないとした場合」以降の文章において、御意見の事例に対する確認の視点を示しているため、修正や追記等を行う必要はないと考えています。 ➤ よって、原案のとおりとします。
12	<p>P. 9 P. 37 P. 51</p> <p>2. 工場又は事業所の境界における線量限度（規則第14条の7第1項第3号ロ） （3）複合評価時の線量限度等 ・・・又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中若しくは水中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。 なお、上記の「濃度限度」とは、工場又は事業所から排出する排気中及び排液中の放射性同位元素の濃度について、それぞれ数量告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見のような計算式、計算の方法等については、許可申請者が、自らの放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、適切なものを選択して適用すべきものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>示第14条に定める濃度限度をいう</p> <p>・事業所の境界の放射性同位元素濃度については、どのような計算式を用いるのですか？計算式を示してください。解説15でも同様に事業所境界について示しています。まずは基本となる計算式を提示していただきたい。</p>	
13	<p>審査 P. 9</p> <p>2. 工場又は事業所の境界における線量限度（規則第14条の7第1項第3号ロ）</p> <p>（3）複合評価時の線量限度等</p> <p>・・・又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中若しくは水中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。</p> <p>なお、上記の「濃度限度」とは、工場又は事業所から排出する排気中及び排液中の放射性同位元素の濃度について、それぞれ数量告示第14条に定める濃度限度をいう</p> <p><意見></p> <p>・事業所の境界の放射性同位元素濃度について計算して求める際、どのような計算式を用いるのですか？今まで許可使用者にこのような要求はなされていないので経験のないことです。原子力規制委員会として計算式を示してください。解説15でも同様に事業所の境界について示しています。まずは基本となる計算式を提示して</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>いただきたい。</p>	
14	<p>審査 P. 37</p> <p>2. 工場又は事業所の境界における線量限度（規則第14条の9第3号が引用する規則第14条の7第1項第3号ロ）</p> <p>.....</p> <p>（3）複合評価時の線量限度等</p> <p>同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中若しくは水中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている（数量告示第25条第2項）。</p> <p>なお、上記の「濃度限度」とは、工場又は事業所から排出する排気中及び排液中の放射性同位元素の濃度について、それぞれ数量告示第14条に定める濃度限度をいう。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1」と示されている。線量限度の比はどのように計算するのですか。 	

整理 番号	意見の概要	考え方
15	<p>P. 37</p> <p>2. 工場又は事業所の境界における線量限度（規則第14条の9第3号が引用する規則第14条の7第1項第3号口）</p> <p>.....</p> <p>（3）複合評価時の線量限度等</p> <p>同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中若しくは水中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている（数量告示第25条第2項）。</p> <p>なお、上記の「濃度限度」とは、工場又は事業所から排出する排気中及び排液中の放射性同位元素の濃度について、それぞれ数量告示第14条に定める濃度限度をいう。</p> <p>・「濃度限度」とは、工場又は事業所から排出する排気中及び排液中の放射性同位元素の濃度となっています。どのように事業所境界の濃度を算出するのですか？</p>	
16	<p>P. 9</p> <p>P. 37</p> <p>P. 51</p> <p>2. 工場又は事業所の境界における線量限度（規則第14条の7第1項第3号口）</p> <p>（3）複合評価時の線量限度等</p> <p>.....又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それ</p>	<p>➤ 御意見の部分は、数量告示第25条第2項に定めるとおり「同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるとき」の考え方であり、全ての許可使用者に対し、適用を求めるものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p> <p>➤ なお、数量告示第25条第2項の規定は、一般的には想定し</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中若しくは水中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。</p> <p>なお、上記の「濃度限度」とは、工場又は事業所から排出する排気中及び排液中の放射性同位元素の濃度について、それぞれ数量告示第14条に定める濃度限度をいう</p> <p>・規則第14条の11第1項第4号ハの規定により、排気施設は(1)から(3)のいずれかに該当するものであること。とされており、普通許可使用者は(1)（排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。）の適用により排気設備を設置している。そのため当該排気施設の設置により本質的に事業所の境界における濃度評価を行う必要が無いのに、事業所の境界における線量と濃度に関し、線量限度及び濃度限度の比の和が1以下であることを示さなければならぬのでしょうか。ご説明願います。</p>	<p>難しいものも含め、様々な状況が生じることを仮定した規定となっているため、審査ガイド案では、具体的な確認の視点は示していません。</p>
17	<p>審査 P9</p> <p>3. 工場又は事業所内の人が居住する区域に係る線量限度（規則第14条の7第1項第3号口）</p> <p>（3）複合評価時の線量限度等 上記2.（3）と同様である。</p> <p><意見></p> <p>・規則第14条の11第1項第4号ハの規定により、排気施設は(1)から(3)のいずれかに該当するものであること。とされており、</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>普通許可使用者は(1) (排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。) の適用により排気設備を設置している。そのため当該排気施設の設置により本質的に事業所内の病室又は居住区域の境界における濃度評価を行う必要が無いのに、事業所内の病室又は居住区域における線量と濃度に関し、線量限度及び濃度限度の比の和が1以下であることを示さなければならないのでしょうか。ご説明願います。</p>	
18	<p>P. 9 P. 37 P. 51</p> <p>2. 工場又は事業所の境界における線量限度(規則第14条の7第1項第3号ロ)</p> <p>(3) 複合評価時の線量限度等</p> <p>.....又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中若しくは水中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。</p> <p>なお、上記の「濃度限度」とは、工場又は事業所から排出する排気中及び排液中の放射性同位元素の濃度について、それぞれ数量告示第14条に定める濃度限度をいう</p> <p>・線量限度に関しても割合の和で考えるのですか?間違いではないですか?</p>	<p>➤ 御意見の「間違いではないですか」とする箇所が明らかではありませんが、御意見の部分は、数量告示第25条第2項の規定の文言をそのまま引用しています。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
19	<p><該当箇所>9 ページ 2 章 3 節 1 3 (1) 脚注 <内容> 脚注が 2 ページにまたがっているため、レイアウトを修正して 1 ページに収めるべきではないか。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の脚注 5 の配置を修正します。</p>
20	<p>審査 P9 3. 工場又は事業所内の人が居住する区域に係る線量限度（規則第 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号ロ） (3) 複合評価時の線量限度等 上記 2. (3) と同様である。</p> <p><意見> ・ 2. (3) と同様ですか？</p>	<p>➤ 御意見の「2. (3)」及び「3. (3)」は、いずれも、線量限度等について、数量告示第 2 5 条第 2 項の規定を適用するものであるため、同様である旨を示すものです。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
21	<p>審査 P9 3. 工場又は事業所内の人が居住する区域に係る線量限度（規則第 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号ロ） (3) 複合評価時の線量限度等 上記 2. (3) と同様である。</p> <p><意見> ・ 病室における濃度限度の算出の仕方に関する計算式の提示をお願いします。</p>	<p>➤ 御意見の「病室における濃度限度の算出」については、許可申請者が、自らの放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、判断して許可申請書に記載すべきものです。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
22	<p>〈該当箇所〉 10 頁 〈記述〉 その内容は、許可を受けようとする取扱いと対応するものであること、解説 19 〈意見〉 ここで、対応するものである。とありますが、解説 19 で示される放射平衡、子孫核種などは取扱いによって変わるのでしょうか？解説 19 には、「取扱いと対応する。」という意味を解説していません。わかりやすく説明をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の解説 19 は、取り扱う放射性同位元素等のうち、「放射平衡となる核種」における審査の視点について解説するものであり、御意見の「取扱いと対応する。」という意味を解説するものではありません。 ➤ 審査ガイド案の第 2 章第 3 節Ⅱ. 1. に記載の「許可を受けようとする取扱いと対応するもの」とは、許可申請書に記載されている核種及び数量等に係る記載内容が、許可を受けようとする放射性同位元素又は放射線発生装置の取扱いと対応関係にあることを確認するものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
23	<p>審査 P. 10 核種及び数量等について以下の事項が示され、その内容は、許可を受けようとする取扱いと対応するものであること【解説 19】。</p> <p>〈意見〉 解説 19 には、「取扱いと対応する。」という意味を具体的に解説していません。今少しわかりやすく、密封された放射性同位元素の場合、密封されていない放射性同位元素の場合と分けてご説明願います。</p>	
24	<p>審査 P. 11 (2) 密封された放射性同位元素 2 なお、「密封の状態」欄については、許可申請書には、当該欄の記載内容から判断できる場合を除き、その構造等について必要な内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「記載内容から判断できる場合」とは、図面又は説明書等を要せず、様式口の「種類及び数量」欄のうち「密封の状態」欄の記載で、その内容が判断できる場合を指しますが、その具体的な内容については、許可申請者が、自らの放射性同位元素の取扱いの状況等に照らし、判断して許可申

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>容が示された図面又は説明書等が添付されていること【解説21】。</p> <p><意見> 現在の申請時には、密封された放射性同位元素の密封状態に対して図面を添付している。ここでいう、「記載内容から判断できる場合」とは、具体的にどのような判断の場合のことか？判断基準を示して下さい。また、この要否の判断は誰が行うのか？審査担当官、それ以外の者なのか説明願います。</p>	<p>請書に記載すべきものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ また、御意見の「要否判断」を行うのは許可申請者であることは、その文意から明らかなです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
25	<p>12 ページ</p> <p>「許可申請者が定める上限を超過しないように管理するための方法」とは装置の構造のみならず、週単位、3月単位の集計の方法までも含んだ記載と読み取れます。その算出方法まで説明が必要なのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「許可申請者が定める上限を超過しないように管理するための方法」については、許可申請者が、自らの放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、判断して許可申請書に記載すべきものです。
26	<p>審査 P. 13 P. 39も同様</p> <p><意見> 「半減期が極めて短い場合であって、減衰を考慮した上で、……」の記述ですが、保管廃棄設備における評価時においては、四半期ごとに区分けして評価を行い、その際には核種ごとに減衰補正を行って計算しております。少なくとも「極めて」を削除するか、具体的な減衰補正可能となる半減期を具体的に示して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分は、使用施設又は貯蔵施設の遮蔽に係る線量評価において、半減期が極めて短い密封されていない放射性同位元素を放射線源とする場合には、合理的な評価をし得ることを例示した上で、その際の確認の視点として示すものであり、御意見の保管廃棄設備についての確認の視点を示すものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、保管廃棄設備の遮蔽に係る線量評価のうち、保管廃棄する放射性同位元素等の減衰を考慮して線量評価をする場合についての確認の視点は、審査ガイド案の第4章第3節Ⅱ. 2. (1) ③に示しています。

整理 番号	意見の概要	考え方
27	<p>〈該当箇所〉 13 頁 〈記述〉 線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>〈意見〉 「線量評価の要否を検討」とは、検討して必要のないとなるのは、どのような状態・状況の時でしょうか？具体的に提示していただけますか。また、この要否判断は誰が行うのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「線量評価の要否」については、許可申請者が、自らの放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、判断すべきものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
28	<p>審査 P. 13 (2) 密封された放射性同位元素 4 密封されていない放射性同位元素又は放射線発生装置と同時に使用をする場合は、その組合せや同時使用の状況等に基づき、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>〈意見〉 この記述の「線量評価の要否を検討」は、許可申請を行う者があらかじめ検討し適切に設定していることを示すことでよろしいのでしょうか。</p> <p>いずれにしても、「線量評価の要否を検討」は検討して必要のないとなるのは、どのような状態・状況の時なのか？具体的に教えてください。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>それとも、この「線量評価の要否を検討」は原子力規制委員会が行おうとしているのでしょうか？お答え下さい。</p>	
29	<p>審査 P. 14 (3) 放射線発生装置 4 密封されていない放射性同位元素又は密封された放射性同位元素と同時に使用をする場合については、その組合せや同時使用の状況等に基づき、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p><意見> この記述の「線量評価の要否を検討」は、許可申請を行う者があらかじめ検討し適切に設定していることを示すことでよろしいのでしょうか。 いずれにしても、「線量評価の要否を検討」は検討して必要のないとなるのは、どのような状態・状況の時なのか？具体的に教えてください。 それとも、この「線量評価の要否を検討」は原子力規制委員会が行おうとしているのでしょうか？お答え下さい。</p>	
30	<p>審査 P. 14 (2) 放射線発生装置 5 放射化物保管設備を設けるものにあつては、発生する放射化物又は保管しようとする放射化物及び放射化物保管設備の容量等に基づき、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p><意見> 放射化物に関する規制が盛り込まれた当時の政府からの説明では放射化物保管設備での線量評価は必要ないと説明を受けたにも係わらず、原子力規制委員会になってしばらくして評価を求められている現状において、過去の放射化物データを基に線量評価を要求されていて許可使用者は困惑している。ここでいう「線量評価の要否を検討」とは、検討して必要のないとなるのは、どのような状態・状況の時なのか？具体的に教えてください。また、この要否判断は誰が行うのか？許可申請を行う者の判断で構わないのか？お答えください。</p>	
31	<p>14 ページ 5 放射化物保管設備を設けるものにあつては、発生する放射化物又は保管しようとする放射化物及び放射化物保管設備の容量等に基づき、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>意見 「線量評価の要否を検討」とありますが、検討して線量評価が必要となる判断基準は示されるのでしょうか？例えば、10MeV 以下の医療用直線加速器に限った場合、放射化物の発生量は非常に少ないと思いますが、この場合、線量評価の要否はどのように判断されますか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
32	<p>〈該当箇所〉 14 頁 〈記述〉 放射化物保管設備を設けるものにあつては、発生する放射化物又は保管しようとする放射化物及び放射化物保管設備の容量等に基づき、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>〈意見〉 医療用直線加速器から発生する放射化物に関する線量評価については現在、他施設や過去の放射化物データを基にした線量評価を求められていますが、使用方法などが異なる施設に対し「線量評価の要否を検討」するのは困難ではないでしょうか？</p>	
33	<p>14 ページ 5 放射化物保管設備を設けるものにあつては、発生する放射化物又は保管しようとする放射化物及び放射化物保管設備の容量等に基づき、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>意見 放射化物に関する線量評価については現在、他施設や過去の放射化物データを基にした線量評価を求められていますが、使用方法などが異なる施設に対し正確な判断は難しいのではないのでしょうか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
34	<p>〈該当箇所〉 14 頁 〈記述〉 高エネルギーの放射線を発生させる放射線発生装置であって、放射化物の生成が見込まれるものについては、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>〈意見〉 「線量評価の要否を検討」とありますが、線量評価が必要となる判断基準が不明です。10MeV 以下の医療用直線加速器の場合、放射化物の発生量は少ないですが線量評価は必要ですか？</p>	
35	<p>14 ページ 6 高エネルギーの放射線を発生させる放射線発生装置であって、放射化物の生成が見込まれるものについては、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>意見 「線量評価の要否を検討」とありますが、検討して線量評価が必要となる判断基準は示されるのでしょうか？例えば、10MeV 以下の医療用直線加速器に限った場合、放射化物の発生量は非常に少ないと思いますが、この場合、線量評価の要否はどのように判断されますか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
36	<p>審査 P. 14</p> <p>(3) 放射線発生装置</p> <p>6 高エネルギーの放射線を発生させる放射線発生装置であって、放射化物の生成が見込まれるものについては、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p><意見></p> <p>「線量評価の要否を検討」とは、検討して必要のないとなるのは、どのような状態・状況の時なのか？具体的に教えてください。また、この要否判断は誰が行うのか？許可申請を行う者の判断で構わないのか？お答えください。</p>	
37	<p>14 ページ</p> <p>6 高エネルギーの放射線を発生させる放射線発生装置であって、放射化物の生成が見込まれるものについては、線量評価の要否を検討し、必要と認められる場合には、それらについても適切に設定していること。</p> <p>意見</p> <p>放射化物に関する線量評価については現在、他施設や過去の放射化物データを基にした線量評価を求められていますが、使用方法などが異なる施設に対し正確な判断は難しいのではないのでしょうか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
38	<p>審査 P. 14 (1) 1 イ 作業室内の放射性同位元素の取扱状況、実験機、フード等の・・・</p> <p><意見> 申請上は「実験機」に関する記載項目が無いので、審査の対象とする必要はないので削除すべき。以下各所に「実験機」の記述があるので削除をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 作業室内に実験機やこれに類するものを設置することを前提にして、遮蔽又は被ばくの評価を行った結果が記載されている許可申請書があるため、これを例示したものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
39	<p><該当箇所> 15 ページ (2) 工場又は事業所の境界および 18 ページ (5) 工場又は事業所の境界</p> <p><内容> 現在の審査においては、工場又は事業所の境界の線量計算において、「外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が 1 を超えないことを適切な方法で評価していること」に関する評価が求められている。すなわち、排気口における排気中濃度限度に対する割合の和を内部被ばく線量として、外部被ばく線量との合算評価を行うことを求めているが、本ガイドには書かれていないので、この評価は必要ないということが良いか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の工場又は事業所の境界の線量計算における評価は、数量告示第 25 条第 2 項の規定に係るものと推察しますが、同項の規定は、一般的には想定し難いものも含め、様々な状況が生じることを仮定した規定となっていることを踏まえて、審査ガイド案では、具体的な確認の視点を示していません。 ➤ 御意見を踏まえ、その趣旨が明確になるよう、審査ガイド案の第 2 章第 3 節 II. 6. (5) ②の記載内容を、以下のとおり修正します。 ➤ なお、審査ガイドにおける「II. 確認の視点」への記載の有無によって、法令上の規制要求を変更しようとするものではありません。 <p>(修正後の内容)</p> <p>② 工場又は事業所内に複数の放射線源が存在する場合には、同時に外部放射線に被ばくするおそれの有無及びそれらの全</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
		<p>部又は一部を複合して評価することの要否を検討し、必要と認められる場合には、それらを複合評価し、その評価の方法及び結果が示されていること¹²。</p> <p><u>脚注 12</u> 12 数量告示第25条第2項に定める「同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるとき」に該当する場合に行う複合評価については、<u>審査の実例が少ないことから、具体的な確認の視点は、本ガイドでは示さない。</u></p>
40	<p>「29頁目 5項(2)2 一定期間における放射性同位元素～適切に設定していること」について“使用をする時間の上限を設ける”との記載がありますが上限とは1に記載の“3か月につき500時間”を超える時間数で許可を受けている場合を意味するのでしょうか？許可時間数が500時間未満の場合500時間で評価し500時間を超える場合には許可時間数で評価する必要があるとのことでしょうか？</p>	<p>➤ 御意見の「一定期間における放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする時間の上限」とは、規則第14条の7第1項第3号口の基準への適合のため、許可申請者が、自らの放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、判断して設定するものです。</p>
41	<p>〈該当箇所〉 17ページ(2) 〈内容〉 評価の手法の要求が厳しすぎる。妥当性の検証は、広く使われている計算手法であれば、いちいち要求する必要は無い。</p>	<p>➤ 許可申請における線量評価に係る評価の妥当性は、許可申請者が示さなければならない事項であり、御意見の部分はその妥当性を確認することを確認の視点として示すものです。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
42	線量評価における妥当性について、推奨する計算コードや計算過程の評価法について示した方が良いのではないか。	➤ 線量評価の手法については、許可申請者が、自らの放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、計算コードを用いるかどうかについても判断して許可申請書に記載すべきものです。
43	<p>〈該当箇所〉 17 頁 〈記述〉 評価において計算コードを用いる場合 〈意見〉 この説明は、モンテカルロ計算コードのことでしょうか？ また、他の計算方法とは原安センター発行の遮蔽計算マニュアルのことでしょうか？ モデル等の妥当性は、どのような基準で判断されるのでしょうか？ しゃへい計算を請け負う業者の中には、モンテカルロ法での計算を行えば、遮蔽は薄くても大丈夫という業者もあります。 また、同一施設の遮へい計算において、使用室等にはコードを使用して、事業所境界・居住区域・病室等、迷路の出入口などの計算は違う計算式を使用するとしても問題はないでしょうか？</p>	<p>➤ また、「計算コード」や「計算方法」については、整理番号 43 及び整理番号 44 の御意見のように「モンテカルロ計算コード」や「遮蔽計算マニュアル」に示される評価方法に限定されるものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
44	<p>審査 P. 17 2 評価において計算コードを用いる場合には、その適用方法及び範囲、計算コードの信頼性（他の工場又は事業所等における当該計算コードの利用実績、ベンチマークによる解析、他の計算コード又は他の計算方法による結果との比較、実測又は実験により得られた結果との比較や評価等）、計算結果の精度、計算に用いたデータ、モデル等の妥当性が示されていること。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p><意見></p> <p>・ここで言う計算コードとは、モンテカルロ計算コードのことでしょうか？また、他の計算方法とは遮蔽計算マニュアルのことですか？ここでいうモデル等の妥当性は、モード内のモデルなので、他の計算方法による結果、実測又は実験により得られた結果との比較や評価等によりその妥当性を示すのは困難ではないでしょうか？具体的にどのようなものが必要なのか、示してほしい。</p>	
45	<p>審査 P. 17</p> <p>2 評価において計算コードを用いる場合には、その適用方法及び範囲、計算コードの信頼性（他の工場又は事業所等における当該計算コードの利用実績、ベンチマークによる解析、他の計算コード又は他の計算方法による結果との比較、実測又は実験により得られた結果との比較や評価等）、計算結果の精度、計算に用いたデータ、モデル等の妥当性が示されていること。</p> <p><意見></p> <p>・使用室等の遮蔽計算に、計算コードを使用した場合として、事業所の境界・事業所内の人の居住区域・病室等、迷路の出入口など全てにこの計算コードを使用しないで、これらの場所については計算コードとは違う遮蔽計算マニュアルにあるような計算式を使用するような形での許可申請であっても問題がないと原子力規制委員会はお考えなのではないでしょうか？お答えください。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
46	<p>審査 P. 18</p> <p>(4) 使用施設内の人が常時立ち入る場所</p> <p>2 外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1を超えないことを適切な方法で評価していること。</p> <p><意見></p> <p>常時立ち入る場所において、外部被ばくと空気中に放射性同位元素が存在するおそれがある場合には、それぞれの限度値の比の和が1を超えないような数値を新たな線量限度値又は濃度限度値とする事が数量告示第24条の趣旨であり、その文章をそのまま使用すると当該評価の趣旨と違ってきます。「それぞれの線量限度又は濃度限度」以下の文章は、「外部被ばく量と線量限度との比及び作業室内の空気中の放射性同位元素の濃度と濃度限度との比の和が1以下であることを適切に評価していること。」と記述した方が許可使用者は理解しやすい。ご検討ください。</p>	<p>➤ 御意見の部分は、数量告示第25条第1項の規定を一部引用している部分であり、当該部分により、当該数量告示の規定に係る考え方を変更しようとするものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
47	<p>審査 P. 19</p> <p>(6) 工場又は事業所の人居住する区域</p> <p>1</p> <p>また、工場又は事業所内にある病院又は診療所の病室等における</p> <p><意見></p> <p>病院又は診療所が法令でいう工場又は事業所に該当するので、この記述は可笑しい、工場又は事業所内に無い病院又は診療所の病室</p>	<p>➤ 御意見の部分は、数量告示第10条第2項第2号に規定する「病院又は診療所の病室等」を指すものであり、その趣旨がより明確になるよう、審査ガイド案の第2章第3節Ⅱ.6.(6)①の記載内容を、下記のとおり修正します。また、同様の記載の箇所についても併せて修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>(6) 工場又は事業所内の人居住する区域</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>等は該当しないことと読める。「工場又は事業所内にある」の記述は要らない。</p> <p>他に、37ページ、及び51ページにも同様の記述あり。</p>	<p>①… (略) …</p> <p>また、<u>病院又は診療所の病室等</u>における実効線量が、… (略) …</p>
48	<p>審査 P. 29 欄外18</p> <p>「標識を付する箇所が適切に選定」とは、標識を付する箇所が別表第1に示す箇所に適合することはもとより汚染検査の確実な励行を促すよう、使用施設から退域するため汚染検査室に入室した者に汚染検査を実施する室であることを掲示するため、同室の人の眼につきやすく、かつ、視認性の良好な場所を選定すること。</p> <p><意見></p> <p>別表第1では汚染検査室の標識を付する箇所の規定は、「汚染検査室の出入口又はその付近」となっているので、欄外18の説明文は法令を遵守していない。この規定から判断すると、少なくとも使用施設等から汚染検査室に繋がる出入口付近に付することが必要となる。にも係わらずそのような記述となっていないのでこの文言は見直すべき。</p> <p>例えば、「・・・促すよう、使用施設から退域するため汚染検査室に入室する者に明らかに汚染検査室と分かるようにその出入口付近、汚染検査室に入室したときには、そこが汚染検査を実施する室であること知らしめるために、同室の人の眼につきやすく、かつ、視認性の良好な場所を選定すること。」で、如何でしょうか。ご検討ください。</p>	<p>➤ 審査ガイド案の脚注18の記載は、「別表第1に示す場所に適合することはもとより、」と記載しており、別表第1に示す場所に適合することを前提とした上で、標識が人の目につきやすく、かつ、視認性の良好な場所を選定することを示したものであり、御意見で指摘されるところの法令を遵守していないということには当たらないと考えます。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
49	<p>〈該当箇所〉 31 ページ 「各放射線施設に係る線量評価は、人が常時立ち入る場所及び工場又は事業所の境界等に係る線量評価と同様の条件及び方法により実施され、それらの評価結果に基づき管理区域が設定されていることが示されていること。」</p> <p>〈内容〉 線量評価のために用いる評価式は、線源から評価点までの距離に応じて多様であり、事業所境界の評価と管理区域内の評価に同じ式を用いることを要求することは混乱を招く。「方法」を削除していただくことが望ましい。</p>	<p>➤ 御意見の部分では、その線量評価に係る「確認の視点」において、第2章第3節Ⅱ. において示した「使用施設内の人が常時立ち入る場所」及び「工場又は事業所の境界」等における線量評価の「確認の視点」を参考にするという趣旨であり、御意見で指摘された「事業所境界の評価と管理区域内の評価に同じ式を用いることを要求する」ものではありません。</p> <p>➤ 御意見を踏まえ、上記の趣旨が明確になるよう、審査ガイド案の第2章第11節Ⅱ. を、下記のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p>
50	<p>〈該当箇所〉 31 ページ 2章 11節 2 1 〈内容〉 「同様の条件及び方法により実施」の記載は混乱するので、前行の「各放射線施設に係る」以降は削除すべきである。</p>	<p>Ⅱ. 確認の視点 様式イ、様式イの二、様式ロ又は様式ハの記載内容及び規則第2条第2項第3号から第6号までに規定する書類の記載内容により、管理区域の設定基準を基に管理区域が適切に設定されていることを、<u>本章第3節Ⅱ. の確認の視点を参考に</u>、下記1. から3. までに示す視点を踏まえて確認する。</p> <p>1. 被ばく線量 …(略)…各放射線施設に係る線量評価が実施され、それらの評価結果に基づき管理区域が設定されていることが示されていること。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
51	<p>審査 P. 31 2. 汚染の状況</p> <p>また、密封されていない放射性同位元素等を取り扱う放射線施設であるものの、管理区域の基準の設定基準のうち、3. の基準値を超えるおそれがないと評価した上で、許可使用者が一部の場所を管理区域と設定しない場合は、.....</p> <p><意見> この記述ですが、管理区域の基準3. を単独で適用できる事はありませんので、「また」以下の文章は削除すべきと考えますが、このような設定ができるのであればどのような場合なのか具体的に説明願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「管理区域の基準3. を単独で適用できる事はありません」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、御意見の部分は、規則第14条の7第5項に規定する「人体及び作業衣、履物等人体に着用している物の表面が放射性同位元素によって汚染されるおそれがないように密閉された装置内で密封されていない放射性同位元素の使用をする場合」を念頭に示したものです。 ➤ また、御意見の「このような設定ができるのであればどのような場合なのか」については、許可申請者が、自らの放射性同位元素の取扱い、取扱いをする区域の管理の状況等に照らし、判断して許可申請書に記載すべきものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
52	<p><該当箇所> 32 ページ</p> <p>さらに、例えば、同一の工場又は事業所内の使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の管理区域が一つの共通の管理区域にまとめる形で設定されるなど、異なる放射線施設の全部又は一部の場所を共通の管理区域として管理する場合には、その状況等が明確に示されていること。</p> <p><内容> 同一の工場又は事業所内の使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の管理区域を一つの共通の管理区域にまとめる形で設定する方が一般的であり、それぞれの施設の管理区域が分散している方が一般的ではない。書きぶりを改めてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「施設の管理区域が分散している方が一般的ではない」との御意見の根拠が必ずしも明らかではありませんが、御意見の審査ガイド案第2章第11節Ⅱ. の「3. 管理区域の範囲」の内容は、許可申請者によって、同一の工場又は事業所内の使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の管理区域を一つの共通の管理区域にまとめる形で設定する場合とそうでない場合があることを踏まえ、これらに係る確認の視点を網羅するために示したものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
53	<p>審査 P. 35</p> <p>なお、密封された放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱において保管することに代えて、耐火性の構造の容器に入れて保管する方法は、一般的には、密封された放射性同位元素が機器に装備されている場合であって、保管のつど当該機器から密封された放射性同位元素を取り出して、貯蔵室又は貯蔵箱に運搬して保管するといった取扱いを予定しないときに適用される保管方法である。このため、こうした保管方法とする場合については、密封された放射性同位元素の機器への装備状況、密封された放射性同位元素を装備する機器の設置状況及び密封された放射性同位元素の取扱いの状況等を併せて確認するものとする。</p> <p><意見> 「なお」以下の記述は、68Ge 校正用線源の中には装置に組み込まれるものもあるが、この場合の対応を示しているものと判断してよいか。 線源交換等で装置から取外すときは、専用の線源貯蔵箱（容器）に収納し払出をおこなうことでよろしいのでしょうか？ それとも別途、線源収納容器を特注しないといけないことになるのでしょうか？これらの回答をお願いするとともに、もう少しわかりやすい記述に変更願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分は、規則第14条の9第2号ただし書を適用する場合における確認の視点を示すものであり、御意見のような個別事例への適用方法を示すものではありません。 ➤ また、当該適用する場合における具体的な方法については、許可申請者が、自らの放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、判断すべきものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
54	<p>審査 P. 36</p> <p>3. 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合</p> <p>密封された放射性同位元素ごとに、保管の場所、個数が記載され、個々の容器が当該容器を内包する機器の名称又は付番等によって適切に識別された形で示されていること。さらに、容器とする部分が明確に示されており、かつ、耐火性の材料が用いられていることが示され、その構造の耐火性が示されていること。</p> <p><意見></p> <p>従来から、様式口で、機器に装備された放射性同位元素に該当するものは、その機器そのものに耐火性の構造の容器であることを要求されていたはずですが、密封された放射性同位元素であれば、貯蔵室又は貯蔵箱以外の貯蔵施設として、耐火性の構造の容器で保管することができるようになったということでしょうか。そうであるのであればその説明と回答をお願いします。そうであったとした場合、125I のような永久挿入線源にあっては、付番等で個々が識別するのは非常に難しい。線源マークを貼ることも不可能である。この場合の対応はどうすれば良いのかについてもご説明願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「耐火性の構造の容器で保管することができるようになった」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、規則第14条の9第2号の規定に係る考え方に変更はありません。 ➤ また、御意見における放射性同位元素の取扱い状況等の詳細が明らかではなく、正確に回答することは困難です。
55	<p>審査 P. 45</p> <p>5. その他（保管の基準における要求）</p> <p>規則第14条の9第4号に定める基準は、その規定内容から「密封されていない放射性同位元素を入れる容器」への適用を想定していることは明らかであるため、審査においても密封された放射性同位元素を入れる容器について同号の基準への適合性の確認は要し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 規則第17条第1項第1号の規定は許可の基準ではありませんが、許可申請者によっては、当該規定との対応を示すため、貯蔵室又は貯蔵箱において密封された放射性同位元素を保管する場合における当該放射性同位元素を入れる容器の構造及び材料等について、許可申請書に記載する場合があります。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ない。このため、貯蔵室又は貯蔵箱において、密封された放射性同位元素を保管する場合における当該放射性同位元素を入れる容器の構造及び材料等は、許可申請における確認事項ではない。</p> <p>しかしながら、規則第17条第1項第1号の規定は、保管の基準として、「放射性同位元素の保管は、容器に入れて行うこと」を求めているところ、許可申請者が当該基準との対応を示すため、貯蔵室又は貯蔵箱において密封された放射性同位元素を保管する場合における当該放射性同位元素を入れる容器の構造及び材料等について、許可申請者が許可申請書に同号に係る記載を行ったとしても、差し支えはないことから、それらの記載の削除を求めないものとする。</p> <p><意見></p> <p>この文章は読んでいても全く理解ができません。意味が不明です。</p> <p>「密封されていない放射性同位元素を入れる容器」と「密封された放射性同位元素を入れる容器」について混同していませんか？</p> <p>規則第14条の9第4号は密封されていない放射性同位元素についての施行規則だと判断します。その文章に、密封された放射性同位元素の基準を重ねることは意味が通じません。はっきりと「密封された放射性同位元素を保管する際には容器に入れることを要しない。」と記すべきです。</p>	<p>➤ 御意見の審査ガイド案の第3章第4節Ⅱ. 5. は、上記の場合において、審査官は、記載の削除を求めないものとすることを示すものです。</p> <p>➤ 御意見を踏まえ、上記の趣旨が明確になるよう、脚注23を削除し、この他、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>5. その他</p> <p>規則第14条の9第4号に定める基準は、その規定内容から「密封されていない放射性同位元素を入れる容器」への適用を想定していることは明らかであるため、審査においても、密封された放射性同位元素を入れる容器について、<u>同号の基準への適合性の確認は要しない</u>。このため、貯蔵室又は貯蔵箱において、密封された放射性同位元素を保管する場合における当該放射性同位元素を入れる容器の構造及び材料等は、許可申請における確認事項ではない。</p> <p>しかしながら、規則第17条第1項第1号の規定は、保管の基準として、<u>放射性同位元素の保管は、容器に入れ、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合にあっては貯蔵施設）において行うことを求めているところ</u>、許可申請者が当該基準との対応を示すため、貯蔵室又は貯蔵箱において密封された放射性同位元素を保管する場合における当該放射性同位元素を入れる容器の構造及び材料等について、許可申請者が許可申請書に同号に係る記載を行ったとしても、差し支えはないことから、それらの記載の削除を求めないものとする。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
56	<p>審査 P. 45</p> <p>2. 確認の視点</p> <p>様式イ又は様式口の「貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力」欄のうち「閉鎖のための設備又は器具」欄の記載内容及び規則第2条第2項第3号から第5号までに規定する書類の記載内容により、申請内容が規則第14条の9第5号の基準に適合していることを、下記1. から3. までに示す視点を踏まえて確認する。</p> <p>また、貯蔵室又は貯蔵箱が複数設置される場合及び密封された放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱において保管することに代えて密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管するものが複数設置される場合には、それらの全てについて確認する。</p> <p><意見></p> <p>「また」以下の文章は、「また、貯蔵室が複数設置されている場合又は貯蔵箱が複数設置されている場合若しくは密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管されているものが複数設置される場合には、それらの全てについて確認する。」に書き換えたら如何でしょうか。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の第3章第5節Ⅱ. を以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>また、貯蔵室が複数設置される場合や貯蔵箱が複数設置される場合、密封された放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱において保管することに代えて密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管するものが複数設置される場合には、それらの全てについて確認する。</p>
57	<p><該当箇所></p> <p>45頁</p> <p><記述></p> <p>貯蔵室又は貯蔵箱が複数設置される場合</p> <p><意見></p> <p>規則第14条の9第2号では、「貯蔵施設内には貯蔵室又は貯蔵箱を設けること。」となっています。「貯蔵室又は貯蔵施設内の貯蔵箱</p>	<p>➤ 規則第14条の9第2号の規定は、「貯蔵室又は貯蔵箱」を貯蔵施設に設けることとしており、また、御意見の審査ガイド案の「貯蔵室又は貯蔵箱」の記載がこれに該当することは審査ガイド案の文意から明らかなです。</p> <p>➤ なお、御意見の部分については、整理番号56の御意見に対する「考え方」に記載したとおり修正しています。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	が複数設置される場合」と表現するのが良いと思います。	
58	<p>審査 P. 46</p> <p>第6節 管理区域境界への柵等の設置（規則第14条の9第6号）</p> <p>1. 法令の要求事項</p> <p>規則第14条の9第6号の規定は、使用施設と同様に貯蔵施設に係る管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けることを求めている【解説32】。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域に関連して <p>P101【解説33】管理区域の設定基準</p> <p>管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば、管理区域の外側のいかなる者も、1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）を超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量も、管理区域の境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに一般公衆の線量限度（1年間につき1mSv）以下とすることが多くの場合可能となるとして設定しているものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本文上の解説番号と実際の解説番号が合っていません。 <p>上記について詳細にご説明願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「本文上の解説番号と実際の解説番号」が指す部分が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説33は、審査ガイド案の第3章第8節において同様としている第2章第11節の「I. 法令の要求事項」に係るものであり、第3章第6節の「I. 法令の要求事項」に係るものではないため、御意見の「解説番号が合っていません」には当たらないと考えます。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
59	<p><該当箇所> 47 ページ 3 章 7 節 2 4 <内容> 規則第 17 条第 1 項第 8 号の規定を踏まえると、注意事項を掲示するのは「貯蔵施設又は管理区域の目の付きやすい場所」ではなく「貯蔵施設の目につきやすい場所」である。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の第 3 章第 7 節Ⅱ. 4. を以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容) 4. その他（保管の基準における要求） 保管の基準である規則第 17 条第 1 項第 8 号の規定は、貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示することを求めている。…（略）…</p>
60	<p>審査 P. 50 (3) 複合評価時の線量限度等 ・・・・・・・・・・それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が 1 となるようなその線量又は空気中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。</p> <p><意見> 廃棄作業室は放射性汚染物を解放の状態での廃棄の行為をしますので、廃棄作業室内においては複合計算が必要となりますので、そのように書き換えることを検討してください。 保管廃棄設備内で放射性汚染物の詰替が出来るという判断をされたのであれば其の旨を、原子力規制委員会の判断として公示してください。</p>	<p>➤ 御意見の「廃棄作業室内においては複合計算が必要となります」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、御意見の部分は、許可の基準である規則第 14 条の 11 第 1 項第 3 号が引用する規則第 14 条の 7 第 1 項第 3 号イに掲げる線量に係る線量限度について、数量告示第 10 条第 1 項において規定しているところ、同項に定める線量限度について、数量告示第 25 条第 1 項の規定の「外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるとき」における線量限度等の考え方を示すものです。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
61	<p>〈該当箇所〉 55 頁 〈記述〉 平均濃度が数量告示第 7 条に定める空气中濃度限度の 10 分の 1 を超えるおそれがある場合 〈意見〉 「空气中濃度限度の 10 分の 1」を規定しているのは、告示第 4 条（管理区域に係る線量）ですので、第 4 条についても併記する必要はないでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「空气中濃度限度の 10 分の 1」は、審査ガイド案に示すとおり、規則第 14 条の 11 第 1 項第 4 号本文に規定する「原子力規制委員会が定める濃度限度」として、数量告示第 14 条の 2 で規定しています。 ➤ よって、原案のとおりとします。
62	<p>審査 P. 59 ニ 作業室の容積を適正に設定していること。 また、当該作業室からの排気量を排風機の性能及び運転方法に基づき適正に設定していること。 〈意見〉 「容積を適正に設定」とは、どの程度までの正確性を求めているのですか。 きちんと原子力規制委員会が要求する内容を明確に示して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「容積を適正に設定」とは、当然ながら、放射線施設の設計に基づき設定するものですが、御意見の「正確性」については、許可申請者が、自らの放射性同位元素等の取扱いの状況等に照らし、判断して許可申請書に記載すべきものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
63	<p>〈該当箇所〉 65 ページ (3) 排水設備の系統構成 作業室、廃棄作業室及び放射線発生装置を使用する室に設けられた排水口(焼却炉、フード、グローブボックス等の作業室、廃棄作業室又は放射線発生装置を使用する室に設けられた設備からの排水を排水設備に直結して導くものを含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の第 4 章第 5 節 II. 2. (3) を、以下のとおり修正します。 (修正後の内容) (3) 排水設備の系統構成 作業室、廃棄作業室及び放射線発生装置を使用する室に設

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>〈内容〉 グローブボックスからは、物理的に排水できないのではないか？そのため、「グローブボックス」の文言を例示から抜いた方が良いのではないか。</p>	<p>けられた排水口（焼却炉、フード等の作業室、廃棄作業室又は放射線発生装置を使用する室に設けられた設備からの排水を排水設備に直結して導くものを含む。）並びに…（略）…</p>
64	<p>〈該当箇所〉 74 ページ 〈内容〉 「33」は脚注の番号のため、現状の普通フォントを上付きフォントに変更してください。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の第4章第10節Ⅱ. 1. の脚注番号を修正します。</p>
65	<p>〈該当箇所〉 76 頁欄外 〈記述〉 許可使用者が一時的に使用施設の外（規則第2条第2項第4号の平面図により示された管理区域の外に限る。）で、1日につき密封されていない放射性同位元素を下限数量以下に小分けして使用する場合（管理区域の外にある小分けした密封されていない放射性同位元素の総量が下限数量を超えない場合に限る。）には、適用しないとしている。 〈意見〉 管理区域外へ持ち出す核種が複数ある場合に関する注釈がありませんが、「管理区域外に持ち出す核種が複数ある場合は、それぞれの下限数量との比の和が1を超えない。」を追加してはいかがでしょうか。</p>	<p>➤ 規則の「下限数量」とは、規則第14条の3第3項の規定で「令第1条の下限数量」と定義しています。 ➤ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号。以下「令」という。）第1条では「原子力規制委員会が定める数量」を「下限数量」と定義しており、これを数量告示第1条で規定しています。 ➤ そのため、御意見の「管理区域外に持ち出す核種が複数ある場合は、それぞれの下限数量との比の和が1を超えない。」の趣旨は、審査ガイド案の脚注34の「下限数量」に含まれます。 ➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
66	<p>〈該当箇所〉 76 頁欄外 〈記述〉 許可使用者が一時的に使用施設の外(規則第2条第2項第4号の平面図により示された管理区域の外に限る。)で、1日につき密封されていない放射性同位元素を下限数量以下に小分けして使用する場合(管理区域の外にある小分けした密封されていない放射性同位元素の総量が下限数量を超えない場合に限る。)には、適用しないとしている。 〈意見〉 使用して残った放射性同位元素について、記載がありませんが、「持ち出した施設に戻すこと」を追加してはいかがでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「持ち出した施設に戻すこと」については、許可申請に係る要件ではないため、審査ガイドへの明記は不要と考えます。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、許可申請者が許可申請書に御意見の「持ち出した施設に戻すこと」に係る記載を行ったとしても、差し支えはないことから、それらの記載の削除を求めるものではありません。 ➤ また、御意見の「持ち出した施設に戻すこと」を含め、規則第15条第2項の規定を適用する場合において必要な管理の方法等については、許可申請に係る手続とは別の対応として、放射線障害予防規程等において規定し、それらに基づき、適切な取扱いをすることが求められます。
67	<p>〈該当箇所〉 92 ページ 〈内容〉 「放射線発生装置廃止のための放射化測定評価マニュアル」としてまとめられた内容に基づいて、静電加速器、放射光施設、粒子線治療施設ではビームの直撃を受ける金属以外は放射化していないということを含めてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「静電加速器、放射光施設、粒子線治療施設」における放射線発生装置の取扱いの状況等は一律ではないため、御意見の「ビームの直撃を受ける金属以外は放射化していない」ことについては、許可申請者が、自らの放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、判断して許可申請書に記載すべきものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、御意見の「放射線発生装置廃止のための放射化測定評価マニュアル」を参考に、許可申請書において、放射化の状況等を説明することを否定するものではありません。

整理 番号	意見の概要	考え方
68	<p>＜該当箇所＞82 ページ 別記 3 4 (6)</p> <p>＜内容＞ 「装置を設置けていること。」は、「装置を設けていること。」の誤りではないか。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の別記3の4.(6)について、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容) (6) 必要に応じ燃焼温度を制御するための装置を<u>設けている</u>こと。</p>
69	<p>＜該当箇所＞ 85 頁</p> <p>＜記述＞ IAEA 基本安全原則 (IAEA Safety Standards Series No. SF-1) において、</p> <p>＜意見＞ IAEA 基本安全原則は、RI 規制法にいつから取り入れたのですか。今までは、「ICRP Pub60 の取り入れに等による法令改正」というように国際的な根拠を示していました。IAEA も国際機関ですので理解はできますが、ICRP も放射線から人を守る機関ですので、IAEA と ICRP の取り入れの明確性について説明が必要ではないですか。</p>	<p>➤ 法に基づく規制は、IAEA 基本安全原則が策定されるよりも以前から、許可使用者が安全のための一義的な責任を有していることを放射性同位元素等及び放射線発生装置を取り扱う上での前提としています。</p> <p>➤ 審査ガイド案の解説1では、この前提について、国際的な基本原則においても定められていることを単に示すものであって、御意見のような IAEA や ICRP の「取り入れ」や、「我が国の法規制の考え方や視点の根拠」を示すこととはその趣旨が異なるものと考えます。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
70	<p>＜該当箇所＞85 ページ 解説 1 2</p> <p>＜内容＞ IAEA 基本安全原則を遵守すべき考えを否定するものではないが、我が国の法規制の考え方や視点の根拠としては国内法令に留めるべきではないか。「るとおり、」までを削除し、「RI 法第 38 条の 4 を踏まえれば、」等に差替えるべきである。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
71	<p>〈該当箇所〉 85 頁 〈記述〉 許可申請者が定める取扱いの方針や評価における精度等を踏まえ、科学的な根拠及び検討に基づき、その設計が放射線障害の防止に関し、合理的で妥当なものであることを許可申請者が示すことにより、許容され得るということである。</p> <p>〈意見〉 加速装置の申請において、今までの”放射線施設のしゃへい計算マニュアル”を使用しなくても、合理的で妥当なものであることを許可申請者が示すのであれば、モンテカルロ法で計算することでも問題はないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、御意見の部分は、許可申請に対する基本的な考え方について解説するものであり、御意見に例示する特定の手法や、個別の審査事案についての適否を示すものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、御意見の「モンテカルロ法で計算することでも問題はない」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、整理番号42等の御意見に対する「考え方」に示すとおり、「計算コード」や「計算方法」については、「モンテカルロ計算コード」や「遮蔽計算マニュアル」に示される評価方法に限定されるものではなく、従来の審査実務を変更するものではありません。
72	<p>審査 P. 85 解説 1 3</p> <p>3 許可申請者より、「許可申請においては、盛り込む安全余裕を多大に設定することとなるため、その結果として、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの実態に照らして、放射線施設の規模や設備等が過大なものとなりがち。」といった旨の声が寄せられることがあるが、原子力規制委員会としては、許可申請者が、許可申請の時点において、放射性同位元素等又は放射線発生装置の具体的な取扱いの方針等に基づいて、合理的に設計された放射線施設を示すことを否定するものではない。</p> <p>ただし、その意味するところは、単に許可申請者にとって都合な設計を許容するというのではなく、許可申請者が定める取扱いの方針や評価における精度等を踏まえ、科学的な根拠</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>及び検討に基づき、その設計が放射線障害の防止に関し、合理的で妥当なものであることを許可申請者が示すことにより、許容され得るということである。</p> <p>また、設計が合理的で妥当なものであることの説明責任は、許可申請者が有するものであることも併せて認識する必要がある。</p> <p><意見></p> <p>「科学的な根拠及び検討に基づき、その設計が放射線障害の防止に関し、合理的で妥当なものであることを許可申請者が示す」とは、一般的な放射線発生装置の許可申請は、今まで参照されている”放射線施設のしゃへい計算マニュアル”を使用しなくても合理的（誰が合理的と判断するのかその基準に疑問が残りますが）なものであれば問題ないという解釈になったと考えてよろしいですね。</p> <p>要するに、原子力規制委員会は今某会社が推薦しているモンテカルロ法で計算することでも問題はないと理解しているということではよろしいか。直線加速装置の遮蔽計算に際し、遮蔽計算マニュアルに基づく遮蔽計算を用いるよりも線量値が少なく出るモンテカルロ法です。本当によろしいのでしょうか。原子力規制委員会としての明確な回答をお願いいたします。</p>	
73	<p><該当箇所></p> <p>87 頁図</p> <p><記述></p> <p>法の規制を受ける放射線を放出する同位元素</p> <p><意見></p> <p>・「法の規制を受ける放射線を放出する同位元素」について、図示</p>	<p>➤ 審査ガイド案の解説3の図は、令第1条に規定するとおり、法の規制を受ける放射線を放出する同位元素（放射性同位元素）は、その数量及び濃度によること、そして当該数量及び濃度の基準値は数量告示に規定していることを概念的に図示するものであり、御意見の「複数の核種」の場合までを詳細に解説するものではありません。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>的に表すと以下のとおりであるとあるが、下限数量は核種毎で規制されているので、複数の核種ではこの図ではおかしくないですか。題名を「法の規制を受ける放射線を放出する同位元素（一核種について）」とすると解りやすいのではないですか。</p>	<p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
74	<p>・ 88 ページ 「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素」は、どこに含まれるのか？（特に「放射性同位元素」に含まれない条文においては、どのように整理されているのか？）</p>	<p>➤ 審査ガイド案の解説 4 は、「放射性同位元素等」の概念を簡単に解説するものであって、詳細に解説するものではありません。 ➤ なお、御意見の「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素」については、その考え方は整理番号 3 の御意見に対する「考え方」で示したとおりです。</p>
75	<p>審査 P. 89 解説 7 既許可の許可申請書の様式イ、様式ロ又は様式ハの「使用施設の位置、構造及び設備」欄のうち、「位置」欄中の「周囲の状況」欄に記載した内容に変更があるものについては、その内容が現況に更新されていることを確認するものとする。 なお、本欄に記載した事項のみを変更するために許可申請の手続を取る必要はなく、当該変更以後の直近の許可申請の際にその記載内容を更新することで足りる。 ただし、当然のことながら、「周囲の状況」の変更に伴って、新たな遮蔽物の設置が必要となるなど、既許可の内容（法第 3 条第 2 号から第 7 号までに掲げる事項）について変更をする必要がある場合には、あらかじめ許可申請をする必要がある。</p>	<p>➤ 御意見の「今までの変更申請の指導とは違う」とする部分が審査ガイド案の解説 7 のどの部分を指すものか必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説 7 において、これまでの「周囲の状況」に係る考え方を変更しようとするものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p><意見> この記述では、今までの変更申請の指導とは違うような気がします。いかがなものでしょうかお答え下さい。</p>	
76	<p>・ 89 ページ 【解説 7】 本解説について、どのような考え方で、申請が不要となるのか詳細を説明してほしい。この説明では、「周囲の状況」だけの変更でその他の記載事項に変更がなければ申請は不要である、と機械的に判断してよい、と解釈できるのだが、そのような考え方でよいか（法第 3 条第 2 号から第 7 号に掲げる事項に変更がある場合は、他の記載事項も変更となるため）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「「周囲の状況」だけの変更」の内容の詳細が必ずしも明らかでなく、また、御意見の「その他の記載事項に変更がなければ申請は不要である、と機械的に判断してよい、と解釈できる」部分が審査ガイド案の解説 7 のどの部分を指すものか必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説 7 ではそうした旨を示していません。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、「周囲の状況」の変更に伴い、既許可の内容の変更を伴うかについては、許可使用者が、自らの放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、判断すべきものです。
77	<p>89 ページ （解説 8）ハザードマップの内容を踏まえた対応状況の確認 関連項目：第 2 章 使用施設の基準 第 1 節 使用施設の位置、第 3 章 貯蔵施設の基準 第 1 節 貯蔵施設の位置、第 4 章 廃棄施設の基準 第 1 節 廃棄施設の位置 近年の甚大な自然災害の発災状況及びそれに伴う防災意識の向上等に伴って、国や地方公共団体が公開しているハザードマップへの関心や、その利活用が高まっており、地域の住民のみならず、一般的な社会活動を行う企業及び団体等においても、当該ハザードマップの内容を踏まえた対応を図ることが社会的な要請と位置付けら</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査ガイド案の解説 8 に示すとおり、ハザードマップ（最新版）については、許可申請者に対し、許可申請時において、その添付の協力を求めるものであり、本ガイドにおいて添付の義務付けをするものではありません。 ➤ 御意見のような自治体がハザードマップを整備していない場合や公表していない場合には、個別の事情に応じて対応することとなります。 ➤ なお、ハザードマップの変更により、法第 3 条第 2 号から第 7 号までに掲げる事項を変更する必要がある場合には、その変更について、あらかじめ許可を受ける必要があります

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>れている。こうした現状を踏まえ、本法に係る許可申請時においては、許可申請者にハザードマップ（最新版）を添付することについて協力を求め、許可申請者における自然災害発生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものとする。</p> <p>意見 水害のおそれがない自治体では、水害のハザードマップが提供されていない場合があります。また、地崩れのおそれがないなどの自治体では、地崩れのハザードマップがありませんが、一律にそれらを求めているのでしょうか？現在はずべてに、水害・地崩れ等のハザードマップの提供を求められています。ハザードマップに関しては、全ての自治体が提供しているのではないことをご理解いただきたい。</p>	<p>が、許可の内容を変更するか否かについては、申請者自らが判断すべきものです。</p>
78	<p>審査 P. 89 解説8</p> <p>近年の甚大な自然災害の発災状況及びそれに伴う防災意識の向上等に伴って、国や地方公共団体が公開しているハザードマップへの関心や、その利活用が高まっており、地域の住民のみならず、一般的な社会活動を行う企業及び団体等においても、当該ハザードマップの内容を踏まえた対応を図ることが社会的な要請と位置付けられている。こうした現状を踏まえ、本法に係る許可申請時においては、許可申請者にハザードマップ（最新版）を添付することについて協力を求め、許可申請者における自然災害発生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものとする。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の審査において、すべてに、水害・地崩れ等のハザードマップの添付を求めているのが現状です。ハザードマップがない場合は提出できない場合はどうするのか。ハザードマップが新しくなった場合はどうするか、きちんと説明して下さい。 	
79	<ul style="list-style-type: none"> ・ 89 ページ <p>現状は、ほぼすべての申請について規制当局から要求されていると認識していますが、あくまで「協力」とうことでよいか。</p>	
80	<ul style="list-style-type: none"> ・ 89 ページ <p>【解説 8】すべての許可申請においてハザードマップを要求するのは、過剰な規制ではないでしょうか。例えば、「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第 21 条第 1 項第 14 号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示」の第 1 条に該当する者には添付してもらうなど、段階的な規制のほうが合理的だと考えます。</p>	
81	<p><該当箇所></p> <p>89 頁</p> <p><記述></p> <p>ハザードマップの内容を踏まえた対応状況の確認</p> <p><意見></p> <p>ハザードマップに関しては、全ての自治体と同じものを提供しているのではないことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、既存施設の変更申請時に最新ハザードマップが許可に影響を</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	及ぼす場合もあるのではないのでしょうか？この場合、事業者が説明できないことも生じるのではないのでしょうか。	
82	<p>・ 89 ページ</p> <p>【解説 8】ハザードマップは「添付することについて協力を求め」とあるが、これは添付しなくても許可の判断には影響しない、ということによいか。もし、許可の判断に影響するのであれば、その旨示すべきだと考えます。</p>	
83	<p><該当箇所> P89 解説 8</p> <p>【解説 8】ハザードマップの内容を踏まえた対応状況の確認 …許可申請時においては、許可申請者にハザードマップ(最新版)を添付することについて協力を求め、許可申請者における自然災害発生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものとする。</p> <p><内容></p> <p>自然災害発生時の対応について、説明を求めるとのことですが、許可施設が直接に被害を受けた時だけではなく、大規模な災害により、許可施設にアクセスできない場合などの対応についても説明を求めるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の自然災害発生時の対応については、様々な状況が想定されるため、説明を求める事項を一概に示すことは困難です。 ➤ よって、原案のとおりとします。
84	<p><該当箇所> 89 ページ 解説 8</p> <p><内容></p> <p>文末の「必要な説明を求める」とあるが、他の解説同様に具体例を示していただくことはできないか。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
85	<p><該当箇所> p91【解説 11】放射線施設内の人が常時立ち入る場所に係る線量限度 【解説 12】空气中濃度限度</p> <p><意見／理由> 解説を個別に読むと、外部被ばくと内部被ばくの限度がそれぞれ 1mSv であると誤解しやすいので、複合評価であることを明記して頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「誤解しやすい」部分が、審査ガイド案の解説 1 1 及び解説 1 2 のどの部分を指すものか必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説 1 1 及び解説 1 2 は、ICRP が設定した「1 年間（約 50 週間に相当）につき 50mSv」を基に、数量告示第 7 条及び第 1 0 条第 1 項を規定していることを解説するものであり、御意見の「外部被ばくと内部被ばくの限度」を示していないことは明らかであると考えます。 ➤ よって、原案のとおりとします。
86	<p><該当箇所> 91 頁 <記述> 1 週間当たりの積算値を規制上の線量限度とし、1 週間当たりの線量が 1mSv を超えないようにすれば、1990 年に国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）が職業被ばくに適用される実効線量限度とした 1 年間（約 50 週間に相当）につき 50mSv を超えることはないものとして設定しているものである。</p> <p><意見> この考え方は、逆ではないですか？ ICRP Pub60 の取入れでは、“年” が先で“週” を決定したのではないのでしょうか。 今一度、精査して記述してください。 教育機関での説明と規制庁の解釈が逆のように思われます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「ICRP Pub60 の取入れでは、“年” が先で“週” を決定したのではないのでしょうか」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説 1 1 は、ICRP が設定した「1 年間（約 50 週間に相当）につき 50mSv」を基に、数量告示第 1 0 条第 1 項を規定していることを解説しています。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
87	<p>〈該当箇所〉 91 頁 〈記述〉 1 週間当たりの積算値を規制上の線量限度とし、1 週間当たりの線量が 1mSv を超えないようにすれば、1990 年に国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）が職業被ばくに適用される実効線量限度とした 1 年間（約 50 週間に相当）につき 50mSv を超えることはないものとして設定しているものである。</p> <p>〈意見〉 50 週ではなく、約 50 週としたのはなぜですか？ 1 年間（50 週）、3 月間（13 週）として計算するのではないのでしょうか？</p>	<p>➤ 御意見の「1 年間（50 週）、3 月間（13 週）」について、審査ガイド案の解説 1 1 では、単に、1 年間は約 50 週であること、3 月間は約 13 週であることを示しており、御意見のような計算方法を示すものではありません。</p>
88	<p>審査 P. 91 解説 1 1 規則第 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号柱書及び号イ（規則第 1 4 条の 9 第 3 号及び第 1 4 条の 1 1 第 1 項第 3 号において引用する場合を含む。）の規定は、放射線施設に立ち入る者が、線量限度を超えて被ばくすることがないように必要な遮蔽物を使用施設に設けることを求めるものである。</p> <p>〈意見〉 最近の申請では、医療用の直線加速装置などにおいて、放射線施設（使用室）が管理区域そのものとなっており、使用中は管理区域に放射線業務従事者が立ち入らないので、放射線の発生中の放射線発生装置使用室が放射線施設内の人が常時立ち入る場所には該当せず、このような場合においては、人が常時立ち入る場所が存在し</p>	<p>➤ 御意見の部分は、放射線施設内の人が常時立ち入る場所に係る線量限度に係る規定の背景等について解説するものであり、御意見の「医療用の直線加速装置など」に係る審査における確認の視点や、その解説を示すものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p> <p>➤ なお、審査ガイド案の解説 2 4 において、「放射性同位元素又は放射線発生装置の使用において、管理区域外より遠隔操作するもの」に関する解説を示していますが、御意見を踏まえ、「使用施設内の人が常時立ち入る場所」がない場合における法令上の位置付けがより明確になるよう、解説 2 4 の記載を以下のとおり修正します。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ないことになっています。しかし、従来から直線加速装置の操作室等を放射線施設内の人が常時立ち入る場所として評価し申請するように指導を受けていますが、現在の原子力規制委員会のこの考え方に間違いはないでしょうか。</p> <p>操作室は、基本的に管理区域の外側なので管理区域の線量限度以下の場所であるので放射線施設として登録する必要は法令上無いかと思います。ただし、その場合は、放射線施設内の人が常時立ち入る場所の線量評価をする箇所が無くなってしまいます。一方、従来通り操作室を人が常時立ち入る場所として評価するのであれば、法令条文等に入れるべきなのではないでしょうか。これらを踏まえてご説明願います。</p>	<p>(修正後の内容)</p> <p>【解説 24】 使用施設内の人が常時立ち入る場所 … (略) …</p> <p><u>この場合にあつては、許可申請において、「使用施設内の人が常時立ち入る場所」に係る評価は不要であるが、実際の使用の状況等と相違がないことを確認することとなる。</u></p> <p>また、<u>その際に、法令における定義とは厳密には符合しないが、その使用施設の遮蔽に係る性能等を示すため、許可申請者が、使用をする室に隣接する場所であつて使用施設外の場所や、当該使用施設に係る管理区域の境界にあつて、人が常時立ち入る場所を「使用施設内の人が常時立ち入る場所」として、その被ばくの状況を評価して許可申請書に記載を行ったとしても、差し支えはないことから、その記載の削除を求めないものとする。</u></p> <p>… (略) …</p>
89	<p>審査 P. 91 解説 12</p> <p>空气中濃度限度は、1週間の作業による内部被ばくを1mSv以下に抑えれば、1990年にICRPが職業被ばくに適用される実効線量限度とした1年間(約50週間に相当)につき50mSvを超えるおそれはないという考え方にに基づき、核種ごとに吸入摂取による実効線量が1週間につき1mSvとなる濃度として定められたものである。</p> <p><意見></p> <p>ICRP Pub60の取入れ時での説明では、“年”が先で“週”をあとから決定したのではないのでしょうか。教育機関や今までの規制側か</p>	<p>➤ 御意見の「解釈が逆」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説12は、ICRPが設定した「1年間(約50週間に相当)につき50mSv」を基に、数量告示第7条を規定していることを解説しています。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	らの説明と原子力規制委員会の解釈が逆のように思われますので、解説12は解説11と同様に検討、見直しをお願いします。	
90	<p><該当箇所> 91 ページ 解説12</p> <p><内容> 「また、複数の核種が存在し、その核種が明らかでない場合は、核種の濃度のうち、最も少ないものを空气中濃度限度とするものとしている」</p> <p>「また、複数の放射性同位元素の種類が存在し、その種類が明らかでない場合は、それらの空气中濃度限度のうち、最も低いものを空气中濃度限度とするものとしている」が正しいのではないか。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の解説12について、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容) 【解説12】空气中濃度限度 …(略)…また、複数の核種が存在し、その核種が明らかでない場合は、核種の<u>空气中濃度限度</u>のうち、最も<u>低い</u>ものを空气中濃度限度とするものとしている(数量告示第7条第3号)。</p>
91	<p><該当箇所> 92 頁</p> <p><記述> 3月間当たりの線量が250μSvを超えないようにすれば、1990年にICRPが公衆被ばくに適用される実効線量限度とした1年間につき1mSvを超えることはないものとして設定しているものである。</p> <p><意見> 90、91ページの説明とは違って、この説明は適切だと考えますが、下記のように算出のための週数を入れると分かりやすいのではないのでしょうか？ 3月間(13週)当たりの線量が250μSvを超えないようにすれば、1990年にICRPが公衆被ばくに適用される実効線量限度とした1年</p>	<p>➤ 御意見の「週数を入れる」ことについては、3月間が1年間(12月間)の4分の1であることが自明であり、あえて週数を入れる必要性はないことから、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	間（50 週）につき 1mSv を超えることはないものとして設定しているものである。	
92	<p>・ 92 ページ</p> <p>【解説 18】「密封されていない放射性同位元素の使用をする工場又は事業者」においては、「下限数量以下の密封されていない放射線を発生する同位元素」であっても、数量告示第 1 条 2 号口の規定により総量的に規制されるため、許可の対象となる、という考え方でよいか。そうであれば、告示等の法令根拠とともに説明を充実させてもらいたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査ガイド案の解説 18 は、審査ガイド案の第 2 章第 3 節 II. における「様式イの二の記載事項に係る被ばく評価についても、確認の対象としないものとする」について解説するものであり、御意見の「総量的に規制されるため、許可の対象となる」のか否かの考え方を示すものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。
93	<p>P. 94 解説 19</p> <p>この規定に基づき下限数量等への当否の判定をすることとなる。の記述ですが、密封されていない放射性同位元素の場合下限数量等に対して否となる場合があるのでしょうか。密封されていない放射性同位元素は総量規制ですから、許可を受けようとする事業所内においては下限数量以下の放射性同位元素であっても許可の対象です。この記述からすると許可の対象とならないということが想定できますが、その想定が正しいのか原子力規制委員会の判断をお示し下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「許可の対象とならないということが想定」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説 19 は、放射平衡となる核種に係る下限数量等への当否の判定の考え方等について解説するものであり、御意見のように、本来「総量規制」を受けるもののうち「許可の対象とならない」場合等を示すものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。
94	<p><該当箇所></p> <p>96 ページ</p> <p>解説 22 の短寿命核種の取り扱い</p> <p><内容></p> <p>「短寿命核種のガイド」を示し、「極めて短い半減期」が 2 週間以</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査ガイド案の解説 22 は、審査ガイド案第 2 章第 3 節 II. 2. (1) ④及び第 3 章第 3 節 II. 2. (1) ③が、規則第 15 条第 1 項第 10 号の 2 に規定する陽電子断層撮影用放射性同位元素と同様の取扱い及び管理をし得ることを示すものではない旨を解説するものであり、御意見のように「極め

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>内の核種と定義すべきである。また事業者の責任で適切に管理されていれば、2週間よりも長い場合、例えば1か月程度の半減期でも減衰は考慮できるようにしても問題ない。</p>	<p>て短い半減期」の定義を示すものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
95	<p>〈該当箇所〉 100 頁 〈記述〉 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用中に、使用する室の出入口扉が開放される等、上記1の措置が解除された場合、直ちに放射性同位元素又は放射線発生装置の使用を自動的に停止させる機構。 〈意見〉 この機構が働いて停止したとしても、自動復帰してはいけないということも記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>➤ 御意見の「自動復帰」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、規則第14条の7第1項第7号に規定するインターロックは、審査ガイド案の解説29の①及び②の両者の機構を備えるものであり、この場合、御意見の「自動復帰」はなされないものと考えます。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
96	<p>〈該当箇所〉 101 ページ 解説 33 〈内容〉 「使用の基準及び保管の基準」は、廃棄作業室も同様の基準が適用されており、廃棄の基準もある。そのため、「使用の基準、保管の基準及び廃棄の基準」ではないか。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、審査ガイド案の解説33について、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容) 【解説33】管理区域の設定基準 …(略)…上記3. の基準値については、上記1. 及び上記2. の基準並びにその組合せ(上記4. の基準)により、人の被ばくに係る基本的な観点からの管理区域の設定基準として充足されるが、<u>使用の基準、保管の基準及び廃棄の基準</u>において、人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は数量告示第8条に規定する表面密度限度を超えないようにすることを求めていること等を踏まえ、放射線施設内の汚染の状況に</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
		<p>についても数量告示第8条に規定する表面密度限度（その基準値としては数量告示第8条に規定する表面密度限度の10分の1）を設けているものである。…（略）…</p>
97	<p>〈該当箇所〉 101頁 〈記述〉 管理区域の設定基準 〈意見〉 管理区域の設定基準は1,2,3,4を「超える」場所ではないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 整理番号97の御意見の「設定基準は1,2,3,4を「超える」場所」及び整理番号98の御意見の「管理区域の設定基準は、1,2,3に示した量を超える場所」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説33は、管理区域の設定基準となる数量告示第4条各号の規定について解説するものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、規則第1条第1号の規定において、審査ガイド案の解説33で示す「〈管理区域の設定基準〉」（数量告示第4条各号）を超えるおそれのある場所を管理区域と定義しています。
98	<p>審査 P. 101 解説33 〈管理区域の設定基準〉 1. 外部放射線に係る線量については、実効線量が3月間につき1.3mSv 2. 空気中の放射性同位元素の濃度については、3月間についての平均濃度が数量告示第7条に定める空気中濃度限度の10分の1 3. 放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、数量告示第8条に規定する表面密度限度の10分の1 4. 外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、実効線量の上記1.の実効線量に対する割合と空気中の放射性同位元素の濃度の上記2.の濃度に対する割合の和が1となるような実効線量及び空気中の放射性同位元素の濃度</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p><意見> 管理区域の設定基準は、1, 2, 3に示した量を超える場所ではないのか。当該解説ではそのようには読めませんが。</p>	
99	<p><該当箇所> 101 頁 <記述> 管理区域の設定基準 <意見> 「管理区域の設定基準のうち、上記 1. の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば」とあるが、この変動を考慮した結果が3月間であれば、人が常時立ち入る場所の計算も3月間とすべきではないですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「人が常時立ち入る場所の計算も3月間とするべき」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説33は、管理区域の設定基準のうち数量告示第4条第1号の規定について解説するものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、審査ガイド案の解説11において、使用施設内の人が常時立ち入る場所に係る線量限度の解説を示しています。
100	<p>101 ページ (解説33) 管理区域の設定基準 管理区域の設定基準 1. 外部放射線に係る線量については、実効線量が3月間につき1.3mSv 2. 空気中の放射性同位元素の濃度については、3月間についての平均濃度が数量告示第7条に定める空气中濃度限度の10分の1 3. 放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、数量告示第8条に規定する表面密度限度の10分の1</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>4. 外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、実効線量の上記1.の実効線量に対する割合と空気中の放射性同位元素の濃度の上記2.の濃度に対する割合の和が1となるような実効線量及び空気中の放射性同位元素の濃度</p> <p>管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば、管理区域の外側のいかなる者も、1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）を超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量も、管理区域の境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに一般公衆の線量限度（1年間につき1mSv）以下とすることが多くの場合可能となるとして設定しているものである。</p> <p>意見</p> <p>「管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば」とあるが、この変動を考慮した結果が3月間であるのに対し、人が常時立ち入る場所の計算が1週間であるのはどのような根拠からでしょうか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
101	<p>〈該当箇所〉 101 頁 〈記述〉 管理区域の設定基準 一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）を超えて被ばくするおそれはなく、とあります。特殊な状況下とはどのような状況を指すのでしょうか？</p>	<p>➤ 御意見の「特殊な状況下」とは、ICRP1990年勧告における5.5.2(192)（※）等の「特殊な状況」を指し、これを引用するものです。</p> <p>※「ICRP Publication 60 国際放射線防護委員会の1990年勧告（社団法人日本アイソトープ協会）」 「5.5.2 公衆被ばくにおける線量限度」（抜粋） 「(192)…（略）…しかしながら、特殊な状況においては、5年間にわたる平均が年あたり1mSvを超えなければ、単一年にこれよりも高い実効線量が許されることもありうる。…（略）…」</p>
102	<p>〈意見〉 ・管理区域に関連して P101【解説33】管理区域の設定基準 管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば、管理区域の外側のいかなる者も、1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）を超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量も、管理区域の境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに一般公衆の線量限度（1年間につき1mSv）以下とすることが多くの場合可能となるとして設定しているものである。</p>	<p>➤ 御意見の「確実な設定基準」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説33に示す「〈管理区域の設定基準〉」は、数量告示第4条各号に規定するものを示しています。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>・管理区域の設定基準については、確実な設定基準ですか？</p> <p>上記について詳細にご説明願います。</p>	
103	<p><意見></p> <p>・管理区域に関連して</p> <p>P101【解説33】管理区域の設定基準</p> <p>管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば、管理区域の外側のいかなる者も、1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）を超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量も、管理区域の境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに一般公衆の線量限度（1年間につき1mSv）以下とすることが多くの場合可能となるとして設定しているものである。</p> <p>・線量を算定する期間を3月間とした、という根拠は1990年ICRP勧告ですか？</p> <p>1990年ICRPの勧告では、3月については外されて、年を目標にしたのではないですか？</p> <p>上記について詳細にご説明願います。</p>	<p>➤ 御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説33において、実効線量を3月間につき1.3mSvにすれば、「1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）」を超えて被ばくするおそれはないこと等を示しています。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
104	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域に関連して <p>P101【解説33】管理区域の設定基準</p> <p>管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば、管理区域の外側のいかなる者も、1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）を超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量も、管理区域の境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに一般公衆の線量限度（1年間につき1mSv）以下とすることが多くの場合可能となるとして設定しているものである。</p> <p>・*一般公衆の年の被ばくから、管理区域の線量を求めたのではないですか？（1990年ICRPの勧告（原文）から） 上記について詳細にご説明願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「一般公衆の年の被ばく」の指すものが必ずしも明らかではありませんが、審査ガイド案の解説33において、「管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値」については、「1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）」等を踏まえて設定していることを示しています。 ➤ よって、原案のとおりとします。
105	<p>審査 P. 102 解説34</p> <p>規則第14条の9第4号の規定は、保管する放射性同位元素の外部への漏えいを防止することを求めるものである。ここで、「容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素」とは、気体状の放射性同位元素のほか、気化しやすい性状の放射性同位元素及び粉体状の放射性同位元素をいう。「液体がこぼれにくい構造」とは、具体的な例として、容器を静置した場合において転倒しにく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「規則第15条第1項第2号の使用状態」における「密封された放射性同位元素には適用されない」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、御意見の部分は、規則第14条の9第4号に規定する貯蔵施設に備える容器について解説するものです。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>い構造や、容器を密閉できる構造等のものが挙げられる。</p> <p>「亀裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるもの」とは、容器の落下による衝撃、転倒による打撃等により、容器が亀裂又は破損等に至るおそれのあるものをいう。具体的な例として、ガラス製、陶製等の容器が挙げられる。</p> <p>「汚染の広がりを防止するための施設又は器具」とは、容器からの漏出が生じた場合、当該容器からの放射性同位元素を受け取るためのものや、回収するためのものをいう。・・・・・・・・</p> <p><意見></p> <p>規則第15条第1項第2号の使用状態で開封又は破壊されるおそれがなく、漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのない密封された放射性同位元素には適用されないということによろしいか？回答願います。</p>	
106	<p><該当箇所></p> <p>102 頁</p> <p><記述></p> <p>貯蔵施設の閉鎖設備等</p> <p><意見></p> <p>「放射性同位元素の保管中にみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置（例：人力では容易に移転することができないように重量構造とする、ボルト等で強固に固定する、固定物に綱又は鎖等により緊結する等。）を講ずることを求めているが」とあるが、これは防護上の要求事項とは違うのですか。</p>	<p>➤ 御意見の部分は、規則第17条第1項第3号の規定のための措置が規則第14条の9第5号に規定する「閉鎖のための設備又は器具」と不可分なものである場合について解説するものであり、御意見の「防護上の要求事項とは違う」のか否かなどのような、具体的な設備の設計を示すものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
107	<p>審査 P. 102 解説35</p> <p>規則第14条の9第5号の規定は、貯蔵施設を閉鎖し、放射性同位元素の無断移転や盗難の防止、人の不必要な接近による放射線被ばくを抑止するなど、その保管する放射性同位元素の適正な管理を求めるものである。ここで、「閉鎖のための設備又は器具」とは、具体的な例として、貯蔵室又は貯蔵箱を閉鎖するために当該貯蔵室又は貯蔵箱に設ける鍵等が挙げられる。</p> <p>また、貯蔵箱にあっては、貯蔵箱を設置する室等を閉鎖するためのものも該当する。</p> <p>さらに、密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、当該容器を閉鎖するため、容器を装備する機器に設ける設備や、当該容器を装備する機器を設置する室等を閉鎖するためのものが該当する。</p> <p><意見></p> <p>・「貯蔵箱を設置する室等を閉鎖するためのものも該当する。」とされていますが、通常、貯蔵箱は、作業室又は放射性同位元素の使用室等に設置されており、貯蔵箱の扉には施錠管理がなされています。さらに床又は机等に強固に固定されています。そのような状況下であっても、作業室又は放射性同位元素の使用室等を閉鎖するような措置とは法令上、これらの室の閉鎖規定が法令で規定されていないのに、原子力規制委員会は作業室又は放射性同位元素の使用室等閉鎖を強要するのでしょうか。ご回答願います。</p>	<p>➤ 御意見の「作業室又は放射性同位元素の使用室等」の「閉鎖を強要」するとしている部分が審査ガイド案の解説35のどの部分を指すものか必ずしも明らかではありませんが、御意見の部分では、そうした旨を示していません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
108	<p>〈該当箇所〉 105 頁 〈記述〉 保管廃棄設備 〈意見〉 保管廃棄設備は、独立の建物でなければならないように読めます。また、柵だけで区画ができるのなら、野外でも柵によって区画すればよいとも解釈できますがよろしいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査ガイド案の解説43の「保管廃棄設備として供する独立の建物又は建物の壁、扉若しくは柵により区切られた一定の区域」は、直前にある「具体的な例として、」という文言が示すとおり、「外部と区画された構造」の例示であり、区画の方法を限定するものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。
109	<p>審査 P. 105 解説43</p> <p>規則第14条の11第1項第8号の規定は、放射性同位元素等を適正に保管廃棄することができる設備の設置等を求めるものである。ここで、「外部と区画された構造」とは、具体的な例として、保管廃棄設備として供する独立の建物又は建物の壁、扉若しくは柵により区切られた一定の区域が挙げられる。</p> <p>また、保管廃棄設備としてピット、保管庫（ただし、その開口部等に扉又は蓋等を有する構造のものに限る。）を設置する場合は、当該ピット又は保管庫の外郭の構造がこれに該当する。</p> <p>「容器に封入することが著しく困難」とは、具体的な例として、放射性汚染物の外形形状が一般的に保管廃棄容器として供し得るものよりも大型のものであって、分割又は分解することを考慮した構造となっていないものや、被ばく又は放射性汚染の管理上の観点等から、これを分割又は分解して容器に封入することが合理的でないものが該当する。なお、廃棄施設の技術上の基準として明確な要求はないが、容器に封入しない状態で保管廃棄をするものについては、当該保管状態における防火又は耐火性についての考慮が必要で</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ある。・・・</p> <p><意見> 保管廃棄設備は、基本的には独立した建物物又は床、壁、天井等による区画でなければならないように今まで審査され・許可がなされてきたはずですが、当該解釈によりますと、柵だけで区画出来れば法令を満足するかのように読めますが、野外で柵によって区画されているような保管廃棄設備でも構わないのでしょうか。原子力規制委員会として明快なご回答をお願いいたします。</p>	
110	<p><該当箇所> 106 頁 <記述> 密封されていない放射性同位元素を下限数量以下に小分けしたものの管理区域外使用</p> <p><意見> 密封されていない放射性同位元素以外の許可使用者は、管理区域内での下限数量以下の密封されていない放射性同位元素の使用については規制されるのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 審査ガイド案の解説4 4は、規則第15条第2項に規定する密封されていない放射性同位元素を下限数量以下に小分けしたものの管理区域外使用について、解説するものであり、密封されていない放射性同位元素の使用の許可を受けた者のみを対象とした記載です。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の許可のみを有する許可使用者は、当然のことながら密封されていない放射性同位元素を使用することはできないため、その所持する密封されていない放射性同位元素を下限数量以下に小分けして使用するという事も想定されません。
111	<p>審査 P. 106 解説4 4</p> <p>規則第15条第2項の規定は、許可使用者以外の者は本法の義務を課されることなく下限数量以下の密封されていない放射線を放出する同位元素を使用することができることとの均衡を図るため、許可使用者が密封されていない放射性同位元素を下限数量以下に</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>小分けして使用をする場合には、規則第15条第1項第1号（放射性同位元素の使用施設における使用）、同項第1号の2（密封されていない放射性同位元素の作業室における使用）及び同項第3号（被ばく低減のための措置）の規定を適用しないとしたものである。</p> <p>規則第15条第2項の規定に基づく使用は、「使用施設の外（規則第2条第2項第4号の平面図により示された管理区域の外に限る。）」としている。</p> <p>したがって、許可申請において「管理区域」としている場所39では、規則第15条第2項の規定に基づく使用をすることはできない。これは、既に管理区域として区域管理を行っている場所については、部分的ではあっても、使用の基準及び廃棄の基準に基づく規制を解除することによって、当該管理区域に係る管理及び出入りする放射線業務従事者に係る管理等が複雑なものとなり、また、誤解や混乱を生じ、ひいては放射線障害を防止するために講ずる措置の確実な実施及びその規律の遵守に支障を来たすことがないようにするためのものである。</p> <p>.....</p> <p><意見></p> <p>解説は、密封されていない放射性同位元素の許可を得た許可使用者の場合についてのみの記述となっている。密封された放射性同位元素や放射線発生装置の使用者で、下限数量以下の密封されていない放射性同位元素の使用をしている許可使用者又は届出使用者における下限数量以下の密封されていない放射性同位元素は許可の対象外であるため自由に使えます。従って、これらの者においては</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>管理区域内で下限数量以下の密封されていない放射性同位元素の使用が出来ます。これらの者との整合性がとれる解説となっていますでしょうか。ご検討をお願いするとともに、密封された放射性同位元素や放射線発生装置の使用者で、下限数量以下の密封されていない放射性同位元素の使用をしている許可使用者又は届出使用者に対する下限数量以下の密封されていない放射性同位元素の使用に関わる規制をどうするのかご検討するとともに、検討結果の回答をお願いします。</p>	

**放射性同位元素等の規制に関する法律第 6 条の基準への適合性確認
に関する審査ガイドに対する直接の意見ではないが関連する意見及び考え方**

令和 年 月 日

整理 番号	意見の概要	考え方
1	<p>P. 9 (21) P. 36 (48) P. 50 (62) (3) 複合評価時の線量限度等それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。</p> <p>常時立ち入る場所において、外部被ばくと空気中に放射性同位元素が存在するおそれがある場合には、それぞれの限度値の比の和が1を超えないような数値を新たな線量限度値又は濃度限度値とすることが数量告示第24条の趣旨である。ただし、密封されていない放射性同位元素を使用する当該常時立ち入る場所には必ず外部被ばくと空気中に放射性同位元素が存在するおそれがあるため、わざわざそれぞれの線量限度と濃度限度を新たに定めるよりは、単純に外部被ばく量と線量限度との比及び作業室内の空気中の放射性同位元素の濃度と濃度限度との比の和が1以下であることを示せば、告示の趣旨と同意であることとなるので、許可申請時にこれらの比の和が1以下であることを示せば良いのである。少なくとも、科学技術庁、文部科学省まではその趣旨を理解して審査していた。</p>	<p>➤ 御意見については、個別の事例に関して放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）の関係法令（以下「法令」という。）に定める技術上の基準への適合性について確認するもの、過去の審査実務との相違を確認するもの、法令の改正要望、法令に基づく指導に対する意見等であり、これらは、審査その他の法令の実務において、適切に対応します。</p>
2	<p><該当箇所> 12頁 <記述> 許可申請に係る放射線発生装置については、様式ハの「種類」欄、</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>「台数」欄及び「性能」欄に記載されている放射線発生装置の諸元等が、実際に許可を受けようとする放射線発生装置の種類、性能等と対応するものであること。</p> <p><意見></p> <p>様式ハの「種類」欄に施行令第2条で定める放射線発生装置の名称に加え、製造メーカー・形式を併記していますが、本来は様式ハの「種類」欄は施行令に規定される名称のみを記載することによってよろしいでしょうか？</p> <p>この場合、性能が同じ直線加速装置の更新を行った場合に「放射線発生装置の種類」が変更されることではないので、変更許可申請は不要ということによろしいでしょうか？</p>	
3	<p>12 ページ</p> <p>「また、「使用時の線量」の積算値が、許可申請者が定める上限を超過しないように管理するための方法等が示されていること。」とありますが、医療用の放射線発生装置においては、線量を制御するために「線量計」が装着されているのが当然です。最近の審査においてはその線量計の機能や役割についてまで説明を求められます。過去の申請ではこのような説明は不要でしたが、なぜそのような説明が必要になってきたのでしょうか？</p>	
4	<p>審査 P. 17 (29)</p> <p>2 評価において計算コードを用いる場合には、その適用方法及び範囲、計算コードの信頼性（他の工場又は事業所等における当該計算コードの利用実績、ベンチマークによる解析、他の計算コード又は他の計算方法による結果との比較、実測又は実験により</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>得られた結果との比較や評価等)、計算結果の精度、計算に用いたデータ、モデル等の妥当性が示されていること。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・モンテカルロ計算コードを用いた場合、遮蔽計算マニュアルの計算より非安全側の結果が出ますが、原子力規制委員会としてはその信憑性について確実に把握し、審査に引用されてきたときに、具体的な計算に用いたデータやその安全性の妥当性について厳しく審査を行っているのでしょうか。 	
5	<p>P. 17 (29)</p> <p>2 評価において計算コードを用いる場合には、その適用方法及び範囲、計算コードの信頼性（他の工場又は事業所等における当該計算コードの利用実績、ベンチマークによる解析、他の計算コード又は他の計算方法による結果との比較、実測又は実験により得られた結果との比較や評価等)、計算結果の精度、計算に用いたデータ、モデル等の妥当性が示されていること。」に関連してご質問します。</p> <p>モンテカルロの計算には多大な費用が掛かり、これを原子力規制委員会が推奨されると許可使用者としては非常に困ります。計算に多大な経費が必要となるからです。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
6	<p>審査 P. 36 (48)</p> <p>(3) 複合評価時の線量限度等 それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和 が1となるようなその線量又は空気中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。</p> <p><意見></p> <p>常時立ち入る場所において、外部被ばくと空気中に放射性同位元素が存在するおそれがある場合には、それぞれの限度値の比の和が1を超えないような数値を新たな線量限度値又は濃度限度値とする事が数量告示第24条の趣旨である。ただし、密封されていない放射性同位元素を使用する当該常時立ち入る場所には必ず外部被ばくと空気中に放射性同位元素が存在するおそれがあるため、わざわざそれぞれの線量限度と濃度限度を新たに定めるよりは、単純に外部被ばく量と線量限度との比及び作業室内の空気中の放射性同位元素の濃度と濃度限度との比の和が1以下であることを示せば、告示の趣旨と同意であることとなるので、許可申請時にこれらの比の和が1以下であることを示せば良いのである。少なくとも、科学技術庁、文部科学省まではその趣旨を理解して審査していた。</p> <p>しかしながら、貯蔵室内においては、密封されていない放射性同位元素は容器に入れられ、貯蔵室内にて容器から放射性同位元素を取り出すことは出来ません。従って、貯蔵施設（貯蔵室）内においての当該評価は不要となる。貯蔵箱が作業室以外の場所に設置してあっても、容器の開封場所は作業室となるので、貯蔵箱</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>の設置場所における当該評価も不要である。因みに作業室は使用施設の複合評価になります。</p>	
7	<p>〈該当箇所〉 36 頁 〈記述〉 密封された放射性同位元素ごとに、保管の場所、個数が記載され、個々の容器が当該容器を内包する機器の名称又は付番等によって適切に識別された形で示されていること。 〈意見〉 永久挿入線源(I-125 等)は、マークや付番等で識別するのは困難ではないでしょうか。複数個をまとめて付番することによろしいでしょうか？</p>	
8	<p>審査 P. 50 (62) (3) 複合評価時の線量限度等 ・・・・・・・・・・・・・・・・それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1となるようなその線量又は空気中の濃度をもって、その線量限度又は濃度限度とするものとしている。 〈意見〉 常時立ち入る場所において、外部被ばくと空気中に放射性同位元素が存在するおそれがある場合には、それぞれの限度値の比の和が1を超えないような数値を新たな線量限度値又は濃度限度値とする事が数量告示第24条の趣旨である。ただし、密封されていない放射性同位元素を使用する当該常時立ち入る場所には</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>必ず外部被ばくと空気中に放射性同位元素が存在するおそれがあるため、わざわざそれぞれの線量限度と濃度限度を新たに定めるよりは、単純に外部被ばく量と線量限度との比及び作業室内の空気中の放射性同位元素の濃度と濃度限度との比の和が1以下であることを示せば、告示の趣旨と同意であることとなるので、許可申請時にこれらの比の和が1以下であることを示せば良いのである。少なくとも、科学技術庁、文部科学省まではその趣旨を理解して審査していた。</p> <p>しかしながら、保管廃棄設備内における廃棄容器を開けることは法令上出来ません。保管廃棄という廃棄の行為だからです。保管廃棄設備内で廃棄容器に放射性汚染物を詰め込むことは法令上出来ないということです。従って、当該室において複合計算する必要はありません。</p>	
9	<p><該当箇所> 77頁 <記述> 予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面を添えることを求めている。 <意見> ・医療用の直線加速装置の更新に伴う装置の撤去、設置などは「工事」に含まれますか？ 管理区域の設定のために地面にフェンスを設置した場合は「工事」となるでしょうか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
10	<p>〈該当箇所〉 77 頁 〈記述〉 予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面を添えることを求めている。 ・「管理区域」へ立入り工事を行う場合、通常どおり放射線障害の防止に関し講ずる措置を行いますが、特別に「工事期間中の措置」というものがあるのでしょうか？</p>	
11	<p>P. 77 (89) 第3節 審査 1. 法令の要求事項 規則第9条第2項第3号の規定は、法第10条第2項の規定による変更の許可の申請書には、工事を伴うときは、その予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面を添えることを求めている。</p> <p>〈意見〉 ・「工事を伴うとき」「その定工事期間及びその工事期間中」で求めている”工事”とは、どの程度の工事を指すのか不明確です。装置の撤去、装置の設置なども工事に入るのでしょうか。ご説明ください。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
12	<p>P. 77 (89)</p> <p>第3節</p> <p>審査 1. 法令の要求事項</p> <p>規則第9条第2項第3号の規定は、法第10条第2項の規定による変更の許可の申請書には、工事を伴うときは、その予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面を添えることを求めている。</p> <p><意見></p> <p>・「工事」が伴わなくても、「管理区域」となっているところへの立入りの場合は、放射線障害予防規程にしたがって、入退出者の教育訓練及び管理は、必ず行うものです。ここでいう「工事」と想定しているものは、どのような範囲の工事ですか、具体的な例をご教示いただきたい。</p>	
13	<p>78 ページ</p> <p>2 確認の視点</p> <p>法第10条第2項の規定による変更の許可の申請に基づく工事の有無を確認する。</p> <p>なお、当該申請において本件に関する書面の添付のないもの（工事を伴わないとするもの）については、その申請の内容に照らして、疑問がある場合には、許可申請者に対して説明を求めるものとする。</p> <p>当該申請に基づく工事を伴う場合は、「予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置」を記載した書面により、予定する工事期間及び工事期間中放射線障害の防止に関</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>し講ずる措置（工事に従事する者についての放射線障害防止に関する管理の方法、その実施体制の整備を含む。）が示され、かつ、その措置等が放射線障害予防規程等に基づき適正に実施されることが示されていることを確認する。</p> <p>また、工事に伴って放射線施設の一部を廃止し、又は放射性汚染物が生じる場合には、廃止する放射線施設に係る汚染の除去や、発生する放射性汚染物についての措置及び工程が示されていることを確認する。</p> <p>なお、書面に記載する内容について疑問がある場合には、許可申請者に対して説明を求めるものとする。</p> <p>意見</p> <p>「工事」とは、どの程度の作業のことを指すのでしょうか？使用室の構造を変更しない放射線発生装置の更新、管理区域拡大のための柵やフェンスの設置はなく「工事」となるのでしょうか？また、「工事」が伴わなくても、「管理区域」となっているところへの立入なので、放射線障害予防規程にしたがって、入退出者の管理は行います。</p>	
14	<p>78 ページ</p> <p>2 確認の視点</p> <p>法第10条第2項の規定による変更の許可の申請に基づく工事の有無を確認する。</p> <p>なお、当該申請において本件に関する書面の添付のないもの（工事を伴わないとするもの）については、その申請の内容に照らして、疑問がある場合には、許可申請者に対して説明を求める</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ものとする。</p> <p>当該申請に基づく工事を伴う場合は、「予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置」を記載した書面により、予定する工事期間及び工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置（工事に従事する者についての放射線障害防止に関する管理の方法、その実施体制の整備を含む。）が示され、かつ、その措置等が放射線障害予防規程等に基づき適正に実施されることが示されていることを確認する。</p> <p>また、工事に伴って放射線施設の一部を廃止し、又は放射性汚染物が生じる場合には、廃止する放射線施設に係る汚染の除去や、発生する放射性汚染物についての措置及び工程が示されていることを確認する。</p> <p>なお、書面に記載する内容について疑問がある場合には、許可申請者に対して説明を求めるものとする。</p> <p>意見 ここであえて「工事期間中の措置」を求めているのは、どのような工事を想定しているのでしょうか？具体的な例をご教示ください。</p>	
15	<p>審査 P. 78 (90) 1行目</p> <p>2. 確認の視点</p> <p>法第10条第2項の規定による変更の許可の申請に基づく工事の有無を確認する。なお、当該申請において本件に関する書面の添付のないもの（工事を伴わないとするもの）については、その申請の内容に照らして、疑問がある場合には、許可申請者に対</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>して説明を求めるものとする。</p> <p>当該申請に基づく工事を伴う場合は、「予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置」を記載した書面により、予定する工事期間及び工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置（工事に従事する者についての放射線障害防止に関する管理の方法、その実施体制の整備を含む。）が示され、かつ、その措置等が放射線障害予防規程等に基づき適正に実施されることが示されていることを確認する。</p> <p>また、工事に伴って放射線施設の一部を廃止し、又は放射性汚染物が生じる場合には、廃止する放射線施設に係る汚染の除去や、発生する放射性汚染物についての措置及び工程が示されていることを確認する。</p> <p>なお、書面に記載する内容について疑問がある場合には、許可申請者に対して説明を求めるものとする。</p> <p><意見></p> <p>・「工事を伴う場合」「その定工事期間及びその工事期間中」で求めている”工事”とは、どの程度の工事を指すのか不明確です。装置の撤去、装置の設置なども工事に入るのですか。ご説明願います。</p>	
16	<p>審査 P. 78（90） 1行目</p> <p>2. 確認の視点</p> <p>法第10条第2項の規定による変更の許可の申請に基づく工事の有無を確認する。なお、当該申請において本件に関する書面の添付のないもの（工事を伴わないとするもの）については、そ</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>の申請の内容に照らして、疑問がある場合には、許可申請者に対して説明を求めるものとする。</p> <p>当該申請に基づく工事を伴う場合は、「予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置」を記載した書面により、予定する工事期間及び工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置（工事に従事する者についての放射線障害防止に関する管理の方法、その実施体制の整備を含む。）が示され、かつ、その措置等が放射線障害予防規程等に基づき適正に実施されることが示されていることを確認する。</p> <p>また、工事に伴って放射線施設の一部を廃止し、又は放射性汚染物が生じる場合には、廃止する放射線施設に係る汚染の除去や、発生する放射性汚染物についての措置及び工程が示されていることを確認する。</p> <p>なお、書面に記載する内容について疑問がある場合には、許可申請者に対して説明を求めるものとする。</p> <p><意見></p> <p>・「工事」が伴わなくても、“管理区域”となっているところへの立入りの場合は、放射線障害予防規程にしたがって、入退出者の教育訓練及び管理は、必ず行うものです。ここでいう「工事」と想定しているものは、どのような範囲の工事ですか、具体的な例を示してご教示いただきたい。</p>	
17	<p>別記1「一般的な取扱時の評価における飛散率、透過率及び混入率について」について、すでに届出済みの施設等において、記載の評価値が使用されていない場合、変更申請を行う場合は再評価</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	の必要はあるのか。	
18	<p>審査 P. 85 (97) 解説1 2</p> <p>2 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに当たっては、IAEA 基本安全原則 (IAEA Safety Standards Series No. SF-1) において、「安全のための一義的な責任は、放射線リスクを生じる施設と活動に責任を負う個人または組織が負わなければならない」(「原則1:安全に対する責任」という国際的な基本原則が定められているとおり、許可使用者が安全のための一義的な責任を有しているところ、その許可申請の段階においても、許可申請者が安全への説明責任等について主体的に対応すべきものであり、本ガイドにおいても、こうした考え方を前提として、「確認の視点」を示すものである。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護規則の取り入れの時にパブコメにて意見提出された「数値が違うのではないですか。」という質問について IAEA に問い合わせるとした件について、未だ回答がなされていないので、明快な回答、問い合わせをしたのか否かについても回答をお願いします。 	
19	<p>・ 85 ページ</p> <p>基本的な考え方において、3. 「科学的な根拠及び検討に基づき、その設計が放射線障害の防止に関し、合理的で妥当なものであることを許可申請者が示すことにより、許容され得る」とあり、「設計が合理的で妥当なものであることの説明責任は、許可申請者が</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>有するものである」とあります。 しかしながら、モンテカルロ法が認められず、別の計算方法で申請するように審査官から指示があり、標準審査期間を大幅に超えても審査が続いているという例もあると聞いている。このようなことがないように願いたい。</p>	
20	<p>審査 P. 89 (101) 解説7</p> <p>既許可の許可申請書の様式イ、様式ロ又は様式ハの「使用施設の位置、構造及び設備」欄のうち、「位置」欄中の「周囲の状況」欄に記載した内容に変更があるものについては、その内容が現況に更新されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、本欄に記載した事項のみを変更するために許可申請の手続を取る必要はなく、当該変更以後の直近の許可申請の際にその記載内容を更新することで足りる。</p> <p>ただし、当然のことながら、「周囲の状況」の変更に伴って、新たな遮蔽物の設置が必要となるなど、既許可の内容（法第3条第2号から第7号までに掲げる事項）について変更をする必要がある場合には、あらかじめ許可申請をする必要がある。</p> <p><意見></p> <p>「使用施設の位置、構造及び設備」欄のうち、「位置」欄中の「周囲の状況」欄に記載した内容に変更があるものについては、その内容が現況に更新されていることを確認するものとする。なお、本欄に記載した事項のみを変更するために許可申請の手続を取る必要はなく」と記述されていますが、ここでいう「周囲の状</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>況」とは、放射線施設の周囲でも無く、事業所の周囲でも無いの ですね。どちらなのか明確に回答願います。</p>	
21	<p>審査 P. 89 (101) 解説8</p> <p>近年の甚大な自然災害の発災状況及びそれに伴う防災意識の 向上等に伴って、国や地方公共団体が公開しているハザードマッ プへの関心や、その利活用が高まっており、地域の住民のみなら ず、一般的な社会活動を行う企業及び団体等においても、当該ハ ザードマップの内容を踏まえた対応を図ることが社会的な要請 と位置付けられている。こうした現状を踏まえ、本法に係る許可 申請時においては、許可申請者にハザードマップ（最新版）を添 付することについて協力を求め、許可申請者における自然災害発 生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものとする。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの添付は届出使用者の場合は除外でよろしいで しょうか。 	
22	<p>審査 P. 89 (101) 解説8</p> <p>近年の甚大な自然災害の発災状況及びそれに伴う防災意識の 向上等に伴って、国や地方公共団体が公開しているハザードマッ プへの関心や、その利活用が高まっており、地域の住民のみなら ず、一般的な社会活動を行う企業及び団体等においても、当該ハ ザードマップの内容を踏まえた対応を図ることが社会的な要請 と位置付けられている。こうした現状を踏まえ、本法に係る許可 申請時においては、許可申請者にハザードマップ（最新版）を添</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>付することについて協力を求め、許可申請者における自然災害発生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものとする。</p> <p><意見> ・さらに今後もハザードマップの添付を継続するのであれば法改正し、条文に盛り込んで下さい。そうしないと許可使用者や許可廃棄業者が納得しません。その際には上記のような場合がありますので除外規定も忘れずに条文化して下さい。</p>	
23	<p><該当箇所> 89 頁 <記述> 「建築物」等 <意見> 野外に設置されたレベル計などは、この説明では建築物や居室に当たらないので、その他の区分に該当すると思われます。 厚さ計などが大きな工場に設置し管理区域を柵等で囲う場合、管理区域の外側の工場を使用施設にするよう指導を受けたことがあります。さらに、工場自体は大きく出入り口が30箇所とか40箇所になるので、すべての出入り口に使用施設の標識を付けるように指導を受けました。このような場合の管理区域は、野外としての解釈というか、野外として対応することはできないでしょうか。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
24	<p>審査 P. 89 (101) 解説9</p> <p>規則第14条の7第1項第2号、第14条の9第2号及び第14条の11第1項第2号の規定は、放射線施設又はその周辺で火災が発生した場合、その火災による放射線施設等への影響を最小限のものとするを求めるものである。ここで、「建築物」、「居室」、「主要構造部」、「耐火構造」及び「不燃材料」とは、いずれも建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定するところのものであり、以下に示すとおり。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚さ計などが大きな工場に設置し管理区域を柵等で囲う場合、管理区域の外側の工場を使用施設にするよう指導を受けたことがある事業所が存在しますが、これは指導の行き過ぎであって、これら厚さ計の管理区域を包含する室を使用施設（居室）として許可を取れば十分ですよね。ご回答願います。 	
25	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域に関連して <p>P101【解説33】管理区域の設定基準</p> <p>管理区域の設定基準のうち、上記1.の基準値については、使用、保管又は廃棄の頻度や毎回の取扱状況等が変動することを踏まえて、線量を算定する期間を3月間とした上で、3月間（約13週間に相当）につき1.3mSvとすれば、管理区域の外側のいかなる者も、1990年にICRPにより勧告された一般公衆の特殊な状況下における線量限度（1年間（約50週間に相当）につき5mSv）を超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量も、管</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>理区域の境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに一般公衆の線量限度（1年間につき1mSv）以下とすることが多くの場合可能となるとして設定しているものである。</p> <p>・被ばく管理との関係を考えると、3月の間で変動することを考えているのに、妊娠を認めた女性は何故毎月なのか。</p> <p>上記について詳細にご説明願います。</p>	

**放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド
に対する御意見への考え方**

令和 年 月 日

整理 番号	意見の概要	考え方
1	立入検査における遵守状況の確認や管理している状況の確認については、検査官による目視確認や聞き取りを想定しているのであれば、そのような記載とすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの制定案（以下「立入検査ガイド案」という。）は、それぞれの立入検査対象事項ごとに検査手法を示しており、その中で、 <ul style="list-style-type: none"> ①記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取 ②現場の巡視 と示しています。 ➤ よって、原案のとおりとします。
2	<p>＜該当箇所＞ 全体</p> <p>＜内容＞</p> <p>行政文書の電子管理に向けて作成されたガイドだが、印刷しないと利用できない構成となっており、ユーザーフレンドリーでない。ヘッダ一部分に、章タイトル及び節タイトルを入れるなどの工夫があるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 立入検査ガイド案は、第1章から第8章まで通読することで理解できるように作成しており、特段の不都合は生じないものと考えます。 ➤ よって、原案のとおりとします。
3	1ページの「立入検査」は、法第43の2第2項の「前項の規定による立入検査、質問及び収去」のうち「立入検査」に係るものであり、「質問」、「収去」については対象外であると理解してよろしいか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 立入検査ガイド案では、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の2第1項に規定する行為を「立入検査」として示しています。 ➤ なお、上記の内容がより明確になるよう、立入検査ガイド案の第1章第1節の記載内容を、以下のとおり修正します。 <p>（修正後の内容）</p> <p>…（略）…事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者（責任者、担当者等）に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
		放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去させることができることを定めている ¹ （以下本ガイドにおいて、同項に規定する行為を「立入検査」という。）。
4	1ページの「遵守状況の確認」は「立入検査」の一環ではなく、本ガイドの対象外であると理解してよろしいか。	<p>➤ 御意見の「「遵守状況の確認」は…（略）…ガイドの対象外であると理解してよろしいか」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、立入検査は法令の遵守状況を確認するものであり、立入検査ガイド案は法令の遵守状況を立入検査において確認するための確認の視点を取りまとめたものです。</p>
5	3ページ 許可申請において、申請者が「国」でない場合でも、根拠法令（例えば国立法人法）によって「国」とみなされている場合も、「承認」となるのでその旨記載すべきではないでしょうか。法律の条文をただ記載するのではなく、解説や説明、補足等がなければ、ガイドラインとして意味をなさないのではないのでしょうか。	<p>➤ 御意見の部分が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第37条（他の法令の準用）及びその委任を受けた国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）第25条第1項第16号の規定により、国立大学法人等を国とみなして法第50条の規定を準用する場合を否定するものではないことは明らかですが、その趣旨がより明確になるよう、立入検査ガイド案の第1章第3節5. の記載内容を、以下のとおり修正します。</p> <p>（修正後の内容）</p> <p>5. （略）</p> <p>…（略）…</p> <p>ただし、申請者が国である場合には、法第50条の規定により、「許可」とあるのは「承認」と、「許可申請」とあるのは「承認申請」とする。また、国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）第25条第1項第16号の規定により、申請者が国立大</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
		<p>学法人等である場合も、同様に「許可」とあるのは「承認」と、「許可申請」とあるのは「承認申請」とする。</p>
6	<p>2. P4 15. 一時的立入者 2-1. 意見 ①「見学者等により」を削除。 2-2. 理由 ①一時立入はその他の理由で立ち入る場合もあり、見学者等だけではないため、明示する必要は無い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分は、一時的立入者に該当するもののうち、最も代表的なものを例示するものであり、特段の問題はないと考えます。 ➤ よって、原案のとおりとします。
7	<p>P. 4 15. 一時的立入者 「一時的立入者」とは、見学等により、管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものをいう。</p> <p>昭和63年の法改正時において旧法では「管理区域随時立入者」という区分があり、これが法改正により結果的には管理区域一時的立入者に区分されたのですが、法令条文上案のまま残されてしまったのが規則第22条健康診断のところであり「放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行うこと」と規定されています。この括弧書きは不要であり、これを参考に一時的立入者を本ガイドにおける用語の定義及び説明で定めていますが、上記の理由からガイドで定めたことと、規則22条第1項の規定と相違が生じてしまうこととなります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 立入検査ガイド案においては、「見学等により、管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないもの」を「一時的立入者」と定義しています。 ➤ 一方、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第22条第1項第1号の括弧書の規定は、放射線業務従事者のうち、一時的に管理区域に立ち入るものを指すものであり、御意見のように同項の規定を参考に「一時的立入者」を定義しているものではなく、また、規則第22条第1項第1号の規定とも相違するものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
8	<p>〈該当箇所〉 4 頁 〈記述〉 「一時的立入者」とは、見学等により、管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものをいう。 〈意見〉 定義では「放射線業務従事者放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者であつて、管理区域に立ち入るもの」とあります。 しかし、規則第 22 条第 1 項では、「放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）に対し・・・」とあります。放射線業務従事者の中の一時的に管理区域に立ち入る者は、どのような解釈になりますか？</p>	
9	<p>6 ページ 自動表示装置の定義があつて、インターロックの定義がないのはなぜか。この程度の定義であれば、インターロックについても記載があるほうが並びがよいのではないか。逆に自動表示装置だけこの程度のことにもかかわらず記載している理由を説明してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「インターロック」は、規則第 14 条の 7 第 1 項第 7 号、第 14 条の 11 第 1 項第 4 号ロ及び第 15 条第 1 項第 3 号の 2 の規定において、説明されている用語であり、立入検査ガイド案において特段の追加的な説明を要しないものであるため、記載していません。 ➤ 一方、自動表示装置については、法や規則等において、その定義や説明が行われていない用語であり、一般的な表示装置と誤解が生じる可能性があることから、立入検査ガイド案の第 1 章第 3 節において、規則第 14 条の 7 第 1 項第 6 号に規定するものであることを明確にするために記載しています。

整理 番号	意見の概要	考え方
10	<p>〈該当箇所〉 8 頁 〈記述〉 許可申請等のおりの位置に、使用施設を設けていることを確認する。 既設の使用施設については、許可申請等の内容について、有意な変化等の有無を確認し、又は変化等の状況を把握していることを確認する。 〈意見〉 「地崩れ及び浸水」については、施設外の変化（例えば近距離の河川において護岸工事が行われた等）までも確認されることになるのでしょうか？また、その状況を把握しているかどうかは、検査官が調査してから立入検査を行うのですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分については、許可使用者において、使用施設を技術上の基準に適合するよう維持し、又は許可を受けた際の適合状況に変更がないことを把握していることを確認する旨を示しています。 ➤ また、使用施設の位置、構造及び設備に係る状況等は、一律ではないことから、個々の使用施設の状況等を踏まえて確認をすることとなります。 ➤ なお、使用施設が技術基準に適合していることについては、許可使用者にその説明責任があります。
11	<p>6 ページ 許可申請等のおりの位置に、使用施設を設けていることを確認する。 既設の使用施設については、許可申請等の内容について、有意な変化等の有無を確認し、又は変化等の状況を把握していることを確認する。 意見 地崩れ及び浸水については、被検査施設が対応できないような施設外の変化（例えば近距離の河川において護岸工事が行われた等）までも確認されることになるのでしょうか？また、その状況の把握をどのように評価されるのでしょうか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
12	<p>立入検査 P. 8</p> <p>1. 使用施設</p> <p>(1) 立入検査対象事項</p> <p>3 使用施設には、線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること(規則第14条の7第1項第3号)</p> <p>許可申請等のおりに、それぞれ人が常時立ち入る場所並びに工場又は事業所の境界等について、遮蔽のための構造又は設備等を設けていることを確認する。</p> <p>また、許可申請等において、放射性同位元素等の取扱いをするために設置する設備(フード、グローブボックス、実験机等)がある場合には、許可申請等に記載したとおりの個数及び位置に設置していることを確認する。機器に装備されている放射性同位元素又は放射線発生装置の設置の状況についても確認するものとする。既設の使用施設については、遮蔽のための構造又は設備等の状況に変更又は異常がないことを確認する。</p> <p><意見></p> <p>申請上は「実験機」に関する記載項目が無いので、立入検査の対象とする必要はないので削除すべき。</p>	<p>➤ 御意見の部分は、許可申請等において、実験機やこれに類するものを設置することを前提に放射性同位元素等の取扱いをするものとして、遮蔽又は被ばくの評価を行っている場合があるため、これを例示したものです。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
13	<p><該当箇所></p> <p>8 ページ</p> <p>また、許可申請等において、放射性同位元素等の取扱いをするために設置する設備(フード、グローブボックス、実験机等)がある場合には、許可申請等に記載したとおりの個数及び位置に設置していることを確認する。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>「本ガイドは、技術的知見、審査実績の蓄積等に応じて、定期的に検討し、適宜見直すこととする。」</p> <p><内容> フード、グローブボックスの台数および設置する作業室については許可申請書に記入する必要がある。しかし、実験機はその必要が無い場合、「実験機」の標記を削除すべきである。</p>	
14	<p><該当箇所> 8 ページ 2 章 II 1 (1)</p> <p><内容> 「また、許可申請等において、放射性同位元素等の取扱いをするために設置する設備(フード、グローブボックス、実験机等)がある場合には、許可申請等に記載したとおりの個数及び位置に設置していることを確認する。」</p> <p>遮蔽に影響し又は固定された実験機があれば許可申請等に記載した方が良くと思うが、設備のカッコ内は様式の記載に合わせて「フード、グローブボックス等」にしてはどうか。</p>	
15	<p><該当箇所>8 ページ 2 章 II 1 (1) 9 ページ 2 章 II 1 (1)</p> <p><内容> 作業室内、汚染検査室内の表面とは、表面材料のことか。</p>	<p>➤ 御意見の部分は、表面の全体的な状況を示すものであり、「(表面材料の状況を含めた)表面」を意味しています。</p>
16	<p>9 ページの「確認」は、「劣化」を確認してもそれが8 ページの「異常」にあたらないことを確認する、ということの意味していると理解してよろしいか。</p>	<p>➤ 御意見の「劣化」の確認については、作業室の表面の状況に異常がないことを確認する際の視点として、特に注意すべき内容を示したものです。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
17	<p>4. P9 ⑥自動表示装置</p> <p>4-1. 意見 また、「使用する室・・・確認する。」を削除</p> <p>4-2. 理由 設置場所等は許可申請の中にあり、事前の審査項目のため申請書記載と同じかの確認でよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「申請書記載と同じかの確認でよい」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、自動表示装置は、人が通常出入りする出入口に設置しなければならないことが法令上の要求であるため、御意見の部分はその適合状況を確認する旨を示すものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
18	<p>P. 10</p> <p>⑦・・・</p> <p>「インターロックが確実に動作することを確認する。」という検査が、どのような検査なのか具体的に示すべき。放射線検査官の指示通りにインターロックの稼働検査（例えば、発生装置の運転中に扉を開放して使用が止まることの確認）をした結果インターロックを壊されたのでは許可使用者はたまったものではない。</p> <p>⑦か（2）検査手法の中で具体的に何をするのか示してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 立入検査において、インターロックの動作を実作動により確認することの要否は、放射線検査官が放射線施設やその周囲の状況等を勘案して判断することとなりますが、一義的には、許可使用者が、自らの放射線施設の状況を踏まえて、「インターロックが確実に作動すること」の説明を行う必要があります。 ➤ また、インターロックの具体的な動作は、許可申請者が提出した許可申請等に記載した内容等に基づき確認するものであるため、当該インターロックを実作動させて、その動作を確認する際の具体的な方法については、立入検査ガイド案に示す必要はないと考えます。 ➤ よって、原案のとおりとします。
19	<p><該当箇所></p> <p>10 頁</p> <p><記述></p> <p>「当該条件の不成立を直ちに検知し、使用を終了させる機能を有するインターロックを設け、インターロックが確実に動作することを確認する。」</p> <p><意見></p> <p>どのような検査なのでしょう？直ちに検知する事を確認するには、ビーム出力中に扉を開放するなどして、インターロックを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>作動させる必要があるのではないですか？ このような動作確認は、装置にかなりの負担がかかる可能性があります。ビームを出さない状態で、扉を開放している際にインターロックが働いていること、閉じた際に「直ちに」インターロックが解除される事を確認することで検査は可能ではないでしょうか</p>	
20	<p>P. 10 意見：「インターロックが確実に動作することを確認する。」とは、どのような検査なのか具体的に示してほしい。 理由：安全な緊急停止等が簡易にできるか事前に打合せを行う必要があるため。</p>	
21	<p>P. 12 (2) 検査手法 下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。 1 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取 以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、許可使用者の実施状況を確認する。 イ 放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。） ロ 放射線管理状況報告書 ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿 ニ 許可申請等の写し ホ 作業計画書、施設等の施工記録（写真、図面、材料検査成績証明書等） ヘ 法第12条の8の規定に基づく施設検査又は法第12条の9</p>	<p>➤ 御意見の部分は、使用施設の技術基準への適合状況の確認に係るものですが、この使用施設の技術基準については、法第13条第1項に規定するとおり、許可使用者がその基準適合義務を負うものであって、届出使用者に対して適用されるものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>の規定に基づく定期検査において作成した説明資料等 ト 外部委託に関する書類等 チ その他放射線施設の管理について組織的に作成する記録類</p> <p><意見> ・許可使用者だけではなく届出使用者も該当しますので、「許可使用者」ではなく「許可届出使用者」ではありませんか。 ・ニは、許可申請等又は使用届出等の写しではないですか。</p>	
22	<p>P. 12 (2) 検査手法 下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。</p> <p>1 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取 以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、許可使用者の実施状況を確認する。</p> <p>イ 放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。） ロ 放射線管理状況報告書 ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿 ニ 許可申請等の写し ホ 作業計画書、施設等の施工記録（写真、図面、材料検査成績証明書等） へ 法第12条の8の規定に基づく施設検査又は法第12条の9の規定に基づく定期検査において作成した説明資料等 ト 外部委託に関する書類等 チ その他放射線施設の管理について組織的に作成する記録類</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、立入検査ガイド案の第2章Ⅱ. 1. (2)①に「規則第20条第4項の規定に係る測定の記録」を追記します。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第20条第4項の規定に係る測定に係る帳簿の記述がない。 	
23	<p>P. 12</p> <p>(2) 検査手法 下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。</p> <p>1 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取</p> <p>以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、許可使用者の実施状況を確認する。</p> <p>イ 放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。）</p> <p>ロ 放射線管理状況報告書</p> <p>ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿</p> <p>ニ 許可申請等の写し</p> <p>ホ 作業計画書、施設等の施工記録（写真、図面、材料検査成績証明書等）</p> <p>ヘ 法第12条の8の規定に基づく施設検査又は法第12条の9の規定に基づく定期検査において作成した説明資料等</p> <p>ト 外部委託に関する書類等</p> <p>チ その他放射線施設の管理について組織的に作成する記録類</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニ 許可申請等の写し、の確認検査は必要なのですか？申請時に本申請書は提出していて正本は原子力規制委員会に存在する。また、法令上、許可申請等の写しについての保存義務は課せられていない。検査対象とする必要があるならば法令改正等を行い、 	<p>➤ 御意見のとおり、法令上、許可使用者が許可申請等や放射線管理状況報告書の写しを保存しなければならない義務はありませんが、通常、許可使用者は、自身の許可の内容を把握し、放射線施設の管理等を適切に行うために必要な内容を確認できる書類を所持しているものと考え、当該管理の状況等を確認する際の記録等として、例示したものです。</p> <p>➤ 上記の趣旨が明確になるよう、立入検査ガイド案の第2章Ⅱ.1.(2)①の記載内容を、以下のとおり修正します。また、同様の記載の箇所についても併せて修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>① (略)</p> <p>以下に例示する記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、許可使用者の実施状況を確認する。</p> <p>イ 放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。）</p> <p>ロ <u>規則第20条第4項の規定に係る測定の記録</u></p> <p>ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿</p> <p>ニ <u>許可申請等の内容を確認できる書類</u></p> <p>ホ <u>放射線管理状況報告書の内容を確認できる書類</u></p> <p>ヘ 作業計画書、施設等の施工記録（写真、図面、材料検査成績証明書等）</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>申請書等の保存を義務化するべきである。立入検査に必要な書類であるとお考えならば、原子力規制委員会に提出したもの又はその写しを放射線検査官が検査時に持参すべきである。建築確認等においては確認者が本紙を持参して行われているはず。</p>	<p>ト 法第12条の8の規定に基づく施設検査又は法第12条の9の規定に基づく定期検査において作成した説明資料等 チ 外部委託に関する書類等 リ その他放射線施設の管理について組織的に作成する記録類</p>
24	<p>該当箇所 P12 (2) 検査手法 下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。 1 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取 以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、許可使用者の実施状況を確認する。 二 許可申請等の写し</p> <p>内容 立入検査の際、許可申請等の内容を再確認する必要があるのでしょうか？ また法令上、申請書等の写しの保存義務は事業者には課せられていません。 再確認の必要があるのなら、原子力規制委員会に保管されている申請書等の写しを放射線検査官が持参されるべきと存じます。</p>	
25	<p><該当箇所> 12 頁 <記述> (2) 検査手法 下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。 1 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取 以下の記録等</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、許可使用者の実施状況を確認する。</p> <p>イ 放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。）</p> <p>ロ 放射線管理状況報告書</p> <p>ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿</p> <p>ニ 許可申請等の写し</p> <p>ホ 作業計画書、施設等の施工記録（写真、図面、材料検査成績証明書等）</p> <p>ヘ 法第12条の8の規定に基づく施設検査又は法第12条の9の規定に基づく定期検査において作成した説明資料等</p> <p>ト 外部委託に関する書類等</p> <p>チ その他放射線施設の管理について組織的に作成する記録類</p> <p><意見></p> <p>ニ、許可申請等の写しは必要なのですか？申請時に本申請書は提出しています。</p> <p>許可申請等の写しについては、法令上の保存義務は課せられていません。また、申請書の本文は規制庁に提出済みであり検査に必要であれば、提出したものを持参すべきではないでしょうか。建築確認等では、持参して確認を行っています。</p> <p>また、</p> <p>ロ、放射線管理状況報告書も同様で、既に規制庁に提出しています。防護の立入検査においては、担当官が事前にいつ提出したかを確認してから検査に出向いています。</p> <p>これらの部分は、「写しの用意が望ましい。」としてはいかがでしょう。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
26	<p>＜該当箇所＞ 12 ページ (2) 1 ニ、ホ、へ、ト 29 ページ (2) 1 ニ 39 ページ 2 (4) 62 ページ (2) 1 ニ 101 ページ (2) 3 他</p> <p>＜内容＞ 検査手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請等の写し ・ 許可申請等又は使用届出等の写し ・ 販売業届出等及び賃貸業届出等の写し ・ 許可申請等、使用届出等、販売業届出等又は賃貸業届出等の写し ・ 作業計画書、施設等の施工記録（写真、図面、材料検査成績証明書等） ・ 外部委託に関する書類等 ・ 法第 12 条の 8 の規定に基づく施設検査又は法第 12 条の 9 の規定に基づく定期検査において作成した説明資料等 ・ 法第 12 条の 10 の規定に基づく定期確認において作成した説明資料等 <p>法令上、これらの作成や保存の義務は課されていない。以降のページにおいて同じ。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
27	<p>P. 12 (2) 検査手法 下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。</p> <p>1 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取 以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、許可使用者の実施状況を確認する。</p> <p>イ 放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。） ロ 放射線管理状況報告書 ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿 ニ 許可申請等の写し ホ 作業計画書、施設等の施工記録（写真、図面、材料検査成績証明書等） へ 法第12条の8の規定に基づく施設検査又は法第12条の9の規定に基づく定期検査において作成した説明資料等 ト 外部委託に関する書類等 チ その他放射線施設の管理について組織的に作成する記録類</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可証の確認はしないのですか。 ・ 施設検査又は定期検査の合格証の確認はしないのですか。 	<p>➤ 許可証及び合格証については、立入検査ガイド案の「第7章 手続」に示すとおり、許可使用者が、必要な許可を受け、又は施設検査若しくは定期検査を受検しているか等の状況を確認する際の記録等の一つとなるものと考えます。したがって、御意見の部分において許可証及び合格証の例示がないことをもって、立入検査において許可証及び合格証を全く確認しない（全く確認する必要がない）という旨を示しているものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
28	<p>12頁 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取 以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、許可使用者の実施状況を確認する。</p> <p>イ 放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。）</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ロ 放射線管理状況報告書 ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿 ニ 許可申請等の写し ホ 作業計画書、施設等の施工記録（写真、図面、材料検査成績証明書等） へ 法第12条の8の規定に基づく施設検査又は法第12条の9の規定に基づく定期検査において作成した説明資料等 ト 外部委託に関する書類等 チ その他放射線施設の管理について組織的に作成する記録類 意見 許可証、施設検査合格証、定期検査合格証も確認されると思いますが記載の必要はないのでしょうか。</p>	
29	<p>12頁 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取 以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、許可使用者の実施状況を確認する。 イ 放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。） ロ 放射線管理状況報告書 ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿 ニ 許可申請等の写し ホ 作業計画書、施設等の施工記録（写真、図面、材料検査成績証明書等） へ 法第12条の8の規定に基づく施設検査又は法第12条の9の規定に基づく定期検査において作成した説明資料等</p>	<p>➤ 御意見の部分は、許可届出使用者又は許可廃棄業者における管理状況等を確認する際の記録等の一つとして例示するものであり、当該部分において、法令上、作成の義務がある記録等を示すものではありません。このため、御意見にあるような1. から3. までの区別を御意見の部分において示す必要はないと考えます。 ➤ なお、御意見の部分については、整理番号23の御意見に対する「考え方」で示したとおり修正しています。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ト 外部委託に関する書類等 チ その他放射線施設の管理について組織的に作成する記録類 意見 記載されている記録等に関して、許可使用者が法令で 1. 作成及び保管の義務が有るもの、2. 保管の義務が無いもの、3. 作成が必須で無いもの（自主的に作成している場合があるもの）が混在しており、すべての記録が必要であるかのように受け取れます。2. は保管していれば確認、3. は作成されていれば確認されることになるかと思いますので、それぞれの記録の法令で定められている作成、保管の要否を明確にさせていただきようご検討いただきたい。</p>	
30	<p>4. 29頁 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取 以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、許可届出使用者の実施状況を確認する。 イ 放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。） ロ 規則第20条第4項の規定に係る測定の記録 ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿 ニ 許可申請等又は使用届出等の写し ホ その他放射性同位元素等（規則第15条第2項の規定に基づき使用をするものを含む。）若しくは放射線発生装置の取扱い又は管理について組織的に作成する記録類 意見 記載されている記録等に関して、許可使用者が法令で 1. 作成及</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>び保管の義務が有るもの、2. 保管の義務が無いもの、3. 作成が必須で無いもの（自主的に作成している場合があるもの）が混在しており、すべての記録が必要であるかのように受け取れます。2. は保管していれば確認、3. は作成されていれば確認されることになるかと思いますので、それぞれの記録の法令で定められている作成、保管の要否を明確にさせていただきようご検討いただきたい。</p>	
31	<p>7. 62頁 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、許可届出使用者及び許可廃棄業者の状況を確認する。 イ 放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。） ロ 規則第20条第4項の規定に係る測定の記録 ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿 ニ 法第12条の10の規定に基づく定期確認において作成した説明資料等 ホ 外部委託に関する書類等 ヘ その他測定の実施について組織的に作成する記録類 意見 記載されている記録等に関して、許可使用者が法令で1. 作成及び保管の義務が有るもの、2. 保管の義務が無いもの、3. 作成が必須で無いもの（自主的に作成している場合があるもの）が混在しており、すべての記録が必要であるかのように受け取れます。2. は保管していれば確認、3. は作成されていれば確認されることになるかと思いますので、それぞれの記録の法令で定め</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>られている作成、保管の要否を明確にさせていただきようご検討いただきたい。</p>	
32	<p>8. 73頁 検査手法 以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、上記（1）の事実を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。） 2. 規則第24条の規定に係る各種の帳簿（教育及び訓練に関する帳簿、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに関する帳簿その他の関連する帳簿） 3. 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いを行う者の管理区域への立入りの管理等に係る書類、放射線業務従事者及び取扱等業務に従事する者の一覧等 4. 規則第20条の規定に係る測定の記録 5. 規則第22条の規定に係る健康診断の記録 6. 管理区域に立ち入る者を管理する装置又は記録類 7. その他教育及び訓練の対象者について組織的に作成する記録類 <p>意見 記載されている記録等に関して、許可使用者が法令で1. 作成及び保管の義務が有るもの、2. 保管の義務が無いもの、3. 作成が必須で無いもの（自主的に作成している場合があるもの）が混在しており、すべての記録が必要であるかのように受け取れます。2. は保管していれば確認、3. は作成されていれば確認されることになるかと思いますので、それぞれの記録の法令で定め</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>られている作成、保管の要否を明確にさせていただきようご検討いただきたい。</p>	
33	<p>9. 77頁 検査手法 以下の記録等の確認並びに当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、上記（1）の事実を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。） 2. 規則第22条の規定に係る健康診断の記録 3. 規則第20条の規定に係る測定の記録 4. 規則第24条の規定に係る各種の帳簿（放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに関する帳簿、教育及び訓練に関する帳簿その他の関連する帳簿） 5. 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いを行う者の管理区域への立入りの管理等に係る書類、放射線業務従事者の一覧等 6. 管理区域に立ち入る者を管理する装置又は記録類 7. その他健康診断の実施について組織的に作成する記録類 <p>意見 記載されている記録等に関して、許可使用者が法令で1. 作成及び保管の義務が有るもの、2. 保管の義務が無いもの、3. 作成が必須で無いもの（自主的に作成している場合があるもの）が混在しており、すべての記録が必要であるかのように受け取れます。2. は保管していれば確認、3. は作成されていれば確認されることになるかと思いますので、それぞれの記録の法令で定められている作成、保管の要否を明確にさせていただきようご検討い</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	ただきたい。	
34	<p>P. 12 (2) 検査手法 下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。</p> <p>2 現場の巡視 インターロック(立入検査時に実作動させることが可能な状態にある場合に限る。)</p> <p><意見> 実作動ができない場合は確認しないということによろしいのか。たまたま放射線発生装置の定期点検の実施と重なったときが想定できるが、立入検査時に敢えて実作動できない状況に許可使用者がしてしまうことも想定できるので、その辺を考慮の上、()内の記述を検討願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 立入検査において、インターロックの動作を実作動により確認することの要否は、放射線検査官が放射線施設やその周囲の状況等を勘案して判断することとなりますが、一義的には、許可使用者が、自らの放射線施設の状況を踏まえて、インターロックが確実に作動することの説明を行う必要があります。 ➤ 「(立入検査時に実作動させることが可能な状態にある場合に限る。)」の記載箇所は、例えば、立入検査の時点においてインターロックに係る放射線施設が使用中であり、実作動による確認を実施することができない状態にあるものについて、その使用を中断させるなど、許可使用者における事情や不利益を考慮せずにその対応を強要するものではないことを示すものです。 ➤ 御意見を踏まえ、上記の趣旨が明確になるよう、立入検査ガイド案の第2章II.1.(2)②の記載内容を、下記のとおり修正します。 ➤ なお、御意見の「立入検査時に敢えて実作動できない状況に許可使用者がしてしまうことも想定できる」については、立入検査ガイド案においては、許可使用者が意図的に検査を逃れるような対応をすることを想定した記載ぶりとはしていません。
35	<p><該当箇所> 12頁 <記述> 2 現場の巡視 インターロック(立入検査時に実作動させることが可能な状態にある場合に限る。)</p> <p><意見> 実作動ができないのであれば、どのように検査するのでしょうか？動作しなくてもよい、ということになります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ➤

整理 番号	意見の概要	考え方
		<p>(修正後の内容)</p> <p>② (略)</p> <p>…(略)…インターロックの機能等を確認するものとする(放射線施設が使用中であり、実作動による確認を実施することができない状態にある等の場合を除く。)</p>
36	<p><該当箇所> 12 ページ 2 章 II 1 (2) 1</p> <p><内容></p> <p>ホ(記載の一部「作業計画書」、ト(外部委託に関する書類)とは、何を指しているのかわからない。具体例を挙げていただきたい。</p>	<p>➤ 作業計画書とは、放射線施設を設置又は変更する場合に、何らかの作業が必要な場合には、どのような作業を行うかの作業計画等を定める場合があることから、それを示したものです。</p> <p>➤ また、外部委託に関する書類とは、放射線施設の施工は外部の業者等に委託して行う場合が通例であることから、それを示したものです。</p>
37	<p>P. 16</p> <p>許可申請等に記載されたとおりに保管廃棄設備を設け、その構造及び材料、外部と区画されていること並びに閉鎖のための設備及び器具を設け、確実に保管排気設備が閉鎖されていることは、許可申請等に記載したとおりのものであることを確認すること。</p> <p>文章構成が全く変である。文章の始まりの「許可申請等に記載されたとおりに」がどこまで掛かるのか。また、「許可申請等に記載されたとおりに保管廃棄設備を設け、その構造及び材料、外部と区画されていること並びに閉鎖のための設備及び器具を設け、確実に保管排気設備が閉鎖されていること」が主語なのか。</p>	<p>➤ 御意見の部分は誤記であり、立入検査ガイド案の第2章Ⅱ.3.(1)⑦の記載内容を、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>⑦ …(略)…</p> <p>許可申請等に記載したとおりに、保管廃棄設備を設け、その構造及び材料、外部と区画されていること並びに閉鎖のための設備又は器具を設け、確実に保管廃棄設備が閉鎖されることを確認する。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
38	<p>P. 20</p> <p>2. 保管の基準（規則第17条）</p> <p>許可届出使用者は、放射性同位元素の保管をする場合には、規則第17条第1項において読み替えて準用する第15条（使用の基準）第1項第3号の規定に基づくほか、規則第17条第1項第1号から第6号まで及び第7号から第9号までに規定する措置（容器に入れ、かつ貯蔵室又は貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の容器に入れて保管する場合は貯蔵施設）において行うこと、貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）が保管中みだりに持ち運ぶことができないようにすること等）を講じなければならない。</p> <p>また、許可使用者が放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものの保管をする場合には、規則第17条第1項第6号の2に規定する措置（容器に入れ、放射化物保管設備9において行うこと等）を講じなければならない（規則第17条第1項）。</p> <p>許可廃棄業者は、放射性同位元素等の保管をする場合には、規則第17条第2項において読み替えて準用する第15条（使用の基準）第1項第3号並びに第17条第1項第2号、第4号から第6号まで及び第7号から第9号までの規定に基づくほか、規則第17条第2項各号に規定する措置（容器に入れ、かつ貯蔵室又は貯蔵箱（密封された放射性同位元素等を耐火性の容器に入れて保管する場合は廃棄物貯蔵施設）において行うこと、貯蔵箱（密封された放射性同位元素等を耐火性の構造の容器に入れて保管す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「施設（貯蔵）基準の中で立入検査すべきこと」については、立入検査ガイド案の第2章Ⅱ. 2.（1）④において、その検査対象事項を示しています。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>る場合には、その容器)が保管中みだりに持ち運ぶことができないようにすること)を講じなければならない(規則第17条第2項)。</p> <p><意見> ここに記載の立入検査は、行為基準に基づき行うことになると思いますが、申請等の書式の貯蔵容器に記載する基準は施設(貯蔵)基準の中で立入検査すべきことでもあるので、きちんと何を検査するのか双方の検査手法の記述の中で具体的に記載するとともに検査内容を分けておかなくて良いのでしょうか?ご回答願います。</p>	
39	<p><該当箇所> 20 ページ 2. 保管の基準(規則第17条) 許可届出使用者は、放射性同位元素の保管をする場合には、規則第17条第1項において読み替えて準用する第15条(使用の基準)第1項第3号の規定に基づくほか、規則第17条第1項第1号から第6号まで及び第7号から第9号までに規定する措置(容器に入れ、かつ貯蔵室又は貯蔵箱(密封された放射性同位元素を耐火性の容器に入れて保管する場合は貯蔵施設)において行うこと、貯蔵箱(密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器)が保管中みだりに持ち運ぶことができないようにすること等)を講じなければならない。 また、許可使用者が放射化物であって放射線発生装置を構成す</p>	<p>➤ 御意見の「申請書様式の貯蔵容器の欄に記載する基準は行為基準について記載することになってしまうが、それで正しいのか」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、許可申請等の審査では、申請に係る貯蔵施設について、貯蔵施設の技術上の基準に適合していることを確認することになります。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>る機器又は遮蔽体として用いるものの保管をする場合には、規則第17条第1項第6号の2に規定する措置（容器に入れ、放射化物保管設備9において行うこと等）を講じなければならない（規則第17条第1項）。</p> <p>許可廃棄業者は、放射性同位元素等の保管をする場合には、規則第17条第2項において読み替えて準用する第15条（使用の基準）第1項第3号並びに第17条第1項第2号、第4号から第6号まで及び第7号から第9号までの規定に基づくほか、規則第17条第2項各号に規定する措置（容器に入れ、かつ貯蔵室又は貯蔵箱（密封された放射性同位元素等を耐火性の容器に入れて保管する場合は廃棄物貯蔵施設）において行うこと、貯蔵箱（密封された放射性同位元素等を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）が保管中みだりに持ち運ぶことができないようにすること）を講じなければならない（規則第17条第2項）。</p> <p><内容> 行為基準に基づきこの検査を行うことになるとすると、申請書様式の貯蔵容器の欄に記載する基準は行為基準について記載することになってしまうが、それで正しいのか。</p>	
40	<p>P 2 3 使用する場所における放射線の量又は立入時間を管理していることを確認</p> <p><意見> 「立入時間を管理していることを確認」の記述ですが、常時立</p>	<p>➤ 御意見の部分は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に当たって、許可申請等に記載した使用の方法（線量評価においてその条件等とした内容等を含む。）に基づき使用をすることなどにより、放射線業務従事者の被ばく線量を線量限度以下とするために管理している状況を確認する際の具体的な確認の視点を例示するものです。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ち入る場所での評価時間が、1週間当たり40時間、3月で500時間で評価していた場合は、いつでも立ちいれることとなるので立入時間を管理する必要はありません。また、放射線発生装置の場合は発生装置の照射中にその使用の場所には立ちいらないので立入時間を管理する必要はありません。立入時間の確認が必要な場合の設定をきちんと示すべきです。ご回答願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ したがって、立入検査に当たっては、許可使用者が申請した許可申請等に記載した内容等に基づき確認をすることとなるため、御意見の「立入時間の確認が必要な場合の設定をきちんと示すべき」については、立入検査ガイド案に記載する必要はないと考えます。 ➤ よって、原案のとおりとします。
41	<p>該当箇所 P23 使用する場所における放射線の量又は立入時間を管理していることを確認する</p> <p>内容許可申請書における常時立入場所の評価時間が、1週間当たり労働時間である40時間で評価していた場合、立入時間を管理する必要は無いと存じます。</p>	
42	<p>20 ページ 脚注 RI 法における「放射能濃度の確認」又は「クリアランス（確認）」の実例はあるのか。無いならば、制度があるが適用されていないことを記述すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の放射能濃度の確認等に関する事項については、第1章第2節の適用範囲において、立入検査ガイド案の対象外であることを示しています。 ➤ よって、原案のとおりとします。
43	<p>1. P. 26④、及び欄外脚注 13 1-1. 意見 ① 文末に「ただし、400GBq 未満の場合を除く。」の文を追加する。 1-2. 理由 ① 本条文は平成 17 年の規制緩和を趣旨とした法改正時に追加さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分は、規則第15条第1項第10号の4の規定に係る立入検査対象事項に関する補足として、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第36号）の附則第4条で規定されている内容を示しているものです。 ➤ 御意見を踏まえ、上記の趣旨が明確になるよう、立入検査ガ

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>れました。平成 17 年改正で法第 10 条第 6 項の規制数量を 370GBq から 3TBq に引き上げ、又、放射線発生装置も移動可能となりました。(規制緩和されました。)</p> <p>このとき、従来の数最 370GBq を超える場合は、管理を強化する必要が有ると判断され、規則第 15 条第 1 項第 10 号の 3 及び規則第 15 条第 1 項第 10 号の 4 のより、厳しく規制する規則が追加されました。</p> <p>規則第 15 条第 1 項第 10 号の 3 では「400GBq 以上の場合」と明記して従来の 370GBq の使用は規制外として規定されました。しかし、規則第 15 条第 1 項第 10 号の 4 には「400GBq 以上の場合」の記述が抜け、従来の数量 370GBq が除外されず、規制強化の規則となってしまいました。</p> <p>非破壊検査業界として、これでは規制強化となる旨、担当官に申し入れましたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法文案を変えることができないため、経過措置として記述してある。 ・「400GBq 以上」の趣旨を考慮する。 ・時を見て法改正等に反映する。 ・趣旨が時間とともに忘れ去られる事もあるので部門内のガイドライン的な物も作る必要がある。 <p>等の受け答えがあったと前担当者の方々から聞いています。</p> <p>又、規制緩和によって一時的変更で 3TBq まで使用可能となりましたが、非破壊検査で使用されている線源は非特別形で輸送物の基準 A2 値によって 600GBq が限度となっていました。これに対して線源の特別形への認可が予想されましたが、実際の手法等が明示されておらず、370GBq 以下のまま運用されているのが</p>	<p>イド案の第 3 章第 1 節 II. 1. (1) ⑭及び脚注 14 の記載内容を、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>⑭ … (略) …</p> <p>法第 10 条第 6 項の規定に基づく届出をして、密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合には、<u>放射線取扱主任者¹⁴</u>の指示の下に行うこと及び放射線業務従事者に<u>放射線取扱主任者の指示を遵守させることを管理している状況を確認する</u>。なお、手順書等が定められている場合、指示の内容との整合性を確認する。</p> <p>また、管理の状況に応じて、同項の規定に基づく届出書に記載した<u>放射線取扱主任者が</u>実際の使用時に関与していること及び<u>放射線取扱主任者が</u>した指示の内容や、放射線業務従事者における指示の遵守状況について確認するものとする。</p> <p><u>脚注 14</u></p> <p>なお、規則第 15 条第 1 項第 10 号の 4 の規定については、同規定を制定した<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 17 年文部科学省令第 36 号)</u>の附則第 4 条の経過措置により、法第 10 条第 6 項の規定に基づく届出を行って 370GBq 以下の密封された放射性同位元素を使用する場合は、当分の間、規則第 15 条第 1 項第 10 号の 4 の規定にかかわらず、第一種放射線取扱主任者免状を有する者、第二種放射線取扱主任者免状を有する者若しくは第三種放射線取扱主任者免状を有する者又は電離放射線障害防止規則(昭</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>現状です。 尚、過去から業界では、370GBq1 台に 1 名「γ線透過写真撮影作業主任者免許所有者」を配置しており又、1 台を超える場合（合計で 400GBq を超える場所）では、第 1 種又は第 2 種放射線取扱主任者免許所有者の指示のもと業務を実施することと、しています。規則第 15 条第 1 項第 10 号の 4 の附則第 4 条の経過措置には以上のような状況があります。 単に 10 年経ったから適用除外されるべきではなく、規則第 15 条第 1 項第 10 号の 4 の条文は規則第 15 条第 1 項第 10 号の 3 と同じく 400GBq を超える場合に適用するとの解釈をしていただきたい。 ガイド文末にただし、400GBq 未満の場合を除く。を追加してください。</p>	<p>和 4 7 年労働省令第 4 1 号) 第 5 2 条の 2 のガンマ線透過写真撮影作業主任者の指示の下に行うものとしている。</p>
44	<p>P. 2 6 及び 欄外脚注 脚注 13 規則第 1 5 条第 1 項第 1 0 号の 4 の規定については、同規定を制定した平成 1 7 年文部科学省令第 3 6 号の附則第 4 条の経過措置により、法第 1 0 条第 6 項の規定に基づく届出を行って 370GBq 以下の密封された放射性同位元素を使用する場合は、当分の間、規則第 1 5 条第 1 項第 1 0 号の 4 の規定にかかわらず、第一種放射線取扱主任者免状を有する者、第二種放射線取扱主任者免状を有する者、第三種放射線取扱主任者免状を有する者又は電離放射線障害防止規則第 5 2 条の 2 のガンマ線透過写真撮影作業主任者の指示の下に行うことができるとしているが、同経過措置の施行からは既に 10 年以上が経過していることを踏まえ</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>て、立入検査においては、規則第15条第1項第10号の4の規定を遵守していることを確認することを原則とする。</p> <p>原則と定められているのでこの記載ではどちらとも詠めてしまう。施行からは既に10年以上が経過している、従って、放射線取扱主任者免状を有する者でなければならぬことになったと明確に通知文を出すか、規則改正をして当分の間を盛り込むか、原子力規制委員会の方針を明確にすべき。また、有資格者の指示の下に行うこととは、作業現場に行かずとも、口頭や書面により作業等の指示でよいのか、原子力規制委員会の考え方を明確にすべき。</p>	
45	<p>3. 26頁 欄外柱脚13</p> <p>13 規則第15条第1項第10号の4の規定については、同規定を制定した平成17年文部科学省令第36号の附則第4条の経過措置により、法第10条第6項の規定に基づく届出を行って370GBq以下の密封された放射性同位元素を使用する場合は、当分の間、規則第15条第1項第10号の4の規定にかかわらず、第一種放射線取扱主任者免状を有する者、第二種放射線取扱主任者免状を有する者、第三種放射線取扱主任者免状を有する者又は電離放射線障害防止規則第52条の2のガンマ線透過写真撮影作業主任者の指示の下に行うことができるとしているが、同経過措置の施行からは既に10年以上が経過していることを踏まえて、立入検査においては、規則第15条第1項第10号の4の規定を遵守していることを確認することを原則とする。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>意見</p> <p>また、欄外脚注 13 において則付則「平成 17 年 6 月 1 日 文部科学省令第 36 号第 4 条」の経過措置について、「同経過措置の施行からは既に 10 年以上が経過していることを踏まえて、立入検査においては、規則第 15 条第 1 項第 10 号の 4 の規定を遵守していることを確認することを原則とする。」とありますが、現状経過措置は認められるのか、認められないのか、どちらでしょうか？また認めない場合は認めない旨の通知等の発出はあるのでしょうか。</p>	
46	<p>該当箇所 P26 脚注 13</p> <p>14 法第 10 条 6 項の規定に基づく…使用する場合には、放射線取扱主任者免状を有する者の指示の下に行うこと。(規則第 15 条第 1 項 10 号の 4)</p> <p>脚注 13 規則第 15 条第 1 項 10 号の 4 の規定については…経過措置により…370GBq 以下の密封された放射性同位元素を使用する場合は当分の間…規則第 15 条第 1 項 10 号の 4 の規定にかかわらず…電離放射線障害防止規則第 52 条の 2 のガンマ線透過写真撮影作業主任者の指示の下に行うことができるとしているが、同経過措置の施行から既に 10 年以上経過していることを踏まえて、立入検査においては規則第 15 条第 1 項 10 号の 4 の規定を遵守していることを確認することを原則とする。</p> <p>内容</p> <p>「経過措置」により、370GBq 以下の密封された放射性同位元</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>素を使用する場合は、ガンマ線透過写真撮影作業主任者（以下「γ主任者」という）の指示の下に行えば合法であり、立入検査で確認することに違和感があります。</p> <p>また、γ主任者は管理区域ごとに選任され、放射線障害防止に関する職務を行っていますので、放射線取扱主任者免状を有する者の指示が必要となるのは、管理区域が複数ある場合に限定されるのではないかと存じます。</p> <p>つきましては、管理区域が複数となる場合は、相互の影響による放射線障害の防止を図るため、放射線取扱主任者免状を有する者による指示を行うこと。</p> <p>などと通知、または、規則改正を検討されたらいかがでしょうか。</p>	
47	<p>7. P27 ⑮</p> <p>7-1. 意見 使用施設・・・注意事項は、の後に「立ち入るときに」の文章を追加し、限定する。</p> <p>7-2. 理由 「視認性の良好な場所」を遠くから見てもよくわかる場所と解釈する可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「遠くから見てもよくわかる場所と解釈する可能性がある」との趣旨が必ずしも明らかではありませんが、注意事項は人が判読してその内容を理解できなければその機能を果たさないため、例えば、数十メートル先の遠方の場所からも注意事項が判読できるように掲示しなければならないといった非現実的なことを示すものではないことは明らかであり、原案の記載で何ら問題はないと考えます。 ➤ よって、原案のとおりとします。
48	<p>8. P28 ⑰</p> <p>8-1. 意見 当該管理区域に係わる標識の設置についての管理状況を確認する。とは、何を確認するのか？管理区域の設定、標識及び管理し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「当該管理区域に係わる標識の設置についての管理状況を確認する」とは、届出使用者の放射性同位元素の使用に係る管理区域について、立入検査において、放射線検査官が必ずしも使用の場所を巡視してその状況等を実地に確認で

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ている状況を確認する。ではだめなのか？</p>	<p>きるものに限定されないため、届出使用者が管理区域について、標識の設置状況を含め、その区域管理を適切に行っているという状況等を確認する旨を示すものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ また、放射線検査官が使用の場所を巡視してその状況等を実地に確認できる場合にあっては、そうした確認方法を取ること否定するものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。
49	<p>P. 29 (2) 検査手法 下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。</p> <p>1 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取 以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、許可届出使用者の実施状況を確認する。</p> <p>イ 放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。） ロ 規則第20条第4項の規定に係る測定に係る帳簿 ハ 規則第24条第1項の規定に係る帳簿 ニ 許可申請等又は使用届出等の写し ホ 作業計画書、施設等の施工記録（写真、図面、材料検査成績証明書等） へ 法第12条の8の規定に基づく施設検査又は法第12条の9の規定に基づく定期検査において作成した説明資料等 ト 外部委託に関する書類等 チ その他放射線施設の管理について組織的に作成する記録類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 整理番号23の御意見に対する「考え方」で示したとおり、例示するものであるとの趣旨が明確になるよう、立入検査ガイド案を修正します。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニ 許可申請等又は使用届出等の写しの確認検査は必要なのですか？申請時に本申請書等は提出されていて正本は原子力規制委員会に存在する。また、法令上、許可申請書等の写しについての保存義務は課せられていない。検査対象とする必要があるとお考えならば、法令改正等を行い、申請書等の保存を義務化するべきである。立入検査に必要な書類であるとお考えならば、原子力規制委員会に提出したもの又はその写しを放射線検査官が検査時に持参すべきである。建築確認等においては確認者が本紙を持参して行われているはず。 	
50	<p>該当箇所 P29</p> <p>(2) 検査手法</p> <p>下記の方法により、上記(1)の事実を確認する。</p> <p>1 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取</p> <p>以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、許可使用者の実施状況を確認する。</p> <p>ニ 許可申請等又は使用届出等の写し</p> <p>内容</p> <p>立入検査の際、許可申請等の内容を再確認する必要があるのでしょうか？</p> <p>また法令上、申請書等の写しの保存義務は事業者には課せられていません。</p> <p>再確認の必要があるのなら、原子力規制委員会に保管されている申請書等の写しを放射線検査官が持参されるべきと存じます。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
51	<p>12 ページおよび 29 ページ 二 許可申請等の写し</p> <p>法令上、許可申請等の写しの保存義務はない。 その他、「検査手法」の記録等の確認において、法定帳簿以外のものが含まれているが、これらの書類に対して、実質の保存義務をかけることは過剰な規制ではないか。</p>	
52	<p><該当箇所> 30 ページ 貯蔵施設に備える容器のうち、放射性同位元素を入れていない容器（いわゆる「空容器」）については、放射性同位元素を入れている容器（いわゆる「実入り容器」）との区別を明確にして管理している状況を確認するものとする。</p> <p><内容> 「実入り容器」との呼び方は一般的なのか？少なくとも放射線規制では、これまでに聞いたことのない表現である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「実入り容器」については、「空容器」との対比として、簡潔な表現をするために示したものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
53	<p>P. 30 ハ 放射性同位元素を保管している貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）は、みだりに持ち運びできないよう措置を講じること（規則第 17 条第 1 項第 3 号） 貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）については、保管する放射性同</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分は、規則第 17 条第 1 項第 3 号の規定に係る遵守状況を確認する際の確認の視点を示すものであって、同号に適合する具体的な設備の設計を示すものではありません。 ➤ また、御意見の「貯蔵箱等が存在する部屋の施錠管理ではいけないか」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）について、立入検査におい

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>位元素をみだりに持ち運ぶことができないようにするために実施する措置（例：人力では容易に移転することができないように重量構造とする、ボルト等で強固に固定する、固定物に綱又は鎖等により緊結する等）の状況を確認する。</p> <p>人力では容易に移転することができないように重量構造とする。とされていますが、この検査ガイドにおいては重量を決めることはしないのですか。また、貯蔵箱や耐火性の構造の容器が存在する部屋の施錠管理ではいけないのですか。</p> <p>（例：・・・ボルト等で強固に固定する、固定物に綱又は鎖等により緊結する等）の状況を確認することは、（規則第24条の2の2第2項第6号）特定放射性同位元素を賢固な障壁によって区画することその他の特定放射性同位元素を容易に持ち出すことができないようにするための2以上の措置を講じること。に該当し、特定放射性同位元素の防護に係る立入検査と重複し安全の立入検査と防護の立入検査の両方の受検となります。区分けしてください。</p> <p>また、貯蔵箱や耐火性の構造の容器が存在する室の扉、壁、屋根等は人が容易に侵入できないような構造または許可申請通りに維持されているかの確認ではいけないのですか。</p>	<p>ては、規則第14条の9第5号の規定に基づく閉鎖のための設備又は器具の設置の状況及び規則第17条第1項3号の規定に基づく保管中みだりに持ち運びできないようにするための措置の実施状況の両者の観点から確認することとなります。なお、それらの適切性については、許可使用者が、自らの放射線施設の状況を踏まえて、説明する必要があります。</p> <p>➤ さらに、御意見の括弧書の部分については、規則第24条の2の2第2項第6号に基づく措置との関係性を示したものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
54	<p>30 ページ</p> <p>ハ 放射性同位元素を保管している貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）は、みだりに持ち運びできないよう措置を講じること（規則第17条第1項第3号）貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器) については、保管する放射性同位元素をみだりに持ち運ぶことができないようにするために実施する措置(例 人力では容易に移転することができないように重量構造とする、ボルト等で強固に固定する、固定物に綱又は鎖等により緊結する等) の状況を確認する。</p> <p>意見 貯蔵箱や耐火性の構造の容器がある、部屋の施錠ではいけないのですか。(防護措置との整合性を図るべきでは)</p>	
55	<p>30 ページ</p> <p>ハ 放射性同位元素を保管している貯蔵箱(密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器) は、みだりに持ち運びできないよう措置を講じること(規則第17条第1項第3号)</p> <p>貯蔵箱(密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器) については、保管する放射性同位元素をみだりに持ち運ぶことができないようにするために実施する措置(例 人力では容易に移転することができないように重量構造とする、ボルト等で強固に固定する、固定物に綱又は鎖等により緊結する等) の状況を確認する。</p> <p>意見 例 人力では容易に移転することができないように重量構造とする、ボルト等で強固に固定する、固定物に綱又は鎖等により緊結する等これは防護措置と同様の措置でよろしいのでしょうか</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	か？	
56	<p>P. 30</p> <p>ハ 放射性同位元素を保管している貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）は、みだりに持ち運びできないよう措置を講じること（規則第17条第1項第3号）</p> <p>貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）については、保管する放射性同位元素をみだりに持ち運ぶことができないようにするために実施する措置（例：人力では容易に移転することができないように重量構造とする、ボルト等で強固に固定する、固定物に綱又は鎖等により緊結する等）の状況を確認する。</p> <p><意見></p> <p>人が不在となる場合における貯蔵箱や耐火性の構造の容器が存在する部屋の施錠管理ではいけないのですか。</p>	
57	<p>30 ページ</p> <p>保管する放射性同位元素をみだりに持ち運ぶことができないようにするために実施する措置（例：人力では容易に移転することができないように重量構造とする、ボルト等で強固に固定する、固定物に綱又は鎖等により緊結する等）の状況を確認する。</p> <p>貯蔵箱や耐火性の構造の容器がある部屋の施錠するのが一般的な施設の例と思われる。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
58	<p>＜該当箇所＞ P30</p> <p>ハ 放射性同位元素を保管している貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）は、みだりに持ち運びできないよう措置を講じること（規則第17条第1項第3号）</p> <p>貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）については、保管する放射性同位元素をみだりに持ち運ぶことができないようにするために実施する措置（例：人力では容易に移転することができないように重量構造とする、ボルト等で強固に固定する、固定物に網又は鎖等により緊結する等）の状況を確認する。</p> <p>＜内容＞</p> <p>貯蔵箱や耐火性の構造の容器を保管する部屋の施錠もみだりに持ち運ぶことができない措置として認めて頂ければと存じます。</p>	
59	<p>＜該当箇所＞ P30</p> <p>ハ 放射性同位元素を保管している貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）は、みだりに持ち運びできないよう措置を講じること（規則第17条第1項第3号）</p> <p>貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）については、保管する放射性同位元素をみだりに持ち運ぶことができないようにするために実施する措置（例：人力では容易に移転することができないよう</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>に重量構造とする、ボルト等で強固に固定する、固定物に網又は鎖等により緊結する等) の状況を確認する。</p> <p><内容> 貯蔵箱や耐火性の構造の容器を保管する部屋を施錠すれば良いと存じます。保管する部屋を施錠管理するだけでなく、貯蔵箱や耐火性の構造の容器をそれぞれ固定又は緊結することも求めるのでしょうか。</p> <p>また、密封された放射性同位元素である線源カプセルを耐火性の構造の容器と解釈することもできますが、線源カプセルそのものを固定又は緊結するのは不可能なので、線源を収納する遮蔽容器や保管箱等を固定又は緊結、若しくは保管する部屋の扉を施錠すれば足りると考えます。</p>	
60	<p><該当箇所> P30</p> <p>ハ 放射性同位元素を保管している貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）は、みだりに持ち運びできないよう措置を講じること（規則第17条第1項第3号）</p> <p>貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）については、保管する放射性同位元素をみだりに持ち運ぶことができないようにするために実施する措置（例：人力では容易に移転することができないように重量構造とする、ボルト等で強固に固定する、固定物に網又は鎖等により緊結する等）の状況を確認する。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>〈内容〉</p> <p>貯蔵箱や耐火性の構造の容器を保管する部屋を施錠すれば良いと存じます。</p> <p>保管する部屋を施錠管理するだけでなく、貯蔵箱や耐火性の構造の容器をそれぞれ固定または緊結する事も求めるのでしょうか。申請書では、閉鎖のための設備又は器具となっており、保管する部屋の扉を施錠すれば足りると考えます。</p>	
61	<p>P. 30</p> <p>二 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合は、貯蔵室内の人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度が、空气中濃度限度を超えないようにすること（規則第17条第1項第4号）、貯蔵施設内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えないようにすること（規則第17条第1項第6号）</p> <p>貯蔵施設では、密封されていない放射性同位元素は容器に入れた状態で取り扱うことを前提としており、その取扱いに係る状況を確認する。また、密封されていない放射性同位元素の保管をする場合に必要な受皿、吸収材その他の施設又は器具について、保管をする放射性同位元素の実際の取扱状況及び許可申請等に記載した内容と適合するように貯蔵施設に備え、これを管理している状況を確認する。</p> <p>なお、管理の状況に応じて、貯蔵施設内の汚染の状況及び放射性同位元素に係る取扱状況の異常の有無等について確認するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「容器は何の目的であるのですか。放射能標識を付けるためだけなのか。密封された放射性同位元素は線源カプセルが容器だとする解釈は誤りか」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、立入検査ガイド案の「貯蔵施設では、密封されていない放射性同位元素は容器に入れた状態で取り扱うことを前提としており、その取扱いに係る状況を確認する。」の趣旨は、密封されていない放射性同位元素については、規則第14条の9第4号に適合する容器や施設等を貯蔵施設に備えなければならないことが貯蔵施設の施設基準として定められていることを踏まえ、規則第17条第1項第4号及び第6号の規定への適合状況を確認する旨を示すものです。 ➤ また、御意見の部分は、密封されていない放射性同位元素の保管に関する確認の視点を示すものであり、密封された放射性同位元素の容器やその容器に付する標識についての適否を示すものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵施設では、密封されていない放射性同位元素は容器に入れた状態を取り扱うことを前提としている。申請様式にある、密封されている放射性同位元素の密封の状態が、規則第17条にある容器と解釈できるがこれで間違いないのか。 ・密封されている放射性同位元素は、使用時に <ul style="list-style-type: none"> イ 正常な使用状態においては、開封又は破壊されるおそれのないこと ロ 密封された放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと。 <p>とされている。貯蔵は静止状態であるので、空気を汚染するおそれのある放射性同位元素ではないとすると、この容器の要求は何の目的なのでしょう。放射能標識を付けるためだけなのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密封された放射性同位元素は、非常に小さい線源カプセルが容器だとする解釈が従来からありますがこの考え方は誤りなのでしょうか。明確にご説明ください。 	
62	<p><該当箇所></p> <p>30 頁</p> <p><記述></p> <p>貯蔵施設では、密封されていない放射性同位元素は容器に入れた状態を取り扱うことを前提としており、その取扱いに係る状況を確認する。</p> <p><意見></p> <p>貯蔵施設では、密封されていない放射性同位元素は容器に入れた</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>状態を取り扱うことを前提としている。申請様式にある、密封されている放射性同位元素の容器は、規則第17条にある、容器と解釈できるがこれで間違いないのか。密封されている放射性同位元素は、使用時に</p> <p>イ 正常な使用状態においては、開封又は破壊されるおそれのないこと</p> <p>ロ 密封された放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと。</p> <p>とされている。貯蔵は静止状態であるので、空気を汚染するおそれのある放射性同位元素ではないとすると、この容器は何の目的であるのですか。放射能標識を付けるためなのですか。</p> <p>密封された放射性同位元素は、非常に小さい線源カプセルが容器だとする解釈があるがこの考え方は誤りなのですか。</p> <p>「線源容器」と「線源保管容器」の違いについての説明を加えていただけないでしょうか。</p>	
63	<p><該当箇所></p> <p>30 ページ ニ</p> <p>貯蔵施設では、密封されていない放射性同位元素は容器に入れた状態を取り扱うことを前提としており</p> <p><内容></p> <p>申請様式にある密封されている放射性同位元素の容器は、規則第17条にある容器と解釈できるがこれで間違いないか。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
64	<p>P. 37 (153)</p> <p>口 廃棄に従事する者（放射線業務従事者を除く。）の線量が線量限度を超えないようにすること（規則第19条第5項第3号）</p> <p>放射線業務従事者でない者が廃棄に従事する場合には、その者の線量が、線量限度を超えないよう管理している状況を確認する。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄に従事する者とは、海洋投棄を行う際の投棄にかかる業務を行う者を指すと聞いていましたが、海洋投棄がされていない現在、該当者がいるのですか。それとも、廃棄に従事する者がいるのですか。 ・海洋投棄以外ですと放射性汚染物の埋設事業者が現在のところRI規制法の許可廃棄業者としてはいないため、このような「放射線業務従事者ではない廃棄に従事する者」が存在しないのにも係わらず検査マニュアルに盛り込む必要は無いと考えますが、原子力規制委員会の見解をお願いいたします。当該マニュアルにそもそも許可廃棄業者に対するものがないことも踏まえて検討すべきと思います。 	<p>➤ 御意見を踏まえ、御意見の部分は立入検査ガイド案において示さないこととし、立入検査ガイド案の第3章第1節II. 3. (1) ④口を削除した上で、下記のとおり修正します。</p> <p>➤ なお、御指摘の箇所は廃棄に従事する者であって放射線業務従事者を除くものを指しています。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>④ <u>事業所等の外における廃棄を行う許可届出使用者又は許可廃棄業者</u></p> <p>廃棄を委託する許可届出使用者又は許可廃棄業者と、委託先の許可廃棄業者等との間において、放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄の委託を確実にしていること等を確認する（規則第19条第5項第1号及び第2号）。<u>その際、委託に当たっては、委託先の許可届出使用者又は許可廃棄業者において放射性同位元素又は放射性汚染物の受入れに必要な許可を有していることの事前確認方法等について確認する。</u></p> <p><u>また、規則第19条第5項において読み替えて準用する第15条（使用の基準）第1項第3号の規定への適合及び遵守状況の確認に係る立入検査対象事項は、上記1. (1) ④と同様とする。</u></p>
65	<p>p37</p> <p>廃棄に従事する者（放射線業務従事者を除く。）の線量が線量限度を超えないこと。の確認として放射線業務従事者が廃棄に従事する場合には、とあるが、これはどのような者を想定しているのか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
66	<p>〈該当箇所〉 37 頁 〈記述〉 □ 廃棄に従事する者（放射線業務従事者を除く。） 〈意見〉 廃棄に従事する者とは、海洋投棄を行う際の投棄にかかる業務を行う者を指すと聞いていましたが、海洋投棄がされていない現在、該当者がいるのですか。それとも、廃棄に従事する者がいるのですか。 ここの、廃棄に従事する者は P. 89, P. 90, P. 91, P. 93 にもありません。「廃棄に従事する者」とは、ここと同じ意味なのですか。</p>	
67	<p>P. 39 2. 検査手法 以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、上記 1. の事実を確認する。 (4) 販売業届出等及び賃貸業届出等の写し</p> <p>販売・賃貸届出等の写しの確認検査は必要なのですか？届出時に本届出書等は提出されていて正本は原子力規制委員会に存在する。また、法令上、届出書等の写しについての保存義務は課せられていない。検査対象とする必要があるならば法令改正等を行い、届出書等の保存を義務化するべきであり、立入検査に必要なならば、規制委員会に提出したもの又は写しを放射線検査官が持参すべき。建築確認等においては確認者が本紙を持参して行われているはず。</p>	<p>➤ 整理番号 23 の御意見に対する「考え方」で示したとおり、例示するものであるとの趣旨が明確になるよう、立入検査ガイド案を修正します。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>保管していなかったらどのような罰則が適用されるのですか。説明願います。</p>	
68	<p><該当箇所> 39 頁 <記述> 2. 検査手法 以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、上記 1. の事実を確認する。 (4) 販売業届出等及び賃貸業届出等の写し <意見> 法的に届出の写しを保管する義務はありませんので、「望ましい」とすべきではないでしょうか。</p>	
69	<p><該当箇所> 39 ページ (4) 販売業届出等及び賃貸業届出等の写し <内容> 法令上、販売業届出等及び賃貸業届出等の写しの保存義務は課せられていない。必要ならば法令改正を行い、義務化するべきである。</p>	
70	<p><該当箇所> 39 ページ 3 章 2 節 II 1、2 40 ページ 3 章 3 節 II 1、2 他 <内容> 「立入検査対象事項」、「検査手法」の番号振りが、前ページまで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 立入検査ガイド案におけるタイトルに対する番号付けは、統一した記載方針に従って記載したものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>((1)(2)やイロハで示される)の法則と変わっている。番号の付け方を途中で変えないでほしい。以降のページにおいて同じ。</p>	
71	<p><該当箇所> 40 ページ 3 章 3 節 II <内容> 「設置状況」とあるが、設置状況は届出の対象になっていない。台数の確認や使用の目的、方法の確認の間違いではないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 立入検査では、表示付認証機器の使用の届出等の内容を踏まえて、表示付認証機器の管理状況として、当該機器の設置状況を確認することになります。 ➤ よって、原案のとおりとします。
72	<p>P. 4 4 ○2 簡易運搬に係る技術上の基準（規則第 18 条 1 3） 簡易運搬時の外運搬に係る技術上の基準は、規則第 18 条の 3 から第 18 条の 1 2 までに定めるもののほか、規則第 18 条の 1 3 に定めている。規則第 18 条の 1 3 の規定の説明は省略する。</p> <p>何が簡易運搬なのか理解されているのでしょうか？もし、理解されているのであればどのような事例が簡易運搬に該当するのかここに明記すべきと想います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 立入検査ガイド案では、簡易運搬について、脚注 2 2 において「事業所等の外における車両による運搬以外の運搬（船舶又は航空機によるものを除く。）をいい、人が徒歩により運搬することなどが該当する。」という説明を示しています。 ➤ よって、原案のとおりとします。
73	<p><該当箇所> 45 ページ 4 章 II <内容> 「運搬に従事する者の被ばく」は、RI 法の対象外であり管理する義務はない。放射性同位元素等車両運搬規則に委ねられている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 放射性同位元素等の運搬においては、事業所等内における運搬もあり、当該事業所等の管理区域に立ち入らせる者について被ばく管理が必要になります。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
74	<p><該当箇所> 45 ページ 4 章 II 1 (2) 1</p> <p><内容></p> <p>二、ホ、へ、トの記録等の提示を求めるのは、明らかに行き過ぎた確認ではないか。法令上、当該書類の保存義務は求められていない。検査対象とする必要があるならば法令改正等を行う必要があると考えるが、運搬の技術基準に適合しているかを確認できる記録又は手順等の確認で足りるのではないか。</p>	<p>➤ 整理番号 23 の御意見に対する「考え方」で示したとおり、例示するものであるとの趣旨が明確になるよう、立入検査ガイド案を修正します。</p>
75	<p><該当箇所></p> <p>45 頁</p> <p><記述></p> <p>事業所等内運搬</p> <p><意見></p> <p>内運搬における被ばく管理について</p> <p>内運搬においては実務上、線源の引き渡しを終了するまでの間、運搬を委託された者の被ばく管理は、委託した側の管理になります。責任は事業所側にあったとしても、「実際の運搬に関与する者に係る作業分担(被ばく管理を含む。)は、当事者間による契約によって定まるものである。」</p> <p>というのがよいのではないのでしょうか？</p>	<p>➤ 御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、事業所等内運搬には、御意見のように事業所等外運搬に引き続いて事業所等内運搬を行うものもありますが、事業所等内運搬だけで完結する運搬（注：放射線施設内の運搬も含め、事業所等の内で行う運搬は、全て事業所等内運搬に位置付けられます。）もあり、御意見の旨を示すと、事業所等内運搬のうち、事業所等外運搬に引き続いて行われる事業所等内運搬のみを限定して立入検査を実施するものといった誤解を与える懸念もあり、その旨を明記する必要はないと考えます。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p> <p>➤ なお、事業所等内は、法令上、当該運搬を行う事業所等がその責任を有するものであり、当事者間の契約によって、法令上の責任を変更することはできません。</p>
76	<p><該当箇所> 46 ページ 4 章 II 2</p> <p><内容></p> <p>「事業所等外運搬について検査対象の許可届出使用者等が負うべき責務」を具体的に例を示してもらいたい。</p>	<p>➤ 立入検査ガイド案にあるとおり、運搬に係る実務においては、運搬に係る一連の作業工程（放射性同位元素を容器に収納、放射性輸送物の車両等の積み込み等）について、複数の者が関与する場合があります。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ➤ これらの関与の範囲については、許可届出使用者等により異なる場合が想定されることから、一概に示すことは困難です。 ➤ なお、立入検査においては、法第18条の規定に係る許可届出使用者等の義務の履行状況を確認することとなるため、それが明確になるよう、立入検査ガイド案の第4章II. 2. の記載内容を、以下のとおり修正します。 <p>(修正後の内容)</p> <p>2. (略)</p> <p>…(略)…このため、事業所等外運搬の作業工程ごとに検査対象となる許可届出使用者等が負うべき義務を確認し、その義務に対応する事項について確認する。</p>
77	<p><該当箇所> 47 ページ 表</p> <p><内容></p> <p>責任の範囲から考えて、技術基準適合性の確認の実務を荷送人及び荷受人の双方に掛かるのは、過剰な規制ではないのか。規制の趣旨及び表の内容から考えると、事例毎に「技術基準適合性の確認の実務」は、荷送人又は荷受人のいずれかが持つとした方が適切ではないのか。また、被ばくの管理はRI法の適用外であるため、この表からは除くべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の技術基準適合性の確認については、事業所等内運搬又は事業所等外運搬のいずれの場合においても、それぞれの技術基準適合性の確認を行うこととなります。 ➤ また、運搬における被ばく管理についても、荷送側と荷受側の事業所等の作業内容等に応じた、被ばく管理が必要になります。 ➤ よって、原案のとおりとします。
78	<p><該当箇所> 48 ページ 4章 II 2 (1) ①</p> <p><内容></p> <p>荷受人が運搬における責務を負う場合に、確認するという理解でよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見は、荷送人となる許可届出使用者・廃棄業者等に対する立入検査対象事項についてのものと推察されますが、立入検査においては、当該荷送人が負う義務の適用範囲を確認するとともに、その管理の状況を確認するものです。

整理 番号	意見の概要	考え方
		<p>➤ 上記の趣旨がより明確になるよう、立入検査ガイド案の第4章Ⅱ. 2. (1) ①の記載内容を、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>① (略)</p> <p><u>荷送人は、受注又は外注、計画、承認、実施、報告、確認等、運搬に係る一連の段階を経て、事業所等外運搬を実施していることから、事業所等外運搬における運搬する物についての措置に係る義務の適用範囲を確認するとともに、その管理の状況を確認する。</u></p> <p><u>事業所等外運搬の手順は、運搬を行う際に必要な事業所等における手順(被ばく管理を含む。)及び外運搬に係る技術上の基準に適合した運搬とするために必要な手順であり、それらを荷送人として組織的に定めていることを確認するとともに、事業所等外運搬を外運搬に係る技術上の基準に従っていることを確認する。</u></p> <p><u>放射性同位元素等を…(略)…</u></p>
79	<p><該当箇所>49 ページ 4章 Ⅱ 2 (1)</p> <p><内容></p> <p>荷受人の運搬に関する記帳の法的根拠を示していただきたい。</p>	<p>➤ 規則第24条第1項第1号又の規定により、荷受人についても運搬に関する記録の記帳義務があります。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
80	<p>51 ページ</p> <p>当該意見等を尊重するための手順や体制が確立されていることを確認する。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、立入検査ガイド案の第5章第1節Ⅱ. 1. (1) ①の誤記を修正します。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>意見 当該意見等を尊重するための手順や体制が確立されていることを確認する。</p>	
81	<p>51 ページ 下欄外 24 主任者として選任された者が、事業所等において管理職等の高位の職位にある者であって、主任者としての職責を支障なく遂行できることが明らかな状況にあるものもこれに含まれる。</p> <p>意見 どの程度の職位であるかは事業所によって異なるが、その判断基準はどのようになりますか？また、管理職でない者が主任者である場合どのように判断されますか？その場合は主任者として不適格として指摘事項となりますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分は、許可届出使用者・廃棄業者等において適切な管理体制等を確立していることを確認する際の考え方の例を脚注として示すものです。 ➤ これは、立入検査ガイド案の第5章第1節Ⅱ. 1. (1)①の本文には、「体制が確立」という表現を用いていますが、許可届出使用者・廃棄業者等には大小様々な組織や人員規模があるところ、特に組織や人員規模が小規模であり、必ずしも組織における形式的な位置付けなどが明確でない場合であっても、放射線取扱主任者が高位の職位にある者であって、その実務の状況から、放射線取扱主任者の職責を適切に遂行できることが明らかな状況にあるものは、「体制が確立」されているものと整理できる旨を示すものです。 ➤ したがって、ここでは選任された放射線取扱主任者の職位の高低をもって、判断基準とするものではなく、放射線取扱主任者の職務に係る実務の状況からも、確認し得るということを示すものです。 ➤ また、御意見の「管理職でない者が主任者である場合」については、どの様な者を放射線取扱主任者として選任することを意図しているのか必ずしも明らかではありませんが、この場合にあっては、立入検査ガイド案の第5章第1節Ⅱ. 1. (1)①の本文に示すとおり、放射線取扱主任者の放射線障害の防止に係る意見等が聴取され、かつ、当該意見等を尊重

整理 番号	意見の概要	考え方
		<p>するための手順や体制が確立されていることを確認することとなります。</p>
82	<p>P. 52と欄外 2. O2 なお、一人の者が複数の事業所等の主任者として選任され、主任者の職務を兼務するものについては、その状況を確認するものとする。</p> <p>26 一人の者が同時に複数の事業所等の主任者となることは、主任者の職務の適正な遂行を困難にすると考えられることから、原則として認められない。ただし、例えば、同一の工場又は事業所において放射性同位元素又は放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売又は賃貸を行っているなど、工場又は事業所の組織において一体的な管理運用が実施できる場合は、放射性同位元素等の取扱いについてその実態を常に監督するといった主任者の職務が遂行できること、主任者の職務を遂行するために組織体制が構築されていること等の実効性を確認することとなる。</p> <p>いつから兼務できるようになったのですか？法令には兼務の規定はないのですし、科学技術庁・文部科学省を通して兼務は認められていなかったはずです。何時その方針が変えられ運用が改定されたのですか明確にお答えください。原子力規制委員会の主任者登録システムにおいても兼務者の登録ができないはずです。法令にないものを担当官の判断で兼務が出来るとなると、現在の防護の審査、検査と同じで担当官によって言うことが異なるので</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 放射線取扱主任者の兼務については、御意見のとおり、これまでは一律に認められないものとして運用をしてきました。 ➤ 現在も、一人の者が同時に複数の事業所等の放射線取扱主任者となることは、放射線取扱主任者の職務の適正な遂行を困難にすると考えられることから、原則として認められないという従来の考え方に変更はありません。 ➤ しかしながら、立入検査ガイド案の作成に際して実施した被規制者への意見聴取において出された意見を踏まえて検討した結果、一律に認められないものとして全面的に否定するのではなく、例えば、同一の工場又は事業所において放射性同位元素又は放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売又は賃貸を行っているなど、工場又は事業所の組織において一体的な管理運用が実施できるとする場合には、例外として、兼任が認められるといった合理的な考え方を採用し得ると判断しました。 ➤ これまでは一律に認められないものとして運用をしてきたため、事業所等において、放射線検査官が上記の考え方を踏まえて立入検査を実施することができるよう、立入検査ガイド案において示すこととしたものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、御意見にある「非安全側の行為」や「現場での主任者業務の負担が増加し、安全管理の遂行を妨げることになる」とされるものは、兼任をさせる前提を欠くものであり、そう

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>は対応に苦勞し、事業者としては対応仕切れない。 欄外26の、ただし書き以降は削除すべき。(兼務は認めない。) 兼務を認めるということは、原子力委規制委員会が規制される側の立場になって、非安全側の行為を認めていることになります。</p>	<p>した対応は当然に認められません。</p>
83	<p><該当箇所> 52 ページ 一人の者が複数の事業所等の主任者として選任され、主任者の職務を兼務するもの <内容> これまで、一人の者が複数の事業所等の主任者として選任され、主任者の職務を兼務することは例外無しに認めてこなかったのではないかと。脚注にあるように限定的な状況に限るとはいえ、なぜ認めるようになったのか？認めるのであれば、本来規制部門の内部文書である立入検査ガイドに書くのではなく、そのように修正したことを事業者へ周知すべきではないのか。</p>	
84	<p><該当箇所> 52 頁 <記述> なお、一人の者が複数の事業所等の主任者として選任され、主任者の職務を兼務するものについては、その状況を確認するものとする <意見> 主任者職務の兼務を認めたと解釈できます。 主任者が複数必要であるのに、主任者を兼務させる事業者が増えるのではないのでしょうか。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>「なお、一人の者が複数の事業所等の主任者として選任され、主任者の職務を兼務するものについては、その状況を確認するものとする」は削除できませんでしょうか。</p>	
85	<p>52 ページ</p> <p>2 許可届出使用者・廃棄業者等の規制上の区分に応じ、所要の放射線取扱主任者免状を有している者を選任していることを確認する。</p> <p>また、選任した主任者が放射線取扱主任者免状を有する者ではない場合には、許可届出使用者・廃棄業者等の利用形態に応じ、所要の資格(医師若しくは歯科医師又は薬剤師)を有している者を選任していることを確認する。</p> <p>なお、一人の者が複数の事業所等の主任者として選任され、主任者の職務を兼務するものについては、その状況を確認するものとする。</p> <p>意見</p> <p>この記述では、主任者職務の兼務を認めたこととなります。主任者になる人材が複数必要であるのに、人件費の問題で主任者を兼務させる事業が増えるのではないのでしょうか？</p> <p>これでは、主任者の業務が更に増えて過酷になります。管理業務が複雑になるので兼務を許容する解釈は削除するべきかと考えます。(特に医療施設の主任者は、診療業務と兼務しています。これ以上負荷を増やさないでください。規制庁は雇用者側に立たないでください。)</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
86	<p>〈該当箇所〉 52 頁欄外 〈記述〉 同一の工場又は事業所において放射性同位元素又は放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売又は賃貸を行っているなど、工場又は事業所の組織において一体的な管理運用が実施できる場合 〈意見〉 「同一の工場又は事業所において放射性同位元素又は放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売又は賃貸を行っている」というのが判断基準ですか？ 「一体的な管理運用が実施できる」の判断が曖昧であれば、事業所の規模や業務内容によらず、事業所の判断で兼務を認めることになる。人件費削減のために事業所が主任者を減らす方向になれば、現場での主任者業務の負担が増加し、安全管理の遂行を妨げることになる。 一体的な管理運用が実施できる判断基準を明確にするべきではないか？</p>	
87	<p>P. 52 ○3 許可届出使用者・廃棄業者等が主任者の代理人を選任している場合は、その選任及び解任の状況を確認する。さらに、主任者の代理人が職務を代行した期間がある場合には、その活動状況を確認する。 主任者の代理人は、代理期間の法令規定がなく定期講習の義務も</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 放射線取扱主任者の代理人は、法第37条第4項の規定に基づき、法及び法に基づく命令の規定の適用について、放射線取扱主任者とみなすと規定されており、法第36条の規定に基づく放射線取扱主任者の義務等を行う必要があります。 ➤ このため、立入検査ガイド案では、「主任者の代理人が職務を代行した期間がある場合には、その活動状況を確認する。」とし、放射線取扱主任者の代理人については、正規に選任され

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ないが、何年も代理者を行っていてよいのかお答えください。また、どのような確認をするのですか、代理者が行動するたびに何を行ったか逐一記録するのでしょうか？活動の確認に関する要求を法的に明確にするとともに、要求する内容を明確にしてください。</p> <p>主任者の代理者が自分の全ての行動を記録しなくてはならないのでしょうか、そのようなことでは業務量が増えてしまい、代理者としての指揮・監督業務が疎かになりかねないので、記録で確認することは止めて欲しい。</p> <p>主任者が不在中に放射性同位元素の使用をするので主任者の代理者を法的に選任しなければならないので主任者の代理者を選任したのだから「代理した期間ある場合」の記述は全く意味が無い。問題は代行している期間の長さが問題なので、具体的にどのくらいの期間代理者が選任されたままだと問題となるのか示して欲しい。</p>	<p>た放射線取扱主任者に係る確認と同様の確認を行う旨を示しているものです。</p> <p>➤ なお、代理者の選任期間の上限について、法令上の定めはありませんが、代理者は恒常的なものではなく、一時的に選任されるものという趣旨や、選任された放射線取扱主任者については、定期講習を受講させなければならない義務があること等を踏まえ、許可届出使用者又は許可廃棄業者にあつては、良識に基づいて代理者の選任期間を判断することを期待しています。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
88	<p><該当箇所> 52 頁 <記述> 3 許可届出使用者・廃棄業者等が主任者の代理者を選任している場合は、その選任及び解任の状況を確認する。さらに、主任者の代理者が職務を代行した期間がある場合には、その活動状況を確認する。</p> <p><意見> 主任者の代理者は、定期講習の義務もないが、資格さえあればいつでも代理者になれる、ということよろしいか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>ここで言う確認とはどのような確認をするのですか。代理者の選任・解任の記録が必要ということでしょうか？</p> <p>代理者が行動するたびに逐一記録が必要ということでしょうか？</p> <p>例えば、主任者2名のうち1名を代理者とした場合、代理者のみが活動の記録を求められることになりますか？</p>	
89	<p>16. P52 2. (1)③ 代理者の活動</p> <p>16-1. 意見 活動状況の確認の内容を明確にお願いします。</p> <p>16-2. 理由 主任者の活動記録は必要では無いと思います。</p>	
90	<p><該当箇所> P52</p> <p>許可届出使用者・廃棄業者等が主任者の代理者を選任している場合は、その選任及び解任の状況を確認する。さらに、主任者の代理者が職務を代行した期間がある場合には、その活動状況を確認する。</p> <p><内容></p> <p>法令上は主任者の活動記録等を求めているにもかかわらず、代理者については活動記録等を求めるのでしょうか？</p> <p>また、確認する活動状況の具体的な内容をお示し下さい。</p>	
91	<p><該当箇所> P52</p> <p>3 許可届出使用者・廃棄業者等が主任者の代理者を選任してい</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>る場合は、その選任及び解任の状況を確認する。さらに、主任者の代理者が職務を代行した期間がある場合には、その活動状況を確認する。</p> <p><内容> 主任者の代理の期間が 30 日を超える場合は、届出しなければならないが、代理の期間についての限度の定めは無いため、代理者が何年も代行可能です。</p> <p>従いまして、何年も代行していた場合には、代理ではなく主任者に選任し、定期講習を受講するようご指導なされるものと推察しますが、どのくらいの期間、代理者が選任されたままだと問題視されるのでしょうか。</p> <p>又、法令上は主任者の活動記録等を求めているにもかかわらず、代理者については活動記録等を求めるのでしょうか？ 代行者の活動状況を確認したいのであれば、確認する項目を具体的にお示しいただきたく存じます。</p>	
92	<p>P. 57 表中 外部被ばくによる線量の測定 IV 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定の場合（上記 I から III までの測定のほかに行う場合）3mm 線量当量</p> <p>改正法では、3mm 線量当量のみではないのではないですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分の記載は、規則第 20 条第 2 項第 1 号二の規定（眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、イからハまでの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について 3mm 線量当量を測定することにより行うことができる。）の内容を表として示したものであり、規定の内容を変更するものではありません。 ➤ 御意見を踏まえ、上記の趣旨がより明確になるよう、立入検査ガイド案の第 5 章第 2 節 I. 2. (1) の表を、以下のとお

整理 番号	意見の概要	考え方												
93	<p>〈該当箇所〉 57 頁表中 〈記述〉 （１）外部被ばくによる線量の測定 ４ 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定の場合（上記 1 から 3 までの測定のほかに行う場合）3mm 線量当量 〈意見〉 改正法では、3mm 線量当量のみではないと理解していますが、3mm 線量当量だけですか。</p>	<p>り修正するとともに、その他、見出し等を修正します。</p> <p>（修正後の内容）</p> <table border="1" data-bbox="1189 379 1944 1066"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 379 1442 427"></th> <th data-bbox="1442 379 1693 427">測定部分及び部位</th> <th data-bbox="1693 379 1944 427">線量当量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 427 1442 475">（略）</td> <td data-bbox="1442 427 1693 475">（略）</td> <td data-bbox="1693 427 1944 475">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 475 1442 823">Ⅲ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合</td> <td data-bbox="1442 475 1693 823">上記 I 又は II のほか、左欄に該当する部位</td> <td data-bbox="1693 475 1944 823">70 μm 線量当量（ただし、中性子線については、この限りでない。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 823 1442 1066">Ⅳ 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定の場合（上記 I から III までの測定のほかに行う場合）</td> <td data-bbox="1442 823 1693 1066">眼の近傍その他の適切な部位</td> <td data-bbox="1693 823 1944 1066">上記のほか、3mm 線量当量</td> </tr> </tbody> </table>		測定部分及び部位	線量当量	（略）	（略）	（略）	Ⅲ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合	上記 I 又は II のほか、左欄に該当する部位	70 μm 線量当量（ただし、中性子線については、この限りでない。）	Ⅳ 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定の場合（上記 I から III までの測定のほかに行う場合）	眼の近傍その他の適切な部位	上記のほか、3mm 線量当量
	測定部分及び部位	線量当量												
（略）	（略）	（略）												
Ⅲ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合	上記 I 又は II のほか、左欄に該当する部位	70 μm 線量当量（ただし、中性子線については、この限りでない。）												
Ⅳ 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定の場合（上記 I から III までの測定のほかに行う場合）	眼の近傍その他の適切な部位	上記のほか、3mm 線量当量												
94	<p>〈該当箇所〉 57 ページ （１）外部被ばくによる線量の測定 Ⅳ 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定の場合（上記 I から III までの測定のほかに行う場合） 3mm 線量当量 〈内容〉 施行規則 20 条 2 項 1 号ニによると、「眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、イからハまでの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について三ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる」とあり、3mm 線量当量に限定されず、1cm 線量当量でも 70 マイクロメートル線量当量でもよく、その中で最も適切な値を使用して評価することになっているので、その旨を記述すべきではないか。</p>													

整理 番号	意見の概要	考え方
95	<p>(2) 内部被ばくによる線量の測定</p> <p>III 作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者で本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなった女子（以下「妊娠の事実を知ることとなった女子」という。）</p> <p>「妊娠の事実を知ることとなった女子」では主語がないので本人が知ったときとも読めるのでこれでは短縮語の意味が無い。変更すべき</p>	<p>➤ 御意見の部分は、規則第20条第2項第2号の「作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者で本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなった女子」について、立入検査ガイド案における略語として定めたものであり、当該規定の内容を変更するものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
96	<p><該当箇所></p> <p>57 頁表中</p> <p><記述></p> <p>（以下「妊娠の事実を知ることとなった女子」という。）</p> <p><意見></p> <p>規則条文にはない用語の使用ですので、「第3節 本ガイドにおける用語の定義及び説明」に含めてはどうでしょうか。</p>	
97	<p>P. 59 表の II、V に （妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間）</p> <p>P. 68</p> <p>b 記録事項を遺漏なく記載していること</p> <p>ただし、測定対象者のうち、妊娠の事実を知ることとなった女子がいる場合には、規則で定められた期間で集計し、記録していることを確認する。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>P69 ホ a 実効線量及び等価線量の算定 ii. 外部被ばく（妊娠の事実を知ることとなった女子）</p> <p>規則条文にはない用語の使用（P57）で断っているが、もう少し説明があつて良いのではないのでしょうか。</p>	
98	<p>P. 61 a 作業を開始する前に測定を行っていること なお、「作業を開始する前」とは、測定場所に係る放射線施設において放射性同位元素若しくは放射性汚染物を初めて受け入れ、又は放射線発生装置を初めて稼働させる前の時点をいう。</p> <p>放射線発生装置は稼働させないと測定はできないので、この記述では原子力規制委員会が放射線発生装置を使用する現場のことを全く分からずに理解もせず立入検査のマニュアルを作成していることが明らかになってしまう。「放射線発生装置を初めての施設検査若しくは使用の目的で稼働させる前の時点」と改めるべき。それとともにかく施設検査の前であっても放射線発生装置を運転する前に放射線の量の測定（バックグラウンドの測定）をすべきと考えているのでしょうか。お答えください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「放射線発生装置を初めての施設検査若しくは使用の目的で稼働させる前の時点とすべき」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「作業を開始する前」の考え方については、御意見の部分（立入検査ガイド案の第5章第2節Ⅱ. 1.（1）①ニa）に示すとおりです。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
99	<p>〈該当箇所〉 61 頁 〈記述〉 a 作業を開始する前に測定を行っていること 新たに許可届出使用者又は許可廃棄業者になった者については、作業を開始する前に測定を行っていることを確認する。なお、「作業を開始する前」とは、測定場所に係る放射線施設において放射性同位元素若しくは放射性汚染物を初めて受け入れ、又は放射線発生装置を初めて稼働させる前の時点をいう 〈意見〉 施設の遮へい能力の評価において、放射線発生装置を稼働させないと測定はできない。「初めて稼働する前」では B. G. となる。また、安全な動作のためには装置設置時の出力調整作業が必要であり、この点においても「始めて稼働する前」という表現は実態に則さないのではないのでしょうか。</p>	
100	<p>6. 61 頁 適切な時期で測定を行っていること a 作業を開始する前に測定を行っていること新たに許可届出使用者又は許可廃棄業者になった者については、作業を開始する前に測定を行っていることを確認する。 なお、「作業を開始する前」とは、測定場所に係る放射線施設において放射性同位元素若しくは放射性汚染物を初めて受け入れ、又は放射線発生装置を初めて稼働させる前の時点をいう。 意見 「作業を開始する前に測定を行っていることを確認する」につい</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>では、いわゆるバックグラウンドの測定と理解してよいですか。 「作業を開始する前」とは、・・・放射線発生装置を初めて稼働させる前の時点をいう。の「稼働させる」の部分について、「作業」は、使用の目的の為の稼働と考えられるので、「初めて稼働させる前」は、「初めて使用の目的の為に稼働させる前」と具体的に記載した方がよいのではないのでしょうか。それとも放射線発生装置を施設検査の為に稼働させる時点が初めての稼働でしょうか。それ以外の場合は、どの時点が初めての稼働であるか具体的な例示をお願いしたい。</p>	
101	<p>P. 61 二 a 意見：バックグラウンドの測定と明記してほしい。 理由：誤解が生じるため。</p>	
102	<p>61 ページ a 作業を開始する前に測定を行っていること 新たに許可届出使用者又は許可廃棄業者になった者については、作業を開始する前に測定を行っていることを確認する。なお、作業を開始する前とは、測定場所に係る放射線施設において放射性同位元素若しくは放射性汚染物を初めて受け入れ、又は放射線発生装置を初めて稼働させる前の時点をいう</p> <p>意見 放射性同位元素若しくは放射性汚染物を初めて受け入れ、又は放射線発生装置を初めて稼働させる前の時点」では、新規施設においては測定結果が B. G. となるが、それでよろしいですか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>施設の遮へい能力の評価において、放射線発生装置は稼働させないと測定はできない。</p> <p>また、安全な動作のためには装置設置時の出力調整作業が必要であり、この点においても「始めて稼働する前」という表現は実態に則さない。</p> <p>以下のような記述でどうか？</p> <p>なお、「作業を開始する前」とは、測定場所に係る放射線施設において放射性同位元素若しくは放射性汚染物を初めて受け入れ、又は放射線発生装置の設置作業後通常稼働をする前の時点をいう。</p>	
103	<p><該当箇所> P61</p> <p>a 作業を開始する前に測定を行っていること</p> <p>なお、「作業を開始する前」とは、測定場所に係る放射線施設において放射性同位元素若しくは放射性汚染物を初めて受け入れ、又は放射線発生装置を初めて稼働させる前の時点をいう。</p> <p><内容></p> <p>線源を初めて受け入れる前に測定するとは、バックグラウンドを測定が必要であるということでしょうか？</p> <p>また、この測定記録の保存期間は、年度閉鎖後5年間でしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「線源を初めて受け入れる前の測定とはバックグラウンドを測定か」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「作業を開始する前」の考え方については、御意見の部分（立入検査ガイド案の第5章第2節Ⅱ. 1. (1) ①ニ a）に示すとおりです。 ➤ また、測定の結果の保存期間は、立入検査ガイド案の第5章第2節Ⅰ. 3. に示すとおりです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
104	<p>17. P61 二 a 作業を開始する前</p> <p>17-1. 意見</p> <p>明確にバックグラウンドの測定とした方が良い。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	17-2. 理由 時期がより明確になる。	
105	<p>〈該当箇所〉 62 頁 〈記述〉 放射線業務従事者のうち、外部被ばくによる線量の測定を実施していないものについては、管理区域への立入りの状況や未実施の理由を確認するものとする。</p> <p>〈意見〉 測定を行わなくてもよい放射線業務従事者が存在する場合もある、ということなのではないでしょうか？ 例えば、100 マイクロシーベルトを超えるおそれがないとした場合、1 日なのか、3 ヶ月なのか、永年なのか？は示されていません。 どのように確認、判断されるのですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分については、立入検査の実務では、許可届出使用者又は許可廃棄業者において、実際には管理区域への立入りをしていない者や、取扱等業務に従事していないという者を「放射線業務従事者」として管理する場合（注：こうした者は、法令との対応においては、「放射線業務従事者」に該当しません。）が多く認められることを踏まえたものです。 ➤ したがって、御意見の「測定を実施しなくてもよい放射線業務従事者」を是認するという趣旨で示したものではありません。 ➤ 御意見を踏まえ、上記の趣旨がより明確になるよう、立入検査ガイド案の第5章第2節Ⅱ. 2. (1) ①イの記載内容を、以下のとおり修正します。 ➤ なお、御意見のうち「100 マイクロシーベルトを超えるおそれがないとした場合、1 日なのか、3 ヶ月なのか、永年なのか？は示されていません。」についての趣旨が必ずしも明らかではありませんが、放射線業務従事者については、測定のしきい値(100μSv)はありませんので、御意見で指摘する部分と関連性はありません。 <p>(修正後の内容)</p> <p>イ … (略) …</p> <p>なお、許可届出使用者又は許可廃棄業者において、放射線業務従事者として管理する者のうち、外部被ばくによる線量の測</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
		定を実施していないものについては、管理区域への立入りの状況や未実施の理由を確認するものとする。
106	<p>〈該当箇所〉 64 頁 〈記述〉 立入検査では、上記の測定の信頼性を確保するための措置の管理の状況を確認する。その際、一時的立入者にあつては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量を確認するなど、同者の測定の信頼性を確保するための措置の適用の管理の状況を確認する。</p> <p>〈意見〉 一時的立入者に関しては、「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」において次のいずれか。 ISOIEC17025に規定される能力を満たす人又は機関による測定及びそれと同等の品質マネジメントシステムの確立等に係る要求事項を満たす測定 放射線測定器について、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器による測定とされている。 いずれを適応するかは、事業所が判断するという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>➤ 一時的立入者のうち、規則第20条第2項の規定に基づく測定を行うものについては、立入検査ガイド案に示すとおりです。</p>
107	<p>64 ページ 立入検査では、上記の測定の信頼性を確保するための措置の管理の状況を確認する。その際、一時的立入者にあつては、その者の</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>管理区域内における外部被ばくによる線量を確認するなど、同者の測定信頼性を確保するための措置の適用の管理の状況を確認する。</p> <p>意見 一時的立入者の信頼性を確保するための措置に関しては、「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド_18 頁表 1」において次のいずれか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO/IEC17025 に規定される能力を満たす人又は機関による測定及びそれと同等の品質マネジメントシステムの確立等に係る要求事項を満たす測定 ・ 放射線測定器について、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器による測定、とされている。 <p>どちらを適応するか、その適否を規制側で判断するものではなく、事業所がどのように判断したか？を確認する。ということによろしいか？</p>	
108	<p><該当箇所> 64 ページ 測定方法(例:体外計測、鼻スミヤやバイオアッセイ)等 <内容> 放射線施設において、定期的な内部被ばくによる線量の測定のためには、ガスモニタの値を用いるか、使用量から推定した計算によって求める方法が主流であり、体外計測、鼻スミヤやバイオアッセイによる実測を行っている事業所は皆無に近い。原子力施設のような極めて例外的な施設での方法が当たり前に受け取られ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 許可使用者又は許可廃棄業者における放射性同位元素等の取扱状況等により、想定される内部被ばくの多少は異なることから、その算出法についても、それぞれに異なるものと考えられますが、立入検査ガイド案では、内部被ばくの線量を算出する際に必要となる放射性同位元素の測定方法の例として、体外計測、鼻スミヤやバイオアッセイを示しているものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>るような表現は避けるべきではないか。</p>	
109	<p>64 ページ 測定方法(例:体外計測, 鼻スミヤやバイオアッセイ)等 放射線施設において, 定期的な内部被ばくによる線量の測定のためには, ガスモニタの値を用いるか, 使用量から推定した計算によって求める方法が主流である。曝露量の多い医療機関だと考慮してよい場合があるかもわからないが, このような実測を行っている事業所は皆無に近いと思われる。</p>	
110	<p><該当箇所> 64 ページ 5 章 2 節 II 2 (1) <内容> ここで確認される対象は、原規放発第 22031617 号（令和 4 年 3 月 16 日改正）の放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの「管理区域に一時的に立ち入る者であって、放射線業務従事者でないもの（以下「一時的立入者」という。）のうち、外部被ばくによる実効線量が 100 μSv を超えるおそれのある者」に合わせるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分の「一時的立入者」については、その文脈から、御意見のいう一時的立入者であって、外部被ばくによる実効線量が 100 μSv を超えるおそれのある者であることは明らかです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
111	<p>P. 66 及び P. 71 ○1 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取 法第 12 条の 10 の規定に基づく定期確認において作成した説明資料等 定期確認を受ける特定許可使用者又は許可廃棄業者が説明資料を作成していなかった場合はどうするのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の説明資料は、法令上、特定許可使用者又は許可廃棄業者が作成しなければならない義務はありませんが、特定許可使用者又は許可廃棄業者が定期確認を受検する際に、その確認を円滑に、かつ、効率的に実施するために、あらかじめ自主的に作成した説明資料を登録定期確認機関に示すといった対応も実務において見受けられます。 ➤ このため、立入検査時においても、特定許可使用者又は許可

整理 番号	意見の概要	考え方
112	<p>〈該当箇所〉 62 ページ ニ 法第 12 条の 10 の規定に基づく定期確認において作成した説明資料等 〈内容〉 定期検査の受検には義務があるが、説明資料の作成および保管の義務はないはずである。少なくとも規制要求に無い旨を明記すべきである。</p>	<p>廃棄業者より、そうした自主的に作成した説明資料の提示がある場合には、立入検査をより円滑に、かつ、効率的に実施することに資するものとなるため、測定の実施状況等を確認する際の記録等の一つとして例示するものです。</p> <p>➤ なお、整理番号 23 の御意見に対する「考え方」で示したとおり、例示するものであるとの趣旨が明確になるよう、立入検査ガイド案を修正します。</p>
113	<p>69 ページ ホ 実効線量及び等価線量の算定 a 実効線量の算定をしていること 測定対象者について、それぞれ該当する以下の区分又は被ばくの態様ごとの実効線量を適切に算定していることを確認する。i. 外部被ばく(下記 ii. を除く。)ii. 外部被ばく(妊娠の事実を知ることとなった女子)iii. 内部被ばく(下記 iv. を除く。)iv. 内部被ばく(誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき)v. 手、足等の身体汚染による被ばく</p> <p>妊娠中の女子においては、出産まで内部被ばくで 1mSv の実効線量限度があるはず。</p>	<p>➤ 御意見の部分は、規則第 20 条第 4 項第 5 号に定めるとおり、同項第 2 号から第 4 号までの測定結果から実効線量及び等価線量を算定することについての立入検査対象事項を示すものであって、妊娠中の女子に係る実効線量限度についての説明等を示すものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
114	<p>〈該当箇所〉 69 ページ ホ 実効線量及び等価線量の算定 a 実効線量の算定をしていること</p> <p>測定対象者について、それぞれ該当する以下の区分又は被ばくの 態様ごとの実効線量を適切に算定していることを確認する。i. 外 部被ばく(下記 ii. を除く。)ii. 外部被ばく(妊娠の事実を知ること となった女子)iii. 内部被ばく(下記 iv. を除く。)iv. 内部被ば く(誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき)v. 手、足等の身体 汚染による被ばく</p> <p>〈内容〉 妊娠中の女子においては、出産まで内部被ばくで 1mSv の実効線 量限度があるが、その算定を行っていることを確認しないのか。</p>	
115	<p>第 3 節教育及び訓練 放射線障害の防止に関する教育及び訓練に係わる法令の規定 3. 教育及び訓練の項目など (2) 教育及び訓練の時間数 について</p> <p>防護立ち入り検査時、防護に関する業務を開始した後の 1 年毎の 防護教育時間数及び内容について開始前と同様にするように指 導を受けた。 (告示では防護に関する教育を開始した後の教育時間数及び内容 は記述されていない) 施行規則 21 条の 2 でもほぼ同一の文言で規定しているが、同様 に誤解することが無いように教育内容、時間等について記述する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 放射線業務従事者に対する教育訓練について、管理区域に立 ち入る前又は取扱い等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、放射線障害の防止に関する教育及び訓練の時間数を定める告示（平成 3 年科学技術庁告示第 10 号）に定められています。 ➤ 教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日か ら 1 年以内に行わなければならない教育訓練については、規則等において時間数を定めていないことから、許可届出使用者及び許可廃棄業者において、その対象者の力量や、放射線同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に応じて決定されるものと考えます。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
	方が良いのではないか。	
116	<p>〈該当箇所〉 97 頁 〈記述〉 各項目の時間数(第 21 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第 3 号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練に限る。) 〈意見〉 記述のとおり、安全管理では初めての教育訓練の時間は告示で規定されており、継続者の教育時間数の規定はありません。これと同様の規定に、防護従事者の教育訓練があり、防護従事者の再教育の時間数も規定されていません。しかし、防護の立入り検査において、再教育の時も同じ時間(1 時間以上)行うこと、と指導を受けました。安全管理と同様に解釈していましたが、異なる解釈となるのでしょうか？それとも、検査官の違いによるもののでしょうか？同様の規定に関して、防護の指導と整合性をとるべきではないかと思います。</p>	
117	<p>P. 73 (2) 検査手法 ○3 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いを行う者の管理区域への立入りの管理等に係る書類、放射線業務従事者及び取扱等業務に従事する者の一覧等 法令に放射線業務従事者及び取扱等業務に従事する者の一覧表</p>	<p>➤ 御意見の放射線業務従事者等の一覧は、法令上、許可届出使用者又は許可廃棄業者が作成しなければならない義務はありませんが、従業者等を管理区域に立ち入らせることや、放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う業務に従事させることが可能な者か否かを一覧で管理するのが実務において一般的な管理方法であることから、放射線業務従事者の管理状況等を確認する際の記録等の一つとして例示するもので</p>

整理番号	意見の概要	考え方
	<p>の作成義務は規定されていない、従って、放射線業務従事者及び取扱等業務に従事する者の一覧を検査する必要は無いと思われ ますので「放射線業務従事者及び取扱等業務に従事する者の一 覧」は削除すべきです。検査対象とした場合に、「放射線業務従 事者及び取扱等業務に従事する者の一覧」の作成がなされていな かった場合、立入検査の指導・指摘事項とするのか否かを明確に して下さい。</p>	<p>す。 ➤ なお、整理番号 23 の御意見に対する「考え方」で示したとお り、例示するものであるとの趣旨が明確になるよう、立入検 査ガイド案を修正します。</p>
118	<p><該当箇所> P73 3 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いを行う者の管 理区域への立入りの管理等に係る書類、放射線業務従事者及び取 扱等業務に従事する者の一覧等。</p> <p><内容> 法令上、放射線業務従事者及び取扱等業務に従事する者の一覧 表についての作成の義務は規定されていません。 「放射線業務従事者及び取扱等業務に従事する者の一覧」を作 成を推奨しているのでしょうか？・望ましい内容でしょうか？</p>	
119	<p>P. 77 (2) 検査手法 ○5 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いを行う者の 管理区域への立入りの管理等に係る書類、放射線業務従事者の一 覧等</p> <p>法令に放射線業務従事者の一覧表の作成義務は規定されていな</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>い、従って、放射線業務従事者の一覧を検査する必要は無いと思われまので「放射線業務従事者の一覧」は削除すべきです。検査対象とした場合に、「放射線業務従事者の一覧」の作成がなされていないなかった場合、立入検査の指導・指摘事項とするのか否かを明確にして下さい。</p>	
120	<p><該当箇所> 77 ページ (2) 検査手法 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いを行う者の管理区域への立入りの管理等に係る書類、放射線業務従事者の一覧等 <内容> 法令上、放射線業務従事者の一覧の作成義務はない。少なくとも規制要求に無い旨を明記すべき。</p>	
121	<p><該当箇所> 66 ページ (2) 1 ホ、ト 73 ページ (2) 3、6 他 <内容> 検査手法 ・放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いを行う者の管理区域への立入りの管理等に係る書類、放射線業務従事者の一覧等 ・管理区域に立ち入る者を管理する装置又は記録類 法令上、これらの書類や設備は作成または設置の義務は課されていない。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
122	<p>○6 管理区域に立ち入る者を管理する装置又は記録類</p> <p>管理区域に立ち入る者を管理する装置とは何でしょうか。法令で設置する義務也没有。具体的にどのような装置を考えているのかお答えください。答えられないようでしたら「装置」は削除すべきです。</p>	<p>➤ 御意見の「管理区域に立ち入る者を管理する装置又は記録類」は、いずれも法令上、許可届出使用者又は許可廃棄業者が設置し、又は作成しなければならない義務はありませんが、管理区域の出入口に管理システムと連動して人の出入りを制限する機械装置を設け、又は管理区域への人の出入りを記帳することにより、管理区域への人の入退管理をしていることが一般的な管理方法であることから、教育及び訓練の実施状況等の確認に関連し、管理区域に出入りする人の管理状況等を確認する際の記録等の一つとして例示するものです。</p>
123	<p>該当箇所 P73</p> <p>6 管理区域に立ち入る者を管理する装置又は記録類。</p> <p>内容</p> <p>法令上、管理区域に立ち入る者を管理する装置を設置する義務はないため、その装置を検査するのではなく、装置から得られる入退室記録を確認するということでしょうか。だとしたら、「装置」は削除すべきと存じます。</p>	<p>➤ なお、整理番号 23 の御意見に対する「考え方」で示したとおり、例示するものであるとの趣旨が明確になるよう、立入検査ガイド案を修正します。</p>
124	<p><該当箇所> P73</p> <p>6 管理区域に立ち入る者を管理する装置又は記録類。</p> <p><内容></p> <p>法令上、管理区域に立ち入る者を管理する装置を設置する義務はないため、その装置を検査するのではなく、装置から得られる入退室記録を確認するということでしょうか。だとしたら、「装置」ではなく「電子的記録」等にすべきでは？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
125	<p>○7 その他教育及び訓練の対象者について組織的に作成する記録類</p> <p>組織的に作成する記録類とは何を指しているのでしょうか。法定帳簿のことを単に示せば良いだけかと思えます。「組織的に作成する」は削除すべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 立入検査ガイド案では、組織的に作成する資料について、脚注7において「指示書、手順書又は組織的な取決めに基づき、必要な情報等を収集し、又は記録を作成し、保持するものであって、その記録内容を組織的に確認し、又は共有するものをいい、担当者等が私的に作成するメモは含まない。」という説明を示しています。 ➤ 法定の帳簿以外に、「組織的に作成する資料」があり、その資料の提示がある場合には、立入検査をより円滑に、かつ、効率的に実施することに資するものとなるため、教育及び訓練の実施状況等を確認する際の記録等の一つとして例示するものです。 ➤ なお、整理番号23の御意見に対する「考え方」で示したとおり、例示するものであるとの趣旨が明確になるよう、立入検査ガイド案を修正します。
126	<p>該当箇所 P73</p> <p>7 その他教育及び訓練の対象者について組織的に作成する記録類。</p> <p>内容</p> <p>組織的に作成する記録類の定義をご教示お願いします。</p> <p>また、組織的な作成になっていないと立入検査で判断された場合には、どのように指導されるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 立入検査ガイド案では、組織的に作成する資料について、脚注7において「指示書、手順書又は組織的な取決めに基づき、必要な情報等を収集し、又は記録を作成し、保持するものであって、その記録内容を組織的に確認し、又は共有するものをいい、担当者等が私的に作成するメモは含まない。」という説明を示しています。 ➤ 法定の帳簿以外に、「組織的に作成する資料」があり、その資料の提示がある場合には、立入検査をより円滑に、かつ、効率的に実施することに資するものとなるため、教育及び訓練の実施状況等を確認する際の記録等の一つとして例示するものです。 ➤ なお、整理番号23の御意見に対する「考え方」で示したとおり、例示するものであるとの趣旨が明確になるよう、立入検査ガイド案を修正します。
127	<p>19. P12 (2)①チ及び欄外注記6他、記録等の確認に共通</p> <p>19-1. 意見</p> <p>具体的にどのような記録か具体的に示していただきたい。</p> <p>19-2. 理由</p> <p>予防規程及び下部規定で規定している、法定以外の記録を言うのか、管理委員会等に議事録等か、具体的な書類をいただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 規則第22条第1項第1号は、昭和63年の規則改正により、現行の規定ぶりとなっておりますが、一般的な制度の運用に当たって、本条の規定における括弧書の者は、実務において見
128	<p><該当箇所> P75</p> <p>(1) 健康診断の対象者、時期及び頻度</p> <p>健康診断は、放射線業務従事者(一時的に管理区域に立ち入る者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 規則第22条第1項第1号は、昭和63年の規則改正により、現行の規定ぶりとなっておりますが、一般的な制度の運用に当たって、本条の規定における括弧書の者は、実務において見

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>を除く。)に対し、初めて管理区域に立ち入る前に、また、管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごとに行わなければならない(規則第22条第1項1号及び第2号)</p> <p><内容> 放射線業務従事者(一時的に管理区域に立ち入る者を除く。)ありますので、一時的に管理区域に立ち入る放射線業務従事者は、健康診断を免除できる？。</p>	<p>出し難いものと考えており、全ての放射線業務従事者に対して健康診断を実施することを趣旨として運用しており、その旨を脚注43に示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、健康診断は、業務上管理区域に立ち入る者の健康に関する情報を把握することに資するものであることや、これまでの運用との対応を踏まえ、現行の規則第22条第1項の規定については、対象者がより明確になるように、慎重に検討していきたいと考えています。
129	<p>20. P75 2.1 20-1. 意見 (一時的に立ち入る者を除く)は不要と思われます。法改正が必要です。 20-2. 理由 放射線業務従事者とする場合、最初から一時的に立ち入る事を想定していません。最初は必要でしょう。その後は、(一時的・・・を除く)は必要かもしれませんが？</p>	
130	<p><該当箇所> 75 頁 <記述> 健康診断は、放射線業務従事者(一時的に管理区域に立ち入る者を除く。)に対し <意見> 放射線業務従事者(一時的に管理区域に立ち入る者を除く。)とありますが、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 規則第22条第1項第1号は、昭和63年の規則改正により現行の規定ぶりとなっておりますが、一般的な制度の運用に当たって、御意見の本条の規定における括弧書の者は、実務において見出し難いものと考えており、全ての放射線業務従事者に対して健康診断を実施することを趣旨として運用しています。 ➤ また、御意見の「測定も実施しなくてもよい放射線業務従事者が存在するのか」の趣旨が必ずしも明らかではありません

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>一時的に管理区域に立ち入る放射線業務従事者とはどのような例でしょうか？</p> <p>また、測定においても「放射線業務従事者のうち、外部被ばくによる線量の測定を実施していないものについては、管理区域への立入りの状況や未実施の理由を確認するものとする。」という記述があり、健康診断も測定も実施しなくてもよい放射線業務従事者が存在するということになりましたが、それはどのような場合でしょうか？</p>	<p>が、許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射線施設に立ち入った者について、法第20条第2項の規定に基づき放射線の量等を測定する義務を負います。</p> <p>➤ 御意見が指摘する「測定においても「放射線業務従事者のうち、外部被ばくによる線量の測定を実施していないものについては、管理区域への立入りの状況や未実施の理由を確認するものとする。」という記述があり、健康診断も測定も実施しなくてもよい放射線業務従事者が存在する」については、整理番号105の御意見に対する「考え方」と同様であり、健康診断を実施しなくてもよい放射線業務従事者を是認するという趣旨で示したものではありません。</p> <p>➤ 御意見を踏まえ、上記の趣旨がより明確になるよう、立入検査ガイド案の第5章第4節II. 1. (1)の記載内容を、以下のとおり修正します。</p>
131	<p>該当箇所 P75</p> <p>(1) 健康診断の対象者、時期及び頻度</p> <p>健康診断は、放射線業務従事者(一時的に管理区域に立ち入る者を除く。)に対し、初めて管理区域に立ち入る前に、また、管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごとに行わなければならない(規則第22条第1項1号及び第2号)</p> <p>内容</p> <p>一時的にとは、どのような状況を言うのでしょうか？</p> <p>例えば非破壊検査の場合は、容器に格納しているときに管理区域内に入り照射中は原則管理区域の外に待機します。このような場合、一時的に管理区域に立ち入る者として認められるのでしょうか？</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、上記の趣旨がより明確になるよう、立入検査ガイド案の第5章第4節II. 1. (1)の記載内容を、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>(1) (略)</p> <p>… (略) …</p> <p>なお、許可届出使用者又は許可廃棄業者において、放射線業務従事者として管理する者のうち、規則で定める時期及び頻度に健康診断を受診していないものについては、管理区域への立入りの状況や未実施の理由を確認するものとする。</p>
132	<p>P. 80</p> <p>II. 保健上の措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法</p> <p>保健上の措置等を講じるための体制</p>	<p>➤ 御意見の部分は、表示付認証機器届出使用者に対し、放射線障害予防規程の作成を義務付けるものではありません。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器届出使用者において、・・・・</p> <p>保健上の措置等を講じるための管理</p> <p>許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器届出使用者において、・・・・</p> <p>法第 21 条第 1 項及び規則第 21 条第 1 項第 9 号の条文には、表示付認証機器届出使用者は規定されていないので削除すべき。ここに「表示付認証機器届出使用者」の記述を残すのであれば規則改正をすべきと考えますが、ご回答願います。</p>	
133	<p><該当箇所></p> <p>80 ページ II. 保健上の措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法</p> <p>(1) 保健上の措置等を講じるための体制</p> <p>(2) 保健上の措置等を講じるための管理</p> <p>許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器届出使用者において、</p> <p><内容></p> <p>表示付認証機器届出使用者には、規則第 20 条の規定に基づく測定及び規則第 22 条の規定に基づく健康診断の義務はないので、「及び表示付認証機器届出使用者」は削除すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「表示付認証機器届出使用者には、規則第 20 条の規定に基づく測定及び規則第 22 条の規定に基づく健康診断の義務はない」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、御意見の部分は、法第 24 条の規定の内容を示しているものであり、同条の規定は、表示付認証機器届出使用者に対しても適用されます。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
134	<p>〈該当箇所〉 81 頁 〈記述〉 第 6 節 記帳 放射線障害の防止に関する記帳に係る法令の規定 許可届出使用者・廃棄業者等は、下記(1)から(3)までの帳簿を備え、保存しなければならない(法第 25 条)。 〈意見〉 下記(1)から(3)とありますが、(1)の間違いではないでしょうか？ (2)、(3)は帳簿の閉鎖と保存に関する記述です。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、立入検査ガイド案の第 5 章第 6 節 I. の記載内容を以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>I. (略)</p> <p>許可届出使用者・廃棄業者等は、下記(1)から(3)までのとおり、帳簿を備え、保存しなければならない(法第 25 条)。 … (略) …</p>
135	<p>P. 81 第 6 節 記帳 放射線障害の防止に関する記帳に係る法令の規定 許可届出使用者・廃棄業者等は、下記(1)から(3)までの帳簿を備え、保存しなければならない(法第 25 条) 帳簿に記載する事項(規則第 24 条第 1 項) 帳簿の閉鎖(規則第 24 条第 2 項) 放射線障害の防止に関する帳簿の保存(規則第 24 条第 3 項及び規則第 24 条の 2)</p> <p>(2)は帳簿の閉鎖、(3)は帳簿の保存なので備える帳簿は(1)だけである。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
136	<p>〈該当箇所〉 81 ページ 許可届出使用者・廃棄業者等は、下記（１）から（３）までの帳簿を備え、保存しなければならない（法第 25 条）</p> <p>〈内容〉 （２）は、帳簿の閉鎖の日付について書かれているだけである。よって、「下記（１）から（３）までの」ではなく、「下記（１）及び（３）の」と修正すべきである。</p>	
137	<p>82 ページ なお、特定許可使用者又は許可廃棄業者にあつては、法第 25 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく帳簿について、法第 12 条の 10 の規定に基づき原子力規制委員会の登録を受けた者（登録定期確認機関）による定期確認を受けることから、その確認結果等も適宜考慮して、確認を行うものとする。</p> <p>意見 その確認結果等も適宜考慮して、確認を行うとはどういう意味でしょうか？ 被検者に負担のかかる強制的な立入り検査を実施しておきながら、事業者が費用負担した定期確認の結果を使う、ということですか？ また、登録定期確認機関による検査結果と異なる結果であった場合、規制側から登録定期確認機関への指導は入るのですか？それとも全て、事業者側の責任となるのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分については、登録定期確認機関による定期確認を受検している特定許可使用者及び許可廃棄業者に対しては、その結果等を考慮し、立入検査をより円滑にかつ効率的に実施し得る旨を示すものです。 ➤ また、御意見の「事業者が費用負担した定期確認の結果を使うのか」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、登録定期確認機関が実施する定期確認は、放射線検査官が実施する立入検査とは独立した行為であり、立入検査において定期確認の結果等を再評価するものではありません。

整理 番号	意見の概要	考え方
138	<p><該当箇所> 83 ページ 5 章 6 節 II 1 (1) 2 イ</p> <p><内容> a、ii と iii の特定するために必要な情報として記載される各名称は、例でありこのすべてを記載する必要はないとの理解でよろしいか。</p>	<p>➤ 御意見のとおり例示ですが、密封された放射性同位元素又は密封された放射性同位元素を装備した機器を特定するために必要な情報を記載する必要があります。</p>
139	<p>P. 84</p> <p>c 密封された放射性同位元素の使用に係る帳簿（規則第24条第1項第1号ハ、ホ及びヘ） 放射性同位元素の使用の都度、記帳していることを確認する。 また、使用の年月日には、使用の方法において使用時間の上限を定めていることなど、放射性同位元素の取扱管理上必要な場合には、時刻も記載していることを確認する。</p> <p>時刻を記載とは、そのようにすれば良いのか？ご教示をお願いします。個別の照射のたびごとに記載することを原子力規制委員会として要求されるというのでしょうか。許可使用者は通常使用時間数で許可をもらっています。医療用に使用されている場合、使用時間数は常に自動的に積算され、その積算値を一日、一週間、三月間と積算記載しています。時刻となると〇〇時〇〇分〇〇秒から▽▽時▽▽分▽▽秒となり、ここまで細かく記載する必要は無いかと考えます。一方、厚さ計やレベル計のような装置に関しても操作盤上で on・off の記録は残ります。その時刻をわざわざ記帳場に転記する必要は無いかと思えます。従って、「使用の方法において使用時間の上限を定めることなど、放射性同位元素の取</p>	<p>➤ 御意見の部分は、許可届出使用者が、使用の方法において使用時間の上限を設定している場合、その上限を超えないよう時間の管理を行う必要があることから、その管理状況について確認する旨を示したものです。</p> <p>➤ 上記の内容がより明確になるよう、立入検査ガイド案の第5章第6節II. 1. (1) ②cの記載内容を、下記のとおり修正します。また、同様の記載の箇所についても併せて修正します。</p> <p>➤ なお、時間管理において、どの程度の精度で管理を行うかについては、許可届出使用者が、自らの放射性同位元素又は放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、適切なものを選択して適用すべきものです。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>c (略)</p> <p>i. 放射性同位元素の使用の都度、記帳していることを確認する。 また、使用の年月日には、使用の方法において使用時間の上限を定めていることなど、放射性同位元素の取扱管理上必</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>扱管理上積算時間が管理できない場合などには、使用開始時刻及び終了時刻も記載していることを確認する。」くらいで如何でしょうか。</p>	<p>要な場合には、<u>時間</u>も記載していることを確認する。</p>
140	<p>84 ページ</p> <p>c 密封された放射性同位元素の使用に係る帳簿中略放射性同位元素の取扱管理上必要な場合には、時刻も記載していることを確認する。</p> <p>意見</p> <p>平成 21 年 12 月 18 日「第 24 条に規定する帳簿の記載等に関するガイドライン」では「使用を開始した時刻及び使用を終了した時刻若しくは使用時間又は線量についても記帳する。」と記載されている。</p> <p>臨床で使用されている密封された放射性同位元素の多くは、積算タイマーやログにより取扱管理上必要な使用時間を記録することが可能であり、使用時刻を記載する必要はない。</p> <p>使用時刻の記載が必要な場合とは、シード線源のような積算時間が管理できない場合であり、その際は使用開始時刻(○時○分○秒)及び終了時刻の記録から使用時間の算出が必要となる。</p> <p>次のような記述でどうか?「使用の年月日には、使用の方法において使用時間の上限を定めることなど、放射性同位元素の取扱管理上積算時間が管理できない場合などには、使用開始時刻及び終了時刻も記載していることを確認する。」</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
141	<p>P. 84 c 1.</p> <p>意見：時刻も記載していることを確認するとは、具体的に何を求めているのか示してほしい。</p> <p>理由：照射ごとに記録するのは不要と考えます。</p>	
142	<p><該当箇所> P84</p> <p>密封された放射性同位元素の使用に係る帳簿</p> <p>i 放射性同位元素の使用の都度、記帳していることを確認する。</p> <p>また、使用の年月日には、使用の方法において使用時間の上限を定めていることなど、放射性同位元素の取扱管理上必要な場合には、時刻も記載していることを確認する。</p> <p><内容></p> <p>使用時間数で許可をいただいている場合、使用時間を積算した値を記帳すれば足りると存じます。</p>	
143	<p><該当箇所> P84</p> <p>c 密封された放射性同位元素の使用に係る帳簿</p> <p>1. 放射性同位元素の使用の都度、記帳していることを確認する。</p> <p>また、使用の年月日には、使用の方法において使用時間の上限を定めていることなど、放射性同位元素の取扱管理上必要な場合には、時刻も記載していることを確認する。</p> <p><内容></p> <p>使用時間数で許可をいただいている場合、使用時間を積算した</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>値を記帳すれば足りると存じます。この場合でも、〇時〇分〇秒といった時刻を記載していない場合、立入検査の際に指導されるのでしょうか。</p>	
144	<p><該当箇所> 84 ページ 5 章 6 節 II 1 (1) 2 イ <内容> c、i において、使用の方法において使用時間の上限を定めているなどでの場合は、その日（または管理すべき期間）の合計時間が「使用時間の上限」を超えていないことを管理していることが重要で「時刻」の記載までを求めるのは行き過ぎである。</p>	
145	<p><該当箇所> P84 c 密封された放射性同位元素の使用に係る帳簿 1. 放射性同位元素の使用の都度、記帳していることを確認する。また、使用の年月日には、使用の方法において使用時間の上限を定めていることなど、放射性同位元素の取扱管理上必要な場合には、時刻も記載していることを確認する。</p> <p><内容> 線源の放射能は、公称値で管理され、使用時間数で許可を取得している。そのため、使用時間を積算した値を記帳すれば良いと考えます。 使用開始・終了時刻の表示は、意味がないのではないのでしょうか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
146	<p>P. 91</p> <p>b 放射線発生装置の使用に係る帳簿（規則第24条第1項第1号ニからへまで）</p> <p>放射線発生装置の使用の都度、記帳していることを確認する。また、使用の年月日には、使用の方法において使用時間の上限を定めることなど、放射線発生装置の取扱管理上必要な場合には、時刻も記載していることを確認する。</p> <p>時刻を記載とは、そのようにすれば良いのか？ご教示をお願いします。患者への個別の照射のたびごとに記載することを原子力規制委員会として要求されるというのでしょうか。許可使用者は通常使用時間数で許可をもらっています。使用時間数は常に自動的に積算され、その積算値を一日、一週間、三月間と積算記載しています。時刻となると〇〇時〇〇分〇〇秒から▽▽時▽▽分▽▽秒となり、ここまで細かく記載する必要は無いかと考えますが、許可使用者が納得するように原子力規制委員会としての考え方を説明して下さい。</p>	
147	<p>91 ページ</p> <p>b 放射線発生装置の使用に係る帳簿（規則第24条第1項第1号ニからへまで）</p> <p>i. 放射線発生装置の使用の都度、記帳していることを確認する。また、中略放射線発生装置の取扱管理上必要な場合には、時刻も記載していることを確認する。</p> <p>意見</p> <p>臨床で使用されている放射線発生装置は、積算タイマーやログに</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>より取扱管理上必要な使用時間を記録することが可能であり、使用時刻を記載する必要はない。</p> <p>使用時刻の記録が必要な場合とは、積算時間が管理できない場合であり、その際は1照射(ビーム)ごとの使用開始時刻(○時○分○秒)及び終了時刻の記録から使用時間の算出が必要となる。</p> <p>次のような記述でどうか？</p> <p>「使用の年月日には、使用の方法において使用時間の上限を定めることなど、放射線発生装置の取扱管理上積算時間が管理できない場合などには、使用開始時刻及び終了時刻も記載していることを確認する。</p>	
148	<p>P. 86</p> <p>□ 密封されていない放射性同位元素を使用する許可使用者に係る帳簿</p> <p>a 密封されていない放射性同位元素の帳簿に係る全般的な確認事項</p> <p>i. 密封されていない放射性同位元素に関する帳簿を整備していることを確認する。</p> <p>ii. 核種ごとに、数量及びその基準年月日、物理的状态、化学形等、製品名、許可証又は許可申請等に記載された整理番号等その他の放射性同位元素を特定するために必要な情報を記載していることを確認する。</p> <p>許可証に記載された整理番号は変更申請又は軽微な変更をしたときに変わることはないのでしょうか。書換の都度整理番号が変わるようではいちいち帳簿を書き換えなければならなくなり許</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分は、帳簿の記載がどの放射性同位元素に関するものであるかについて、許可使用者において、特定がなされていることを確認する旨を示すものであり、「許可証又は許可申請等に記載された整理番号」等は例示です。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>可届出使用者に多大な負担を掛けることとなる。また、密封されていない放射性同位元素は、同一核種でも分取（分注）して使用する方法で使用するが、全て同じ核種においてはどれだけロットが増えても同じ整理番号にしなければならないのか。さらに届出使用者では許可証がないので同じ使用者において多大に不利益な検査対象となるものが発生するなど公平性に反するので、「許可申請等に記載された整理番号等その他の放射性同位元素を特定するために必要な情報を記載していること」の確認は削除すべきと考える。</p>	
149	<p><該当箇所> 86 頁 <記述> □ 密封されていない放射性同位元素を使用する許可使用者に係る帳簿 a 密封されていない放射性同位元素の帳簿に係る全般的な確認事項 密封されていない放射性同位元素に関する帳簿を整備していることを確認する。 核種ごとに、数量及びその基準年月日、物理的状态、化学形等、製品名、許可証又は許可申請等に記載された整理番号等その他の放射性同位元素を特定するために必要な情報を記載していることを確認する。 <意見> 密封されていない放射性同位元素は、同一核種でも分割（小分け）して使用する方法では整理番号は同じになる場合があるが、この</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	場合は独自の番号としてよいですか。	
150	<p><該当箇所> 87 ページ 5 章 6 節 II 1 (1) 2 ロ</p> <p><内容> b、i の「事業所等における生成」とは、何を指しているのかの説明を記載すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「事業所等における生成」が、事業所等に設置された放射線発生装置、原子炉等において放射性同位元素を生成することを指すものであることは、その文意から明らかです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
151	<p><該当箇所> 91 頁 <記述> b 放射線発生装置の使用に係る帳簿(規則第 24 条第 1 項第 1 号ニからへまで)</p> <p>2. 放射線発生装置の使用の都度、記帳していることを確認する。また、使用の年月日には、使用の方法において使用時間の上限を定めることなど、放射線発生装置の取扱管理上必要な場合には、時刻も記載していることを確認する。</p> <p>2. 使用の目的、方法及び場所には、許可証又は許可申請等との対応が明確に判別できるよう記載し、かつ、それらの内容が許可証又は許可申請等及び実際の使用に係る取扱内容と整合していることを確認する。また、許可申請等における使用の方法において使用時間の上限、照射する線量の積算値の上限や同時使用の組合せ等を定めている場合には、その使用の方法を管理するために必要な事項を記載していることを確認するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「使用時間は積算時間と関係ないのでしょうか」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、御意見の部分において、使用時間と積算時間との関係の有無について何ら言及するものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、使用時間の上限等、許可申請等に記載する使用の方法は、許可使用者が、自らの放射線発生装置の取扱いの状況等に照らし、設定するものと考えます。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>〈意見〉 使用時間の上限、照射する線量の積算値の上限、となっておりますが、使用時間は積算時間と関係ないのでしょうか？</p>	
152	<p>〈該当箇所〉 91 頁 〈記述〉 b 放射線発生装置の使用に係る帳簿(規則第 24 条第 1 項第 1 号二からへまで) 2. 放射線発生装置の使用の都度、記帳していることを確認する。 また、使用の年月日には、使用の方法において使用時間の上限を定めることなど、放射線発生装置の取扱管理上必要な場合には、時刻も記載していることを確認する。 2. 使用の目的、方法及び場所には、許可証又は許可申請等との対応が明確に判別できるよう記載し、かつ、それらの内容が許可証又は許可申請等及び実際の使用に係る取扱内容と整合していることを確認する。また、許可申請等における使用の方法において使用時間の上限、照射する線量の積算値の上限や同時使用の組合せ等を定めている場合には、その使用の方法を管理するために必要な事項を記載していることを確認するものとする。</p> <p>〈意見〉 同時使用の組合せ等を定めている場合とありますが、放射線発生装置と何を同時に使用することを想定しているのでしょうか？</p>	<p>➤ 御意見の「同時使用」は、放射線発生装置と放射性同位元素又は他の放射線発生装置を同時に使用する場合を指します。 ➤ なお、これが明確になるよう、立入検査ガイド案の第 5 章第 6 節Ⅱ. 1. (1) ②ハ b ii. の記載内容を、以下のとおり修正します。また、同様の記載の箇所についても併せて修正します。</p> <p>(修正後の内容) ii. … (略) …</p> <p>また、許可申請等における使用の方法において使用時間の上限、照射する線量の積算値の上限や放射性同位元素又は放射線発生装置の同時使用の組合せ等を定めている場合には、その使用の方法を管理するために必要な事項を記載していることを確認するものとする。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
153	<p>P. 92</p> <p>d 放射化物の廃棄に係る帳簿（規則第24条第1項第1号ルからワまで）</p> <p>放射化物の廃棄の都度、記帳していることを確認する。また、放射化物保管設備に保管する放射化物を廃棄する場合には、当該放射化物に関する廃棄に係る帳簿に記載する事項は、保管に係る帳簿に記載した内容との対応が明確に判別できるように記載していることを確認する。</p> <p>放射化物保管設備から直接廃棄しても良いのか？放射化物保管設備は放射化物の再使用を目的に設置したもので放射化物保管設備から直接廃棄はできないということではなかったのではないのでしょうか。放射化物に関する法令が施行されたときには、そもそも放射化物保管設備に保管している放射化物を廃棄するのであれば一旦廃棄物保管設備に保管廃棄し、ここから廃棄を委託する。若しくは、放射線発生装置に再使用のために放射化物を組み込み、その後速やかに廃棄するように説明を受けている。放射化物の管理が始まった当初の考えが変わったのならきちんと事務連絡等で広報をすべきと考える。</p> <p>検査内容で示すような放射化物保管設備に保管する放射化物を廃棄する場合との設定が可能と言うこととなれば、保管廃棄設備を設置する必要がなくなります。</p> <p>原子力規制委員会にRI法の規制が移管された後、放射化物の発生する事業所には保管廃棄設備の設置が義務づけられて許認可されていたかと思います。これらの事業所が保管廃棄設備を設けたことによる過大な設備投資をしたことに対する謝罪はされる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、御意見の部分は、放射化物保管設備における保管から、放射性廃棄物としての管理に移行する際に、保管と廃棄との対応が明確に判別できるよう管理していることを帳簿における記載から確認する旨を示すものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、放射化物の管理については、御意見の部分の記載により、従来の考え方を変更するものではありません。

整理 番号	意見の概要	考え方
	のでしょうか。	
154	<p>92 ページ</p> <p>d 放射化物の廃棄に係る帳簿(規則第 24 条第 1 項第 1 号ルからワまで)</p> <p>i. 放射化物の廃棄の都度、記帳していることを確認する。また、放射化物保管設備に保管する放射化物を廃棄する場合には、当該放射化物に関する廃棄に係る帳簿に記載する事項は、</p> <p>意見</p> <p>平成 24 年 3 月の事務連絡において「放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものを保管する場合には、次に定めるところにより、放射化物保管設備を設けること。」と規定されている。</p> <p>放射化物保管設備に保管する放射化物は再使用が前提で、保管設備に保管された放射化物は廃棄できないのではないです。廃棄するのであれば、保管設備に保管した放射化物を、装置に取り付けただけが、使えない。その後は装置から直接廃棄できる(すみやかに廃棄)、という解釈でした。それが変更になったのでしょうか。保管設備から廃棄できるのであれば保管廃棄設備は必要ありません。</p>	
155	<p><該当箇所></p> <p>95 頁</p> <p><記述></p> <p>ホ 第 20 条第 1 項第 5 号、第 2 項第 4 号及び第 3 項第 4 号の規定による点検等の帳簿(規則第 24 条第 1 項第 1 号タ 50)</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、立入検査ガイド案の第 5 章第 6 節 II. 1. (1) ②ホの記載内容を、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>ホ (略)</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>a 放射線障害のおそれのある場所及び放射線施設に立ち入った者に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定に用いる放射線測定器の点検又は校正に関する帳簿を整備していることを確認する。</p> <p>b 放射線測定器の点検又は校正の都度、記帳していることを確認する。</p> <p>c 点検及び校正の年月日には、放射線測定器ごとに点検及び校正をした年月日を記載していることを確認する。</p> <p><意見> この項目での、「点検及び校正」という文言と「点検又は校正」と混在しています。“及び”と“又は”では意味が異なります。使い分けの意味を提示してください。</p>	<p>a 放射線障害のおそれのある場所及び放射線施設に立ち入った者に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定に用いる放射線測定器の点検<u>及び</u>校正に関する帳簿を整備していることを確認する。</p> <p>b (略)</p> <p>c 点検<u>又は</u>校正の年月日には、放射線測定器ごとに点検<u>又は</u>校正をした年月日を記載していることを確認する。 なお、… (略) …</p> <p>d～e (略)</p> <p>f … (略) …また、点検<u>又は</u>校正の結果に伴う措置がなく、校正定数のみを変更される場合には、その旨を記載していることを確認することとなる。</p> <p>g 点検<u>又は</u>校正を行った者の氏名には、放射線測定器の点検<u>又は</u>校正を行った者が特定できるように記載していることを確認する。… (略) …</p>
156	<p><該当箇所> 95 ページ また、「点検を行った者の氏名」に係る具体的な記載方法を定め、その点検の内容や工程等に応じ遺漏なく記載していることを確認するものとする</p> <p><内容> 「点検を行った者の氏名」に係る具体的な記載方法とは何を意味しているのか？</p>	<p>➤ 御意見の部分は、点検の実施状況には様々なものが想定されるため、帳簿に記載する担当者によって「点検を行った者の氏名」に係る記載内容が異なることがないように、その具体的な記載方法を定めていることを確認する旨を示しています。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
157	<p><該当箇所> 95 ページ 5 章 6 節 II 1 (1) 2 ホ <内容> 94 ページニ d 1 行目では「措置の内容を記載していることを確認する。」とあるがホ f では「その内容を具体的に記載」となっており、求める内容に差があるようだが、それぞれどのような記載をすれば良いのか。</p>	<p>➤ 御意見のような放射線測定器の点検又は校正に伴う措置については、それぞれ許可届出使用者又は許可廃棄業者が自ら判断し、措置の内容を説明できるよう帳簿に記載すべきものと考えます。</p> <p>➤ なお、御意見を踏まえ、上記の趣旨がより明確になるよう、立入検査ガイド案の第 5 章第 6 節 II. 1. (1) ②ニ d の記載内容を、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>d 点検に伴う措置を講じた場合には、<u>具体的な措置の内容を記載していることを確認する。</u> … (略) …</p>
158	<p>93 ページ</p> <p>➤ b 測定の信頼性を確保するための措置には、下記の運用方法に応じた措置の内容を記載していることを確認する。</p> <p>➤ i. 第 5 章第 2 節 II. 2. (1) 2 イの場合 ➤当該外部の機関が上記の認定を受けていることについての確認した内容を記載していること。</p> <p>➤ ii. 第 5 章第 2 節 II. 2. (1) 2 ロの場合 ➤ 公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB) の ISO/IEC17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を受けていることの証明内容を記載していること。また、認定を受けた内容及び当該認定に基づき講じている措置の内容を記載していること。</p> <p>「当該外部の機関が上記の認定を受けていること」の「上記」が</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、立入検査ガイド案の第 5 章第 6 節 II. 1. (1) ②へ b の記載内容を、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>b (略)</p> <p>i. 第 5 章第 2 節 II. 2. (1) ②イの場合 当該外部の機関が<u>公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB) による ISO/IEC17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を受けていることについての確認した内容を記載していること。</u></p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>どれを指しているのかがわかりません。3行下のように「公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）の ISO/IEC17025 に基づく放射線個人線量測定分野」と書いてはどうでしょうか？</p>	
159	<p>96 ページ 点検及び校正に伴う措置がなく校正定数のみを変更する場合には、その旨を記載していること</p> <p>以前のパブコメ（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正案に対する御意見とこれに対する考え方【規則第 20 条第 1 項第 5 号関係】（点検及び校正の定義等含む）番号 82）においては、「ご意見のように結果に伴う措置はなく校正定数のみが掲示される場合には、「結果に伴う措置」については「結果に伴う措置はなし」又はその旨を記載することになります」と変わっています。</p> <p>考え方に変更があったということによいですか？そうであればその理由をお教え下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分については、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正及びこれに対する意見募集時に回答した考え方を変更するものではなく、そのことは、文意から明らかです。 ➤ よって、原案のとおりとします。
160	<p><該当箇所> 96 ページ 5 章 6 節 II 1 (1) 2 ホ</p> <p><内容> 校正定数の変更に関する確認は、点検又は校正及び措置の内容の確認と異なり、範囲を超えている。 「また、」以降は、点検及び校正結果に伴う措置の確認ではないことから削除すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 校正定数の変更は、校正の結果として示されるものであり、御意見の「範囲を超えている」ものではないと考えます。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
161	<p>〈該当箇所〉 97 頁 〈記述〉 ト 教育及び訓練に係る帳簿（規則第 2 4 条第 1 項第 1 号ソ 52） a 教育及び訓練に関する帳簿を整備していることを確認する。 b 教育又は訓練の都度、記帳していることを確認する。 c 教育及び訓練の実施年月日、項目、各項目の時間数（第 2 1 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第 3 号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練に限る。）並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名を記載していることを確認する。 〈意見〉 この項目での、「教育及び訓練」という文言と「教育又は訓練」と混在しています。“及び”と“又は”では意味が異なります。使い分けの意味を提示してください。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、立入検査ガイド案の第 5 章第 6 節Ⅱ. 1. (1) ②ト b の記載内容を、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>b 教育<u>及び</u>訓練の都度、記帳していることを確認する。</p>
162	<p>P. 9 7 ト 教育及び訓練に係る帳簿（規則第 2 4 条第 1 項第 1 号ソ 52）</p> <p>「教育の具体的な内容又は訓練の結果」とありますが、法令条文では定める項目（告示でも同様）に関しても教育及び訓練と一纏めとなっているにも係わらず、立入検査で教育と訓練を分けて検査するのは可笑しい。分けて検査をするならば、規則告示できちんと教育と訓練の内容を分けて規定すべき。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、立入検査ガイド案の第 5 章第 6 節Ⅱ. 1. (1) ②ト c の記載内容を、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>c … (略) …かつ、教育及び訓練を実施した者の氏名、<u>教育及び訓練の具体的な内容又は結果</u>、時間数等を記載していることを確認する。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
163	<p>〈該当箇所〉 97 頁 教育の具体的な内容又は訓練の結果</p> <p>〈内容〉 「訓練の結果」とはどのような内容を想定して書かれているものなのか具体的にご教授いただければ幸いです。教育及び訓練の「教育」と「訓練」を意図的に分離した記載となっておりましたので、「教育」を「講義」、「訓練」を「実習」というような意味合いで解釈して読みましたが、この場合、「訓練の結果」とは「実習の結果」ということになり、実習で測定等を行った場合に測定結果を記帳するという意味かと思えます。しかし、全ての参加者の全ての測定結果を帳簿に残すということになってしまいますと、莫大なデータ量となりまして、5年保管が現実的ではないと考えております。</p>	
164	<p>〈該当箇所〉 97 頁 教育の具体的な内容又は訓練の結果</p> <p>内容〉 「訓練」も「教育」と同様、具体的な内容がわかれば「訓練の結果」は無くても問題ないように思いますので、「教育の具体的な内容又は訓練の結果」ではなく「教育及び訓練の具体的な内容又は訓練の結果」というような表現にさせていただけるとありがたいです。長文失礼いたしました。ご確認のほど何卒よろしくお願い</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	いたします。	
165	<p>P. 97 ト 教育及び訓練に係る帳簿（規則第24条第1項第1号ソ52）</p> <p>防護の立入検査で教育及び訓練の帳簿には使用した資料も一緒に保管すること、時間数に見合ったものであることなどの指導を受けました。セーフティと異なる指導であるので戸惑いを感じ得ない。同じ部門内のことなのでセキュリティ防護担当部署と整合性をとるようにして欲しい。施行規則では教育及び訓練に関しては、両者ともに同一文言で規定しているが、被規制者の私たちが誤解しないように、「教育内容の保管、時間数の記述は初回のみ」と言うように記述するほうが良いのではないですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 放射線業務従事者に対する教育訓練について、管理区域に立ち入る前又は取扱い等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、放射線障害の防止に関する教育及び訓練の時間数を定める告示（平成3年科学技術庁告示第10号）に定められています。 ➤ 教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内に行わなければならない教育訓練については、許可届出使用者及び許可廃棄業者において、その対象者の力量や、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況等に応じて決定されるものと考えます。 ➤ また、教育及び訓練の資料については、法令上、御意見のような「時間数に見合ったものであるものとする」との義務はなく、立入検査ガイド案においてその旨を示すものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。
166	<p><該当箇所> 99 ページ 5 章 6 節 II 1 (1) 3 イ、ロ <内容> 届出版売・賃貸業者に係る帳簿であるため、「e 密封された放射性同位元素等の廃棄「の委託」に係る帳簿」である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見を踏まえ、規則の規定ぶりに合わせて、立入検査ガイド案の第5章第6節II. 1. (1) ③のイ e 及びロ e の記載内容を、以下のとおり修正します。 <p>(修正後の内容)</p> <p>③ (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>a~d (略)</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
		<ul style="list-style-type: none"> e 密封された放射性同位元素の廃棄の委託に係る帳簿（規則第24条第1項第2号へ及びト） …（略）… □ （略） a～d （略） e 密封されていない放射性同位元素の廃棄の委託に係る帳簿（規則第24条第1項第2号へ及びト） …（略）…
167	<p>P. 101 （2）検査手法 以下の記録等の記載内容の確認及び当該検査に係る責任者、担当者等への聴き取りにより、上記（1）の事実を確認する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>○3 許可申請等、使用届出等、販売業届出等又は賃貸業届出等の写し</p> <p>○3 は、許可申請等又は各届出等の写しの確認検査は必要なのですか？申請又は届出時に本申請書等は提出されていて正本は原子力規制委員会に存在する。また、法令上、申請書等の写しについての保存義務は課せられていない。検査対象とする必要があるならば法令改正等を行い、申請書等の保存を義務化するべきであり、立入検査に必要であるならば、規制委員会に提出したもの又は写しを放射線検査官が持参すべき。</p>	<p>➤ 整理番号23の御意見に対する「考え方」で示したとおり、例示するものであるとの趣旨が明確になるよう、立入検査ガイド案を修正します。</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
168	<p><該当意見> P. 101 (2) 検査手法 ③ 許可申請等、使用届出等、販売業届出等又は賃貸業届出等の写し</p> <p><内容> 立入検査の際、許可申請等の内容を再確認する必要があるのでしょうか？ 原子力規制委員会には、正本とし申請しており、オリジナル版があるはずですが、申請書の写しの保存義務は事業者には課せられていません。 申請とおりの施設となっているかどうかについては、申請した正本と確認すべきと考えます。</p>	
169	<p>P. 106 (1) 立入検査対象事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>なお、近年の甚大な自然災害の発災状況及びそれに伴う防災意識の向上等に伴って、国や地方公共団体が公開しているハザードマップへの関心や、その利活用が高まっており、地域の住民のみならず、一般的な社会活動を行う企業及び団体等においても、当該ハザードマップの内容を踏まえた対応を図ることが社会的な要請と位置付けられている現状も踏まえて、許可使用者及び許可廃棄業者における自然災害発生時の対応を確認するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分は、ハザードマップの内容を踏まえた対応を義務付けるものではありません。 ➤ 御意見を踏まえ、立入検査ガイド案の第5章第7節Ⅱ. 2.(1)のなお書の部分を削除します。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p><意見></p> <p>なお、からの文章は法令記載項目ではないので、必ずしも必要な事項ではなく、努力事項ではないのか？</p> <p>“確認する。“となっているが、望ましいとすべきでは??</p> <p>確認した場合、立入検査に来た放射線検査官の判断でその様に指摘、指導をするのか？その判断基準を示すべきと考えるが。原子力規制委員会の説明をお願いしたい。</p> <p>審査ガイドの解説でも</p> <p>【解説8】ハザードマップの内容を踏まえた対応状況の確認の項でも</p> <p>「許可申請者における自然災害発生時の対応を確認するため、必要な説明を求めるものとする。」となっています。法令で規定されていない事項ですので「自然災害発生時の対応について、具体的に説明できることが望ましい。」とすべきではないでしょうか。お答えください。</p>	
170	<p><該当箇所></p> <p>106 ページ</p> <p>なお、近年の甚大な自然災害の発災状況及びそれに伴う防災意識の向上等に伴って、国や地方公共団体が公開しているハザードマップへの関心や、その利活用が高まっており、地域の住民のみならず、一般的な社会活動を行う企業及び団体等においても、当該ハザードマップの内容を踏まえた対応を図ることが社会的な要請と位置付けられている現状も踏まえて、許可使用者及び許可廃棄業者における自然災害発生時の対応を確認するものとする。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>〈内容〉 法令に根拠条文がなく、「社会的な要請と位置付けられている現状」をのみを根拠として、自然災害発生時の対応を立入検査対象事項の一つとして定めて良いのか？本来、法令改正が必要ではないのか。そのような現状があるのに法令改正しないのならば、それは規制側の怠慢ではないのか。 また、法令に根拠がないのに、指摘事項とすることはあり得るのか？</p>	
171	<p>13. P44 別記 4-3 P132 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼り付け等の措置が講じられていること。 13-1. 意見 ① シールも代わりに施錠管理でも基準に適合する。を追記する。 13-2. 理由 P133 最上段では堅牢性の評価、開封されたことが解る機構が規定されています。この規定は、輸送中、輸送物が理由無く間違っ て開封されると被ばくするおそれがあるため、開封されたことを特定するために S52 に IAEA に基づき規定されたものです。(IAEA 「放射性物質安全輸送規則 1973」以下 (IAEA と年号で記述)、を取り入れましたが現在 IAEA2018 では A 型は航空輸送時のみに必要と規定され、一般輸送では適用除外となっています) 「容易に破れない」は輸送の操作で容易に破れないという意味です。開封の意思があれば破れてもかまわないはずです。 過去からシールは、輸送物標識にセットにされた「A 型」と記述</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の部分は、外運搬に係る技術上の基準を示すものであり、同基準に適合する具体的な例を示すものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>された紙シールが使用されてきました。よって堅牢性に係わる評価は重要ではありません。</p> <p>又、「開けたことが明らかとなる」については、開かないように施錠管理等を行う方が合理的でより、安全だと理解され、文科省・国交省の立入検査でも、施錠管理で適合とされ指摘されていません。</p> <p>又、2019年からの防護の要求から、施錠又は封印が論議され、施錠で防護と、18条の要求を満足するとの解釈され、防護教育も実施されました。</p> <p>しかし、最近、施錠では開封の確認ができない、シールには施錠並みの強度が必要との解釈案が出て来たようで施錠+シールが必要なようです。</p> <p>いろいろな解釈が出ないように明確に規定していただきたい。</p> <p>IAEA1985 から A 型輸送物は航空機輸送だけ規定され一般輸送では規定されていません。(IAEA2018 においても同じ) 過剰な要求にならないように、法改正も視野に入れて検討願います</p> <p>又、防護の要求は施錠又は封印のはずです。シールの貼付等だけでは担保できません。IAEA の防護規程に適合すべく、施錠管理を適合と解釈をお願いします。</p>	
172	<p>13. P44 別記 4-3 P132</p> <p>みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼り付け等の措置が講じられていること。</p> <p>13-1. 意見</p> <p>② 「容易に破れないシールの堅牢性評価、開封が明らかになる</p>	<p>➤ 御意見の「容易に破れないシールの堅牢性評価、開封が明らかになる材料及び構造評価の記述は不要」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、堅牢性に係る評価については、規則第18条の5第3号の規定のうち、みだりに開封できないような措置に対する確認の視点を示したものです。</p> <p>➤ また、材料及び構造等に係る評価については、規則第18条</p>

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>材料及び構造評価」と有りますが、これらの記述は不要と考えます。</p> <p>13-2. 理由</p> <p>P133 最上段では堅牢性の評価、開封されたことが解る機構が規定されています。この規定は、輸送中、輸送物が理由無く間違っ て開封されると被ばくするおそれがあるため、開封されたことを 特定するために S52 に IAEA に基づき規定されたものです。(IAEA 「放射性物質安全輸送規則 1973」以下 (IAEA と年号で記述), を取 り入れましたが現在 IAEA2018 では A 型は航空輸送時のみに必要 と規定され、一般輸送では適用除外となっています)</p> <p>「容易に破れない」は輸送の操作で容易に破れないという意味で す。開封の意思があれば破れてもかまわないはずです。</p> <p>過去からシールは、輸送物標識にセットにされた「A 型」と記述 された紙シールが使用されてきました。よって堅牢性に係わる評 価は重要ではありません。</p> <p>又、「開けたことが明らかとなる」については、開かないように 施錠管理等を行う方が合理的でより、安全だと理解され、文科省 ・国交省の立入検査でも、施錠管理で適合とされ指摘されていま せん。</p> <p>又、2019 年からの防護の要求から、施錠又は封印が論議され、施 錠で防護と、18 条の要求を満足するとの解釈され、防護教育も実 施されました。</p> <p>しかし、最近、施錠では開封の確認ができない、シールには施錠 並みの強度が必要との解釈案が出て来たようで施錠+シールが必 要なようです。</p> <p>いろいろな解釈が出ないように明確に規定していただきたい。</p>	<p>の 5 第 3 号の規定のうち、みだりに開封されたことが明らか になるようにするための措置の内容であり、使用されるシー ル等の種類は様々であることから、その選定における確認の 視点を示したものです。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>

整理番号	意見の概要	考え方																
	<p>IAEA1985 から A 型輸送物は航空機輸送だけ規定され一般輸送では規定されていません。(IAEA2018 においても同じ) 過剰な要求にならないように、法改正も視野に入れて検討願います</p> <p>又、防護の要求は施錠又は封印のはずです。シールの貼付等だけでは担保できません。IAEA の防護規程に適合すべく、施錠管理を適合と解釈をお願いします。</p>																	
173	<p><該当箇所> 134 ページ 別記 4-2 外運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例</p> <p><内容></p> <p>実地に確認する場合欄</p> <p>「放射線量」ではなく、「1cm 線量当量率 (又は放射線量率) である。」ではないか。</p>	<p>➤ 御意見については、別記 4-2 のうち、「外運搬に係る技術上の基準」の記載において対象となる放射線量が示されていますので、それぞれ 1cm 線量当量率を指すことは明確ですが、より明確になるよう、立入検査ガイド案の別記 4-2 の記載内容を、以下のとおり修正します。また、同様の記載の箇所についても併せて修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>別記 4-2 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1189 970 2112 1458"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 970 1391 1182">外運搬に係る技術上の基準</th> <th data-bbox="1391 970 1469 1182">(略)</th> <th colspan="2" data-bbox="1469 970 2112 1145">基準への適合性確認のための方法例 (BM型輸送物及びBU型輸送物に係る検査並びに規則第18条の11又は第18条の12の規定を適用する事業所等外運搬及び簡易運搬に係る検査については、表外の注記を参照。)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th data-bbox="1469 1145 1823 1182">記録等により確認する場合</th> <th data-bbox="1823 1145 2112 1182">実地に確認する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 1182 1391 1458">(略)</td> <td data-bbox="1391 1182 1469 1458">(略)</td> <td data-bbox="1469 1182 1823 1458">(略)</td> <td data-bbox="1823 1182 2112 1458">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1214 1391 1458">表面における 1cm 線量当量率の最大値が 2mSv/h を超えないこと※² (規則第 18 条の 5 第 7</td> <td data-bbox="1391 1214 1469 1458">(略)</td> <td data-bbox="1469 1214 1823 1458">第 4 章 II. 2. (1) に示す立入検査対象事項及び II. 2. (2) に示す検査手法に基づき確認する。 放射性輸送物に係る 1cm 線量当量率の最大値が規定値</td> <td data-bbox="1823 1214 2112 1458">現場における放射性輸送物に係る 1cm 線量当量率の最大値が規定値を超えていないことの管理の状況を確認する。 …(略)…</td> </tr> </tbody> </table>	外運搬に係る技術上の基準	(略)	基準への適合性確認のための方法例 (BM型輸送物及びBU型輸送物に係る検査並びに規則第18条の11又は第18条の12の規定を適用する事業所等外運搬及び簡易運搬に係る検査については、表外の注記を参照。)				記録等により確認する場合	実地に確認する場合	(略)	(略)	(略)	(略)	表面における 1cm 線量当量率の最大値が 2mSv/h を超えないこと※ ² (規則第 18 条の 5 第 7	(略)	第 4 章 II. 2. (1) に示す立入検査対象事項及び II. 2. (2) に示す検査手法に基づき確認する。 放射性輸送物に係る 1cm 線量当量率の最大値が規定値	現場における放射性輸送物に係る 1cm 線量当量率の最大値が規定値を超えていないことの管理の状況を確認する。 …(略)…
外運搬に係る技術上の基準	(略)	基準への適合性確認のための方法例 (BM型輸送物及びBU型輸送物に係る検査並びに規則第18条の11又は第18条の12の規定を適用する事業所等外運搬及び簡易運搬に係る検査については、表外の注記を参照。)																
		記録等により確認する場合	実地に確認する場合															
(略)	(略)	(略)	(略)															
表面における 1cm 線量当量率の最大値が 2mSv/h を超えないこと※ ² (規則第 18 条の 5 第 7	(略)	第 4 章 II. 2. (1) に示す立入検査対象事項及び II. 2. (2) に示す検査手法に基づき確認する。 放射性輸送物に係る 1cm 線量当量率の最大値が規定値	現場における放射性輸送物に係る 1cm 線量当量率の最大値が規定値を超えていないことの管理の状況を確認する。 …(略)…															

整理 番号	意見の概要	考え方												
		号)。		を超えていないことの管理 の状況を確認する。	また、必要に応じて 表面における 1cm 線 量当量率を測定する。									
		(略)	(略)	(略)	(略)									
174	<p>P. 140 別記5-1-2 選任すべき主任者の人数及び時期選任すべき主任者の人数の一の事業所等 以下同じ</p> <p>法令条文では、一の事業所等ではなく、一事業所等ではないか。条文通りに記載するなら、「一工場若しくは一事業所又は一廃棄事業所につき・・・」とすべきではないか。</p>	<p>➤ 御意見の部分は、立入検査ガイド案における文章上の表現として「一の事業所等」と示していますが、その意味は、「一工場若しくは一事業所又は一廃棄事業所」と同じです。</p> <p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>												
175	<p>P. 141 別記5-1-3 定期講習の受講 届出販売業者及び届出賃貸業者</p> <p>除外規定があるので、全て届出販売業者及び届出賃貸業者の放射線主任者が定期講習を受けなければならないわけではない。きちんとかき分けて欲しい。</p>	<p>➤ 別記5-1-3は、立入検査ガイド案の第5章第1節I. 3.の内容を前提として記載しているため、別記5-1-3の届出販売業者及び届出賃貸業者が御意見の「除外規定」の適用を受けることは明らかですが、御意見を踏まえ、そのことがより明確になるよう、立入検査ガイド案の別記5-1-3の「区分」の欄の記載内容を、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>別記5-1-3 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1189 1209 2112 1453"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 1209 1496 1281">区分</th> <th data-bbox="1496 1209 1805 1281">選任前後における受講 履歴の有無等</th> <th data-bbox="1805 1209 2112 1281">受講すべき時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 1281 1496 1318">(略)</td> <td data-bbox="1496 1281 1805 1318">(略)</td> <td data-bbox="1805 1281 2112 1318">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1318 1496 1453">届出販売業者及び届出 賃貸業者(※)</td> <td data-bbox="1496 1318 1805 1453">選任後、定期講習を受 けていない者であって 選任前1年以内に定期 講習を受けていない者</td> <td data-bbox="1805 1318 2112 1453">選任の日から1年以内</td> </tr> </tbody> </table>				区分	選任前後における受講 履歴の有無等	受講すべき時期	(略)	(略)	(略)	届出販売業者及び届出 賃貸業者(※)	選任後、定期講習を受 けていない者であって 選任前1年以内に定期 講習を受けていない者	選任の日から1年以内
区分	選任前後における受講 履歴の有無等	受講すべき時期												
(略)	(略)	(略)												
届出販売業者及び届出 賃貸業者(※)	選任後、定期講習を受 けていない者であって 選任前1年以内に定期 講習を受けていない者	選任の日から1年以内												

整理 番号	意見の概要	考え方	
			上記以外の者 前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内
176	<p>151 ページ 別記 8-3</p> <p>別記 8-3 は、立入検査において確認した場合と、廃止措置の報告のみで立入検査に行かずに確認した場合が混在しているが、本ガイドでは前者のみ記載すべきではないか。後者については、別に記載すべきではないか。立入検査ガイドには立入検査に関するものを記載すべきでそれ以外のものを記載するのは、本来の趣旨と反するものではないでしょうか。</p>	<p>※ <u>表示付認証機器のみを販売又は賃貸する者並びに放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の運搬及び運搬の委託を行わない者を除く。</u></p> <p>➤ 御意見を踏まえ、立入検査ガイド案の別記 8-3 及び第 8 章 V. 4. の記載内容を、以下のとおり修正するとともに、脚注 64 を追記します。</p> <p>(修正後の内容)</p> <p>4. (略)</p> <p>… (略) …</p> <p><u>また、廃止措置については、立入検査により、法第 28 条第 7 項に定めるところの廃止措置の完了を確認したときは、廃止措置の完了の確認について、問合せに必要な放射線検査官の氏名及び連絡先を記載した上で、許可取消使用者等に通知するものとする (別記 8-3 参照) ⁶⁴。</u></p> <p>脚注 64</p> <p><u>なお、法第 28 条第 5 項の規定に基づく報告により、同条第 7 項に定めるところの廃止措置の完了を確認したときも、廃止措置の完了の確認について、問合せ等に必要な担当者名を記載した上で、許可取消使用者等に通知する。</u></p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
		<p>別記 8-3 (略)</p> <p>…(略)…放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第28条第1項に基づく貴事業所等(許可(届出)番号:)の廃止措置について、貴殿が同条第5項の規定に基づき報告した 年 月 日付け「許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書」及び 年 月 日に実施した立入検査により、その措置が完了したことを確認しましたので、通知します。…(略)…</p>

**放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドに対する
直接の意見ではないが関連する意見及び考え方**

令和 年 月 日

整理 番号	意見の概要	考え方
1	<p>立入検査できるのは原子力検査資格上級（セキュリティ）の方だけにしたほうがいいと思います。（セーフティ）と（セキュリティ）では全然違いますよね。立入検査なのだから検査資格でないとダメですよ。 「国際原子力機関（IAEA）総合規制評価サービス（以下「IRRS」という。）ミッション及び令和2年のIRRSフォローアップミッションによる勧告1を受けて、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）に基づく規制に係るガイド（以下「ガイド」という。）の整備を進めてきた。」ということなので核開発に利用してないことまでわかる方が立入検査する方が良いですよ。</p>	<p>➤ 御意見については、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの制定案第1章第2節に示す適用範囲から外れるもの、個別の立入検査における放射線検査官の指導等に対する意見、個別の事例に関して放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）の関係法令（以下「法令」という。）との適合性について確認するもの、法令の制定経緯を確認するもの、法令の改正要望、登録定期確認機関に対する意見等であり、これらは、立入検査その他の法令の実務において、適切に対応します。</p>
2	<p>（該当箇所） 1頁</p> <p>（意見） 特定放射性同位元素の防護に対する立入検査では、未だ検査官により解釈や指導がまちまちであり、防護に関してこそ検査ガイドを制定すべきです。 例えば、教育及び訓練とその記録、防護管理者・放射線取扱主任者の選任・解任、定期講習の受講等に関してはセーフティもセキュリティ（防護）も同様の規定であり、その解釈は今回のセーフティに関する立入検査ガイドで解釈ができるのではないのでしょうか、前向きな対応をお願いします。 また、当方を担当した検査官は、事前の聞き取り調査の時点で「許可の事もありますので」というような、我々からすると許可の取</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>り消しを連想させるような言動をされており、指導内容についてとても意見を言える状況ではありませんでした。</p> <p>防護に関する検査ガイドの制定と、検査官の資質向上をお願いします。</p>	
3	<p>意見</p> <p>放射線障害の防止に関する教育訓練、特定放射性同位元素の防護に関する教育訓練の規則条文はその条文の並び方規定の内容が殆どおなじである。</p> <p>それにもかかわらず、防護の教育訓練における再教育について新規教育の場合と同じ時間数の実施を問題視され、立入検査時の指導文書が発行されている。放射線障害の防止に関する教育訓練の記録では「各項目の時間数」という規定があるので、再教育者の教育訓練の時間数が除外されていることは事実として存在するが、防護の方は「防護に関する教育及び訓練の実施状況」とだけ規定されていて漠然とした内容である。「各項目の時間数」という項目すらない。双方の規則条文の形成が同じである以上、防護に関する教育訓練の再教育者に対する期間数の記録は許可届出使用者の努力目標であって、立入検査で指摘または指導する内容ではないはず。指摘・指導するのであれば規則第24条の2の12の改正をすべきと考えざるを得ない。</p> <p>再教育における教育訓練の時間数の取扱についてご説明願います。</p> <p>それにしても、防護に関する立入検査は許可使用者に対し、恫喝的に行われているし、検査官によっていうことがまちまちであり、立入検査を受けた事業者間の会合においてどのように対応を</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>取らなければいけないのか非常に困っている。その件について防護グループに問い合わせると、防護だからといって何の説明もないままにされている。このような状況であることを原子力規制委員会として改善することをお願いしますので、改善するのか否かについてもご回答願います。</p>	
4	<p>2. P4 15. 一時的立入者 2-1. 意見 ② 又、「放射線業務従事者でないもの」条文を見直しいただきたい。 規則第 20 条第 2 項 1 号へ「放射線業務従事者で無いもの」の語句削除 規則第 22 条 1 号「(一時的に管理区域へ立ち入る者を除く)」を削除 2-2. 理由 ② 放射線業務従事者であって、管理区域に一時的に立ち入る者を規定しています。これは放射線業務従事者であって、教育、訓練・立ち会い検査等の理由で一時的に立ち入る場合を想定していると考えます。</p>	
5	<p>P. 4 15. 一時的立入者 「一時的立入者」とは、見学等により、管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものをいう。 昭和 63 年の法改正時において旧法では「管理区域随時立入者」という区分があり、これが法改正により結果的には管理区域一時</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>的立入者に区分されたのですが、法令条文上案のまま残されてしまったのが規則第 22 条健康診断のところであり「放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行うこと」と規定されています。この括弧書きは不要であり、これを参考に一時的立入者を本ガイドにおける用語の定義及び説明で定めていますが、上記の理由からガイドで定めたことと、規則 22 条第 1 項の規定とに相違が生じてしまうこととなりますので、早急に当該規則条文の改正をしてください。</p>	
6	<p>「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」10 ページにインターロック設置について記載があるのですが、カギを特注して世界に 1 個しかないカギを作って合鍵を作らないで管理する方がインターロックより安全で安いと思います。</p>	
7	<p>RALS の本体（線源が収納されている）について、持ち運べないように要求されました。特定放射性同位元素の保管に関しては、記載はありません。 指導を統一してはいかがでしょうか。</p>	
8	<p>P 2 5 欄外脚注 脚注 11 規則第 1 5 条第 1 項第 1 0 号の規定は、あくまでも放射性汚染物を管理区域から持ち出す行為について規制するものであって、法第 3 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく放射性汚染物に含まれる放射線を放出する同位元素についての放射能濃度が放射線に</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>よる障害の防止を必要としないものの確認（いわゆる「放射能濃度の確認」又は「クリアランス（確認）」）とは異なるものであり、それによる措置を行う場合には、必要な申請を行い、確認を受ける必要がある。</p> <p>「放射能濃度の確認」又は「クリアランス（確認）」の制度はいつになったらできるのでしょうか。原子炉関係は一部規制委員会自ら実施しています。R I 規制法においても国の職員がこれらの制度に基づく行為を実施することを明確に示してほしい。</p>	
9	<p>2. 26頁</p> <p>法第10条第6項の規定に基づく届出をして、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の場所を一時的に変更して使用をする場合には、放射線取扱主任者免状を有する者の指示の下に行うこと（規則第15条第1項第10号の4）</p> <p>法第10条第6項の規定に基づく届出をして、密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合には、有資格者13の指示の下に行うこと及び放射線業務従事者に有資格者の指示を遵守させることを管理している状況を確認する。なお、手順書等が定められている場合、指示の内容との整合性を確認する。</p> <p>また、管理の状況に応じて、同項の規定に基づく届出書に記載した有資格者が実際の使用時に関与していること及び有資格者がした指示の内容や、放射線業務従事者における指示の遵守状況について確認するものとする</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>意見 有資格者による指示とは例えば、使用する場所に有資格者が赴いて作業者に直接指示を出す必要が有るのか、携帯電話やメール等によって遠隔地から口頭や文書による指示を出す方法も考えられるが、どの様な形態なら規則第 15 条第 1 項第 10 号の指示とみなせるのか、規制委員会の考え方をお示しいただきたい。</p>	
10	<p><該当箇所> 脚注 13 <内容> 事業所に選任主任者 1 名のみが放射線取扱主任者免状を有している状況がある。規則第 15 条第 1 項第 10 号の 4 の規定を遵守するには所定の放射線取扱主任者免状を有する者の指示の下に行う必要があるが、本来の事業所と一時的に使用場所を変更した場所とで、2 つ以上の離れた現場で放射性同位元素を使用することになる。この場合には、いずれかの現場に行かずとも、口頭や書面による作業の指示を行うことでよいのか。</p>	
11	<p>P. 26⑭、及び欄外脚注 13 1-1・意見 ② 又、「400GBq 以上」に適用する旨の法改正が必要 1-2. 理由 ②又、今後このような解釈の相違が起こらないためにも「400GBq 以上」に適用する旨の法改正の検討をお願いします。 (規則第 15 条第 1 項第 10 号の 4 改訂案) 法第 10 条第 6 項の規定に基づく届出をして、400GBq 以上の放射</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>性同位元素又は放射線発生装置の使用の場所を一時的に変更して使用をする場合には、放射線取扱主任者免状を有する者の指示の下に行うこと。</p>	
12	<p>P 2 7</p> <p>管理区域には人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときには放射線業務従事者の指示に従わせること（規則第15条第1項第12号）</p> <p>管理区域に人がみだりに立ち入らないようにするために実施する措置の状況を確認するとともに、放射線業務従事者以外の立入者について、放射線業務従事者の指示に従わせるための措置を確認する。</p> <p>また、管理の状況に応じて、現場において、人を管理区域に立ち入らせるための手続や、管理方法等を確認するものとする。</p> <p>なお、密封されていない放射性同位元素が盗難の上、散布され施設内を汚染し、その容器を施設外に遺棄するという事件が発生したことを契機として発出された「密封されていない放射性同位元素の管理の徹底について」（平成9年8月18日科学技術庁原子力安全局放射線安全課長）の趣旨を踏まえて、管理区域の人が通常出入りしない出入口の閉鎖等、その管理の状況を確認するものとする。</p> <p>「密封されていない放射性同位元素の管理の徹底について」（平成9年8月18日科学技術庁原子力安全局放射線安全課長）の通知が規制庁のホームページにある場所を教えてください。科学技術庁時代からいろいろな通知があるようですが、その通知を基に</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>立ち入るのならその通知を事業者が閲覧できるようにしてください。</p> <p>平成9年9月以降発足の事業所はこの通知をどうやって知ることが出来るのか？具体的に示してほしい。規制庁で事業所に許可等の都度知らせていただければありがたい。</p>	
13	<p><該当箇所> 27 ページ 「密封されていない放射性同位元素の管理の徹底について」（平成9年8月18日科学技術庁原子力安全局放射線安全課長） <内容> この通知は、意見公募開始時に原子力規制委員会のwebサイトに見つからなかった。特に平成9年8月18日以降に新たに使用許可を得た事業者には内容が不明である。通知を根拠にして立入検査を行うのならば、事業者が予め閲覧できるように原子力規制委員会のwebサイトのRI規制関連法令集のページに掲載すべきである。 なお、意見公募の締切近くになって掲載されたようであるが、webサイトの当該ページに最終更新日を記述すべきではないか。</p>	
14	<p><該当箇所> 27 頁 <記述> 放射線業務従事者以外の立入者について、放射線業務従事者の指示に従わせるための措置を確認する</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>〈意見〉 放射線管理区域に放射線業務従事者以外の者が立ち入ったときには、指示をした放射線業務従事者の氏名を記録するようにしています。しかし、管理区域と防護区域が重なりますので、防護措置から判断すると防護従事者でない放射線業務従事者に対し、本人確認が必要となります。そのような者の指示に従わせる、ということに矛盾を感じます。また、防護に関しては、法令や規制庁から配布された解釈類に記載のないことを立入検査で求められるので、今回のような防護の検査ガイドを作成すべきかと思えます。</p>	
15	<p>P. 29 2. 保管 (1) 立入検査対象事項 イ 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合を除き、放射性同位元素の保管は容器に入れ、かつ貯蔵室又は貯蔵箱において行うこと（規則第17条第1項第1号） 放射性同位元素の保管は、許可申請等又は使用届出等に記載した貯蔵施設において行うように管理している状況を確認する。 また、保管に係る容器の種類及び個数は、保管をする放射性同位元素の実際の実取扱状況及び許可申請等又は使用届出等に記載した内容と適合するように貯蔵施設（法第10条第6項の規定に基づき、密封された放射性同位元素の使用の場所を一時的に変更する場合にあっては、当該使用の場所を含む。）に備え、これを管理している状況を確認する。 貯蔵施設に備える容器のうち、放射性同位元素を入れていない</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>容器（いわゆる「空容器」）については、放射性同位元素を入れている容器（いわゆる「実入り容器」）との区別を明確にして管理している状況を確認するものとする。</p> <p><意見> 放射性同位元素を入れている容器（いわゆる「実入り容器」）との区別を明確にして管理するために、「実入り容器」には施行規則別表1の標識を付する、「空容器」には標識は付けない（標識を外す）ということによろしいか。回答をお願いいたします。</p>	
16	<p><該当箇所> 30 頁 <記述> 貯蔵施設に備える容器のうち、放射性同位元素を入れていない容器（いわゆる「空容器」）については、放射性同位元素を入れている容器（いわゆる「実入り容器」）との区別を明確にして管理している状況を確認するものとする。</p> <p><意見> 放射性同位元素を入れている容器（いわゆる「実入り容器」）との区別を明確にして管理するために、施行規則別表1の標識を付する場合は「実入り容器」とし、付していなければ「空容器」としもよいのですか。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
17	<p>該当箇所 P30</p> <p>貯蔵施設に備える容器のうち、放射性同位元素を入れていない容器（いわゆる「空容器」）については、放射性同位元素を入れている容器（いわゆる「実入り容器」）との区別を明確にして管理している状況を確認するものとする。</p> <p>内容</p> <p>「実入り容器」と「空容器」を区別するため、放射性同位元素を入れてない容器には「空容器」と表示する。もしくは貯蔵箱などに「空容器」と表示することで明確になると存じます。</p> <p>また、非破壊検査で使用する容器は、線源ホルダーの接続部を目視により確認できる構造となっているため、線源ホルダーの有無は明らかです。このように、「実入り容器」と「空容器」を明確に区別できる容器の場合は、表示不要と考えます。</p>	
18	<p>9. P30 2. (1)①イ</p> <p>9-1. 意見</p> <p>空容器の管理は置き場を変えることでも良いか。</p> <p>9-2. 理由</p> <p>非破壊検査で使用する容器は外観で、線源が入っていないことが明らかに解るため。</p>	
19	<p><該当箇所> 35 ページ 3 章 1 節 II 3 (1) ハ b</p> <p><内容></p> <p>大型機械等であって、これを容器に封入することが著しく困難な場合には、汚染の広がりを防止するための特別な措置を講じた上</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>で保管廃棄設備において保管廃棄することになっているが、火災時において防火又は耐火までの措置を講じることは困難である。一般的な延焼の恐れが低い状態で保管などの措置でよいか。</p>	
20	<p>p37</p> <p>本条文の制定時の考え方はどのような者を想定していたのか？それを踏まえ、現在でも想定されるのか？</p>	
21	<p>11. P37 口</p> <p>11-1. 意見</p> <p>廃棄に従事する者(放射線業務従事者を除く。)・・・, 線量限度は放射線業務従事者と同じであるのに、あえてこの条項があるのはなぜですか、又、このような人はなぜ規定されているのか、考え方を教えてください。</p>	
22	<p>12. P43 欄外 注記 22 . 特別形放射性同位元素等</p> <p>12-1. 意見</p> <p>特別形等の原子力規制委員会の認可申請方法は何処に規定されているのですか、教えてください。</p> <p>12-2. 理由</p> <p>申請方法等が不明のため,</p>	
23	<p>14. P44 経年変化の考慮 別記 4-3 P130</p> <p>14-1. 意見</p> <p>P130 最上段の「原子力規制庁資料」は HP の「RI 規制関連法令集」</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>の場所に up する。尚、他の部分で未提示のも同様です。</p> <p>14-2. 理由 「RI 規制関連法令集」で関係者が容易に確認できる必要がある。</p>	
24	<p>審査 P. 52 と欄外 2. 2</p> <p>なお、一人の者が複数の事業所等の主任者として選任され、主任者の職務を兼務するものについては、その状況を確認するものとする 26。</p> <p>欄外 26 一人の者が同時に複数の事業所等の主任者となることは、主任者の職務の適正な遂行を困難にすると考えられることから、原則として認められない。ただし、例えば、同一の工場又は事業所において放射性同位元素又は放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売又は賃貸を行っているなど、工場又は事業所の組織において一体的な管理運用が実施できる場合は、放射性同位元素等の取扱いについてその実態を常に監督するといった主任者の職務が遂行できること、主任者の職務を遂行するために組織体制が構築されていること等の実効性を確認することとなる。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令にないものを担当官の判断で兼務が出来るとなると、現在の防護の審査、検査と同じで担当官によって言うことが異なるのでは対応に苦勞し、事業者としては対応仕切れない。このようなマニュアルを作成したとしても、全く読まない理解できない審査 	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>官がいたのでは統一した規制が出来ません。是非、原子力規制委員会内の審査官の教育訓練の充実化をしてください。</p>	
25	<p>P. 55 (2) ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる</p> <p>著しく困難である場合とは、どのような場合をいうのか？具体的に示して欲しい。 「計算によってこれらの値を算出して」といくことは、計算方法として何でも良いのか？モンテカルロ法でも認めるのか？</p>	
26	<p>該当箇所 P56 (1) 外部被ばくによる線量の測定 …ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。</p> <p>内容 測定機関の線量計(以下「GB」という)で算定できなかった場合の措置として、次のいずれかを考えられますが、問題ありませんでしょうか。 ・使用線源と遮蔽状況、距離と滞在時間から算出。 ・放射線測定器による場所の線量率測定結果から、滞在時間を考慮して算出。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>・電子ポケット線量計(以下「EPD」という)値から算定。</p> <p>※日々の被ばく線量管理のために広く使われているEPDを併用(通常GBで算定)している場合は、EPDを点検校正されていないことが多いと考えられますが、前回(同期間)のEPDとGBの値を比較することにより、EPDの信頼性を検討した結果から適切に算定。</p>	
27	<p>P. 60</p> <p>放射線障害のおそれのある場所の測定関連で 防護の立入検査で、アフタローディング式照射装置(密封線源使用室)に、自主的に設置しているエリアモニター(法の規制対象では無く、自主的に放射線被ばく防止の目的で設置：アラームとパトライトの点滅がある。また放射線の量の測定に用いる放射線測定器にも該当しない。)について、動作確認の記録を求められました。このようなことがあってはならないはずですが、もちろん自施設の防護規程にも規定していないものです。むしろ、防護部門より安全部門の方で求めるべきではないでしょうか。</p> <p>防護部門の立入検査は親方日の丸を傘にしてやりたい放題です。このような件については防護の立入検査だからと言って無事にせずきちんとRI規制部門の統一性を考慮して原子力規制委員会としてどのような考えなのか回答をお願いします。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
28	<p>〈該当箇所〉 61 頁 〈記述〉 ホ 測定に用いる放射線測定器の点検及び校正を、1 年ごとに、適切に組み合わせて行っていること 〈意見〉 前立腺永久刺入用の密封線源の使用後に、落下した余剰線源の有無をサーベイしています。 この際に用いるサーベイメータについても「点検及び校正を、1 年ごとに、適切に組み合わせて行っていること」が求められますか？</p>	
29	<p>該当箇所：61 ページ</p> <p>防護の立入り検査において、RALS 室（密封線源使用室）に放射線被ばく防止の目的で自主的に設置しているエリアモニタの動作確認の記録を求められました。エリアモニタは法の規制対象ではないと認識しており、防護規程にも規定はしていませんが、規制の対象になるのでしょうか？それとも、規則第 20 条に規定されていない測定に用いる測定器についても、点検・校正が求められる場合があるのでしょうか？</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
30	<p>P. 66 及び P. 71</p> <p>○1 記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取 法第12条の10の規定に基づく定期確認において作成した説明資料等</p> <p>説明資料があったとしても登録確認機関の検査員で当該資料の内容を確認していない検査機関があるのが現状、当該機関では定期確認で、帳簿があるか否か程度の確認しかしていない。このような登録確認機関への厳正な立ち入り権の実施をお願いしたい。また、説明資料を作成していない場合は、定期確認機関の怠慢になるのか、事業所の怠慢になるのか説明願いたい。</p>	
31	<p><該当箇所></p> <p>66 頁</p> <p><記述></p> <p>記録等の確認及び責任者、担当者等への聴取 へ 法第12条の10の規定に基づく定期確認において作成した説明資料等</p> <p><意見></p> <p>説明をするほど、検査員は資料を見ません（全体で1時間で終わる検査機関もあります）</p> <p>定期確認では、帳簿があるか否か程度の検査しか行わない確認機関があるので、作成していない場合は、定期確認機関の怠慢になるのか、事業所の怠慢になるのか？</p> <p>登録定期確認機関への、指導を行うべきではないですか。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
32	<p>＜該当箇所＞ 70 ページ 5 章 2 節 II 3 (1) 1 子 ＜内容＞ RI 法では記録の写しに係る書面の作成義務はないが、どのように確認するのか。口頭にて交付していることを回答すればよいか。</p>	
33	<p>P. 75 2. 健康診断の対象者、時期、頻度及び方法 健康診断の対象者、時期及び頻度 健康診断は、放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）に対し、初めて管理区域に立ち入る前に、また、管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごとに行わなければならない（規則第22条第1項1号及び第2号）。</p> <p>昭和63年の法改正時において旧法では「管理区域随時立入者」という区分があり、これが法改正により結果的には管理区域一時的立入者に区分されたのですが、法令条文上案のまま残されてしまったのが規則第22条健康診断のところであり「放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行うこと」と規定されています。この括弧書きは不要でありますので、早急に当該規則条文の改正をしてください。改正しないと言うこととなると、放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）とは、一時的に管理区域に立ち入る放射線業務従事者を示すものと解釈して除外して良いこととなります。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
34	<p>〈該当箇所〉 76 頁欄外</p> <p>〈記述〉 42 規則第 22 条第 1 項第 1 号の規定における一時的に管理区域に立ち入る放射線業務従事者は、実務において見出し難いものであり、全ての放射線業務従事者に対して健康診断を実施することを趣旨として運用している。</p> <p>〈意見〉 規制側においても見出し難い（説明のつかない）規定は改正すべきではないでしょうか？曖昧な規定は事業者を混乱させるのではないのでしょうか？”</p>	
35	<p>〈該当箇所〉 78 ページ 5 章 4 節 II 3 (1)</p> <p>〈内容〉 RI 法では記録の写しに係る書面の作成義務はないが、どのように確認するのか。口頭にて交付していることを回答すればよいか。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
36	<p>〈該当箇所〉 78 頁 〈記述〉 1 健康診断の結果の記録 イ 健康診断の都度、以下の事項について記録していること a 実施年月日 〈意見〉 実施年月日について 受診日、診断日、交付日等が考えられますが 健康診断の実施年月日は、1年を超えないように、その都度、事業所の判断で決めればよいでしょうか？</p>	
37	<p>78 ページ 1 健康診断の結果の記録 イ 健康診断の都度、以下の事項について記録していること a 実施年月日</p> <p>意見 健康診断は、受診ただけで完了するものではありません。事業者は放射線業務従事者の健康診断受診から本人への交付まで一連の行為を責任をもって実施する必要があります。 実施年月日についてどの年月日を記録すればよろしいでしょうか？ ・健康診断受診日（検査項目により複数日にまたがる場合があります） ・診断確定日</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>・ 診断結果の交付日 などが考えられますが、従事前の健康診断においては、診断結果が出てからでないと、業務従事者とするかどうかの判断はできません。そのように考えると、少なくとも事業者が診断結果を得た年月日が記録されるべきではないかと考えます。</p>	
38	<p>P. 81 第6節 記帳 I. 放射線障害の防止に関する記帳に係る法令の規定 許可届出使用者・廃棄業者等は、下記（1）から（3）までの帳簿を備え、保存しなければならない（法第25条）</p> <p>（1） 帳簿に記載する事項（規則第24条第1項） （2） 帳簿の閉鎖（規則第24条第2項） （3） 放射線障害の防止に関する帳簿の保存（規則第24条第3項及び規則第24条の2）</p> <p>・ 法定帳簿に関しては、通常「毎年3月31日に閉鎖し」と規定されているのも係わらず防護の立入検査では、常時立入者の帳簿を年度閉鎖するのか、通して記帳していいのか検査官の判断が曖昧のまま検査がなされています。この立入検査ガイド（セーフティ）では年度で閉鎖することを求めている。同じ部門なので法令で規定されたことをきちんと守った上で防護の立入検査を行って欲しい。許可使用者は防護の立入検査での対応に苦慮しています。原子力規制委員会として検査時に法令遵守をするように部門内で情報共有に努めて欲しい。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
39	<p>84 頁</p> <p>貯蔵施設から取り出し、又は貯蔵施設へ保管する都度、記帳していることを確認する。</p> <p>また、保管の期間には、保管を開始（密封された放射性同位元素を貯蔵施設に保管）した年月日から保管を終了（密封された放射性同位元素を貯蔵施設から取出し）した年月日までの期間を記載していることを確認する。さらに、機器に装備されている密封された放射性同位元素であって、使用の場所と保管の場所が同一である場合には、使用及び保管の区別を明確に整理した上で、保管に係る帳簿及び使用に係る帳簿を記帳していることを確認する。</p> <p>意見</p> <p>アフターローディング式照射装置や非破壊検査装置の場合は、法第 10 条 6 項を適用しない限りにおいては、使用施設の管理区域（密封された放射性同位元素の使用室）である使用の場所及び同一の区画となる貯蔵施設の管理区域内である保管の場所が同一管理区域内となります。使用施設（使用室）及び貯蔵施設の管理区域から密封された放射性同位元素が出ることがなければ、その期間を保管の期間（開始と終了）と考えて問題ないでしょうか。</p>	
40	<p>23. P84 d 保管に係わる帳簿保管の期間</p> <p>23-1. 意見</p> <p>密封線源を耐火性の容器に入れて保管する場合、保管の期間は受入払出の期間とし、保管場所から移動し、使用し、保管場所へ戻す場合は、その都度記録を作成することで、法定記録を満足する旨を追記する。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>23-2. 理由</p> <p>密封線源を耐火性の容器に入れて保管する場合、容器が貯蔵施設を兼ねるため、保管は使用時以外の期間となり、使用（線源の出し入れ毎）で保管の期間を管理すると保管の期間の記録が煩雑となる。</p> <p>よって従来より、原子力安全技術センター、アイソトープ協会等で記録ガイドが検討され運用されてきました。又、これらのガイドに基づく場合は、適法であるとされてきました。（実質の許可施設での保管期間は、各記録から充分読み取れるため。）しかし、最近、保管の期間は使用の都度終了するとの異なった解釈が出始め苦慮しています。明確な解釈をお願い致します。</p>	
41	<p>P. 84 d 1.</p> <p>意見：密封線源を耐火性の容器に入れて保管する場合、保管の期間は受入払出の期間とし、保管場所から移動し、使用し、保管場所へ戻す場合は、その都度記録を作成することで、法定記録を満足する旨を追記してほしい。</p> <p>理由：アフターローディング式照射装置（非破壊検査装置）の場合は、密封線源を耐火性の容器に入れて保管する場合、容器が貯蔵施設を兼ねるため、保管は使用時以外の期間となり、使用（線源の出し入れ毎）で保管の期間を管理すると保管の期間の記録が煩雑となる。</p>	
42	<p>該当箇所 P84</p> <p>d 密封された放射性同位元素の保管に係る帳簿</p> <p>1 貯蔵施設から取り出し、または貯蔵施設へ保管する都度、記</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>帳していることを確認する。また、保管の期間には、保管を開始（密封された放射性同位元素を貯蔵施設に保管）した年月日から保管を終了（密封された放射性同位元素を貯蔵施設から取り出し）した年月日までの期間を記載していることを確認する。さらに機器に装備されている密封された放射性同位元素であって、使用の場所と保管の場所が同一である場合には、使用及び保管の区別を明確に整理した上で、保管に係る帳簿及び使用に係る帳簿を記帳していることを確認する。</p> <p>内容</p> <p>密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合は、当該容器が貯蔵施設となります。この密封された放射性同位元素を線源カプセルとすれば、そのカプセルから取り出すことは無く、貯蔵施設から線源が出ることはありませんから、線源の運び入れから運び出しまでが保管の期間となります。</p> <p>また、非破壊検査装置の場合、法第 10 条 6 項を適用しない限り、使用・貯蔵施設（使用室）の管理区域内に線源がありますので、使用と保管が同じ場所となりますが、保管の期間の注意書きとして「使用の方法により使用している時間を除く」と付記することで、使用室に線源がある期間を保管の期間とします。</p>	
43	<p><該当箇所> P. 84</p> <p>d 密封された放射性同位元素の保管に係る帳簿</p> <p>i 貯蔵施設から取り出し、又は貯蔵施設へ保管する都度、記帳していることを確認する。</p> <p>また、保管の期間には、保管を開始（密封された放射性同位元素</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>を貯蔵施設に保管)した年月日から保管を終了(密封された放射性同位元素を貯蔵施設から取出し)した年月日までの期間を記載していることを確認する。さらに、機器に装備されている密封された放射性同位元素であって、使用の場所と保管の場所が同一である場合には、使用及び保管の区別を明確に整理した上で、保管に係る帳簿及び使用に係る帳簿を記帳していることを確認する。</p> <p><内容> 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合は、当該容器が貯蔵施設となります。非破壊検査装置の場合、線源は、線源ホルダーに封入され、線源ホルダー及び線源容器を含めて、装備機器であり、線源を線源ホルダーより取り出すことは無く、貯蔵施設から線源が出ることはありませんから、保管期間は線源の運び入れから運び出しまでが期間となります。</p> <p>また、非破壊検査装置の場合、法第10条6項を適用しない限り、使用・貯蔵施設(使用室)の管理区域内に線源がありますので、使用と保管が同じ場所となりますが、保管の期間の注意書きとして「使用の方法により使用している時間を除く」と付記することで、使用室に線源がある期間を保管の期間とします。</p>	
44	<p><該当箇所>84頁</p> <p><内容> 密封された放射性同位元素の使用に係る帳簿について、「放射性同位元素の使用の都度、記帳していることを確認する」とあるが、</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>RALS 装置の点検としての記録について、防護の立入検査で[線源の有無]の記録だけでなく[線源の動作チェック]を行い記録するように指導を受けた。防護の立入検査なのに線源の動作チェックがなぜ必要なのか疑問に感じた。必要で有るのなら、立入検査ガイドに線源そのものの動作チェックが必要であることを記載すべきではないか。</p> <p>この立入検査ガイドは、防護を含まないのであれば防護に関する立入検査ガイドを別途出すべきではないかと思う。</p>	
45	<p>該当箇所 P97</p> <p>ト 教育及び訓練に係る帳簿（規則第24条第1項第1号ソ52）</p> <p>c 教育及び訓練の実施年月日、項目、各項目の時間数並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名を記載していることを確認する。</p> <p>内容</p> <p>教育及び訓練の資料は、項目毎に分ける必要は無いはずですが、防護の立入検査においては、項目毎に資料を分けるようコメントされたので、確認したい。</p>	
46	<p>P. 97</p> <p>ト 教育及び訓練に係る帳簿（規則第24条第1項第1号ソ52）</p> <p>防護の立入検査では、初めての教育訓練の時間（防護関係1時間＋法令関係1時間）であり、再教育の時も同じ時間行うことと指導を受けました。告示では防護に関する教育を開始した後の教育時間数及び内容は記述されていません、どのように対応すればよ</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>いのでしょうか。一般の教育及び訓練も同じような対応を採られるのでしょうか。原子力規制委員会の見解を示して下さい。とにかく防護の立入検査では法令遵守が守られていません。この件につきましても原子力規制委員会としての見解を示して下さい。防護に関して法令や規制庁から配布された解釈類に記載のないことまで立入検査で求められるので、早急に防護に関する立入検査ガイドを定め、防護だから非公開とせず公開されるべきと思います。</p>	
47	<p><該当箇所> P97 ト 教育及び訓練に係る帳簿（規則第24条第1項第1号ソ52） c 教育及び訓練の実施年月日、項目、各項目の時間数並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名を記載していることを確認する。</p> <p><内容> 教育及び訓練の資料は、項目毎に分ける必要は無いはずですが、防護の立入検査においては、項目毎に資料を分けるようコメントされたので、確認したい。</p>	
48	<p>102 ページ 「使用予定のない放射性同位元素について」（平成10年5月1日 科学技術庁原子力安全局放射線安全課長） この通知は、原子力規制委員会の web サイトに見つからない。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
49	<p>〈該当箇所〉 102 ページ 「使用予定のない放射性同位元素について」（平成 10 年 5 月 1 日 科学技術庁原子力安全局放射線安全課長）</p> <p>〈内容〉 この通知は、意見公募開始時に原子力規制委員会の web サイトに 見つからなかった。特に平成 10 年 5 月 1 日以降に新たに使用許 可を得た事業者には内容が不明である。通知を根拠にして立入検 査を行うのならば、事業者が予め閲覧できるように原子力規制委 員会の web サイトの RI 規制関連法令集のページに掲載すべきで ある。 なお、意見公募の締切近くになって掲載されたようであるが、web サイトの当該ページに最終更新日を記述すべきではないか。</p>	
50	<p>〈該当箇所〉 105 頁 〈記述〉 なお、事故・トラブル等の緊急時における連絡方法を定めた「放 射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の緊急時にお ける連絡について（平成 30 年 3 月 7 日原子力規制庁長官官房総務 課事故対処室・放射線規制部門事務連絡）」の趣旨を踏まえた管理 及び対応の方法についても確認するものとする。 〈意見〉 放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の緊急時に おける連絡について（平成 30 年 3 月 7 日原子力規制庁長官官房</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>総務課事故対処室・放射線規制部門事務連絡)」には、連絡先の電話等が記載されていません。以前はあったと思いますが。通知の日付等是不変ならないようですが、内容が変更されているのでしょうか？</p>	
51	<p>〈該当箇所〉 105 ページ 「放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の緊急時における連絡について（平成30年3月7日原子力規制庁長官官房総務課事故対処室・放射線規制部門事務連絡）」</p> <p>〈内容〉 事業所に送付されたこの通知文書には、原子力規制庁事故対処室の連絡先の電話番号等が記載されている。その一方で、現在、原子力規制委員会のwebサイトに掲載されている文書には記載されていないが、なぜか。</p>	
52	<p>〈該当箇所〉 106 頁 〈記述〉 なお、近年の甚大な自然災害の発災状況及びそれに伴う防災意識の向上等に伴って、国や地方公共団体が公開しているハザードマップへの関心や、その利活用が高まっており、地域の住民のみならず、一般的な社会活動を行う企業及び団体等においても、当該ハザードマップの内容を踏まえた対応を図ることが社会的な要請と位置付けられている現状も踏まえて、許可使用者及び許可廃棄業者における自然災害発生時の対応を確認するものとする。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>〈意見〉</p> <p>ハザードマップは各自治体で作成しており、国としての立入り検査に使用するのであれば、統一的なハザードマップの作成を各自治体に要請するべきではないでしょうか。</p>	
53	<p>〈該当箇所〉</p> <p>122 ページ</p> <p>立入検査の実施、事業所等内の巡視、放射線施設への立入り立入検査を行う放射線検査官は、立入検査の開始時に、その身分を示す証明書を携行していることを確認するとともに、立入検査において関係者の請求があるときは、これを提示することができるように備える。</p> <p>〈内容〉</p> <p>立入検査の開始時に放射線検査官身分証明書を提示してから検査に当たるべきである。特定放射性同位元素の防護に関して、防護従事者の指名等には身分を証明することが重要としてあるので、検査官の身分も当然証明されるべきである。</p>	
54	<p>該当箇所 P132 頁 A型以上に適用される「シール等」</p> <p>みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。みだりに開封されないようにするための措置として用いるものの堅牢性に係る評価、開封された場合に開封されたことが明らかになるようにするための材料及び構造等に係る評価とその結果を確認する。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>内容</p> <p>放射性輸送物は、理由無く間違っ開封されると被ばくするおそれがあるとして、開封されたことを特定するために IAEA「放射性物質安全輸送規則 1973」に基づき規定されましたが、IAEA「放射性物質安全輸送規則 2018」は、A 型輸送物については航空輸送時のみに規定され、他の輸送では適用除外になっています。</p> <p>封印は、a 搬出元、b 運搬、c 搬入先について一つでも他者が介すれば意味があると思いますが、非破壊検査の法第 10 条第 6 項の運搬では、abc 全て同じ者が行うため封印の効果は期待できないと思いますので、ご再考いただけないでしょうか？</p>	
55	<p><該当箇所> P132 最下段 A 型以上に適用される「シール等」みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。みだりに開封されないようにするための措置として用いるものの堅牢性に係る評価、開封された場合に開封されたことが明らかになるようにするための材料及び構造等に係る評価とその結果を確認する。</p> <p><内容></p> <p>放射性輸送物は、理由無く間違っ開封されると被ばくするおそれがあるとして、開封されたことを特定するために IAEA「放射性物質安全輸送規則 1973」に基づき規定されましたが、IAEA「放射性物質安全輸送規則 2018」は、A 型輸送物については航空輸送時のみに規定され、他の輸送では適用除外になっています。</p> <p>これまで、シールの貼付け等については、施錠管理で足りると解</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>釈されていましたが、最近、施錠では開封の確認ができない、シールには施錠並みの強度が必要と解釈され、「施錠＋シール」が必要との指導がなされています。この指導は、IAEAの最新規則に逆行するものと言わざるをえません。</p> <p>ついては、IAEAの最新規則の取り入れを検討し、それまでの間は、シールの貼付け等は、「シール又は施錠」と解釈し、運用を進めていただきたい。</p>	
56	<p><該当箇所> 147 ページ 別記8-1 立入検査の実施に係る通知の例 別紙</p> <p><内容></p> <p>5. その他</p> <p>「・関係者（事業所等の長、放射線取扱主任者、特定放射性同位元素防護管理者、実務担当者は必須。なお、これらの者の出席が困難な場合においては代理者。）の出席」の代理者は、必須とされる各役職と同等の権限を持つ者を出席させると理解してよろしいか。</p>	
57	<p>該当箇所 P149</p> <p>別記8-2 立入検査に関する連絡票の例</p> <p>…実施した立入検査において、以下のとおり、法令の要求を満たしていない事項（指摘事項）及び改善を求める事項（指導事項）が確認されました。ついては、別紙の指摘事項及び指導事項について改善を図ってください。また、指摘事項については、当該指摘事項に対する貴事業所の…講じた措置について 年 月 日までに放射線検査官宛てに報告してください。</p>	

整理 番号	意見の概要	考え方
	<p>内容</p> <p>安全に関する立入検査は、既にこれに従って運用（指摘：要報告、指導：報告不要だが次回の検査で確認、助言：推奨事項）されていますが、防護に関する立入検査においては、安全と異なる次の運用（指摘・指導・コメントともに報告を要求）がなされています。</p> <p>原子力規制委員会として、統一した運用をお願いいたします。</p>	

**放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領の改正案
に対する御意見への考え方**

令和 年 月 日

整理 番号	御意見の概要	考え方
1	<p>立入検査の対象として、表示付認証機器届出使用者を追加する改正案となっているが、表示付認証機器届出使用者の対象者（事業者）は数が多く、また小規模な事業者も多いため、立入検査対応の負担が検査側・事業者側双方に大きくなると想定されます。</p> <p>表示付認証機器については設計認証により比較的リスクが低いと判断されて取り扱いを合理化したものと認識ですので、許可届出使用者と同じ2年毎の実施ではなく、よりインターバルを長くするか、表示付認証機器使用届・使用変更届や毎年の管理状況報告書を基に必要と判断した場合に不定期に実施とすることで十分ではないかと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第43条の2の規定に基づく立入検査は、従来から表示付認証機器届出使用者についても対象としています。今回の改正では、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領（原規放発第1307031号（平成25年7月3日原子力規制委員会決定）。以下「立入検査実施要領」という。）においても、このことが明らかになるように記載の適正化を行ったものです。 ➤ また、表示付認証機器届出使用者に対する立入検査の実施の頻度については、御意見にあるような「2年毎の実施」といった特段の運用上の定めはなく、立入検査実施要領の改正案の「4. 実施時期」（改正前の「3. 実施時期」）に示すとおり、年間計画において定めた時期その他必要な時期に実施するものとなります。 ➤ なお、立入検査実施要領の改正案の「4. 実施時期」（改正前の「3. 実施時期」）に「登録認証機関等については、原則として、登録若しくは登録の更新又は直近の立入検査を行った日からおおむね2年以内に実施することとする」とあるのは、登録認証機関等に対する立入検査について記載したものであり、表示付認証機器届出使用者に対する立入検査について記載したものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。
2	<p>P. 3~4 7. (1) 1-1. 意見 1. 管理者を「事業所等の管理者」に変更していますが、p3で事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今回の改正では、「管理者」の範囲をより明確にするため、「事業所等の管理者」に変更したものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	御意見の概要	考え方
	所等の管理者と記述しているので変更はいらないと考えます。	
3	<p>P. 3～4 7. (1)</p> <p>1-1. 意見</p> <p>2. 現在、指摘(法違反又は疑いがある)、指導、コメントの形で結果がだされています。</p> <p>指導、コメントについても変更方法等を報告することを求める検査官がいます。</p> <p>これらの項目について明確に規定していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 改正前及び改正案の立入検査実施要領の「7. 立入検査結果の取扱い」(1)において、安全管理調査官が「改善が求められる事項」があると判断した場合には、その事項について改善を求める旨を記載しており、御意見のような分類を示すものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、立入検査実施要領の改正案の「2. 立入検査の根拠及び手法」において、立入検査の実施に際しては、「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」を参照することとしているところ、同ガイド第8章においても、「改善が求められる事項」への対応について記載しています。
4	<p>新旧対照表 5 ページ 7. (2)</p> <p>「立入検査により廃止措置計画に記載された措置が行われたことを確認したときは、安全規制管理官(放射線規制担当)は、事業所等の管理者に対しその旨を通知する。」とあるが、立入検査実施通知が管理者又は代表者であればこれと同様にすることが適当であると思われるがいかがか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行の立入検査実施要領においては、「事業所等の管理者」は、許可届出使用者等の事業所等の管理者を表し、「事業所等の代表者」は、登録認証機関等の事業所等の代表者を表しています。 ➤ なお、御指摘を踏まえて、許可届出使用者等の事業所等の管理者に関する記載と登録認証機関等の事業所等の代表者に関する記載との区別がより明確になるよう、立入検査実施要領の改正案の「3. 年間計画の作成」を以下のとおり修正します。また、同様の記載の箇所についても併せて修正します。

整理 番号	御意見の概要	考え方
		<p>(修正後の内容)</p> <p>年間の立入検査実施予定件数及び対象となる許可届出使用者等の事務所、工場若しくは事業所(以下「事業所等」という。)又は登録認証機関等の事務所</p>